

第2章

業務の歩み

第2章 業務の歩み

第1節 公務災害補償業務

昭和31年度

1 業務の概況

創立当初であるため、手持金がなく、掛金、国庫補助金が入るまでの間、創立諸費、給与費及び初度調弁費等の緊急な支払資金に充てるため、昭和31年12月に日本勧業銀行本店（現第一勧業銀行本店）から200万円を借り入れ、翌年1月末に400万円を借り入れた。掛金としては、昭和32年1月になって、三重県下の市町村分として52万560円が初めて収納され、国庫補助金は、昭和32年3月に1,000万円の交付が行われた。

創立初年度における収支の概況は、収入総額は1,210万円、そのうち、掛金収入が208万円、国庫補助金が1,000万円、利息等が1万円であった。支出総額は、395万円であり、そのうち、損害補償費が196万円（うち146万円が支払準備金）、事務費等が198万円であり、当期剰余金が815万円生じた。

なお、市町村の基金に対する掛金は、消防団員に係る分として40円（昭和31年度においては、20円）に前年度の10月1日（昭和31年度においては、基金と契約を締結した日）現在の条例定員を乗じて得た額と、消防作業従事者に係る分として3銭5厘（昭和31年度においては、2銭5厘）に市町村の人口を乗じて得た額との合算額とされた。

2

市町村との公務災害補償責任共済契約の締結状況

基金の業務にとって、市町村との公務災害補償責任共済契約（以下「災害共済契約」という。）の締結は基本的問題であり、基金法の施行に当たり、国家消防本部から都道府県を通じ市町村に対し、強く行政指導が行われた。すなわち、国家消防本部は、都道府県知事あてに、「基金法及びこれに基づく政令の施行について」（昭和31年11月28日国消発第841号）の通達を出すとともに、更に、「消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結について」（昭和31年12月7日国消総発第132号、都道府県消防主管部長あて国家消防本部総務課長）をもって、全市町村ができるだけ速やかに基金と契約を締結するよう指導を行った。しかし基金法成立後、まだ日も浅く、かつ、設立が年度後半であったことなどにより、創立初年度、すなわち昭和31年度末における契約済市町村数は、わずか261（1組合、219市町村）にすぎなかった。

昭和32年度

1

非常勤水防団員・水防従事者に係る損害補償支払業務の開始

（1） 基金法の改正

昭和32年度に、基金法の一部を改正する法律が5月16日法律第105号をもって公布、同年8月10日から施行され、基金の業務が拡大されることとなった。その改正の概要は次のとおりである。

- ① 基金は、新たに水防団員で消防団員でないもの（水防法第6条の2）に係る損害補償及び水防従事者（水防法第45条）に係る損害補償についての支払業務を行う。
- ② 水防管理団体（旧法の規定により既に基金と契約を締結している市町村を除く。）は、新法の施行日（昭和32年8月10日）から起算して1月以内に基金との間に災害共済契約を締結するものとし、当該契約締結後1月以内に、水防団員及び水防従事者に係る分として、基金法施行令の定めるところにより、基金に対して掛金を支払わなければならない。
- ③ 水防管理団体である市町村で、旧法の規定により、既に基金との間に災害共済契約を締結しているものは、新法の施行の日から起算して1月以内に、水防団員及び水防従事者に係る分として、基金法施行令の定めるところにより、基金に対して掛金を支払わなければならない。

(2) 基金法施行令の改正

基金法施行令の一部を改正する政令は、昭和32年8月8日政令第254号をもって公布され、8月10日から施行された。その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 基金の水防管理団体に対する支払手続、支払額、支払責任及び水防管理団体の基金に対する掛金の支払期限については、消防団員又は消防作業従事者に係るものと同様とされたが、特に昭和32年度における基金の支払責任については、新法施行後、1月以内に災害共済契約を締結し、その後1月以

内に基金に対して掛金を支払ったものに対しては、災害共済契約締結後の事故に対して補償費を支払うものとする。

- ② 市町村又は水害予防組合の基金に対する掛金の額は、次のとおりとする。
 - a 市町村の掛金
 - (a) 消防団員に係る分 40円に前年度の10月1日現在の条例定員を乗じて得た額
 - (b) 水防団員に係る分 40円（昭和32年度に限り、30円）に前年度の10月1日（昭和32年度においては、新法施行後災害共済契約締結の日）現在の条例定員を乗じて得た額
 - (c) 消防作業従事者に係る分 3銭5厘に当該市町村の人口を乗じて得た額
 - (d) 水防従事者に係る分 3銭5厘（昭和32年度に限り、2銭5厘）に人口を乗じて得た額
 - b 水害予防組合の掛金
 - (a) 水防団員に係る分 40円（昭和32年度に限り、30円）に前年度の10月1日（昭和32年度に限り、災害共済契約締結の日）現在の組合会議決の水防団員の定員を乗じて得た額
 - (b) 水防従事者に係る分 18銭（昭和32年度に限り、13銭）に前年度の10月1日（昭和32年度に限り、災害共済契約締結の日）現在の組合員数を乗じて得た額

(3) 基準政令の改正及び定款の変更

基準政令の一部を改正する政令は、昭和32年8月8日政令第255号をもって公布され、8月10日から施行された。その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防作業従事者及び水防従事者の平均月額の算定期間を「6月間」から「1年間」に

改めるとともに、「厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準」がない場合には、「現に要した費用とすること」とすること。

- ② 補償基礎額の算定の基礎となる階級については、別表第1補償基礎額表の備考に規定されたこと。

また、昭和32年6月26日の理事会において定款の一部変更が行われ、基金の支払に関する決定について異議ある市町村等の審査の請求に関する規定が設けられ、同年10月30日に主務大臣の承認を得た。

更に、定款第20条の2の規定に基づく基金の審査手続等に関する規程が翌33年3月22日に作成されて主務大臣の承認を得た。

2 災害共済契約の締結状況

昭和32年度における市町村又は補償組合と基金との災害共済契約の締結状況は、次のとおりである。

契約件数は960件で、その内訳は、一部事務組合13、水害予防組合3、市269、町394、村281で市町村数は1,724（全市町村数の46%に当たる。）であった。特に、一部事務組合で契約したのは、東京都、北海道及び青森、岩手、秋田、栃木、富山、石川、山口、香川、高知の各県と、長野県下の郡単位の二つであった。その逆に、神奈川、愛知の2県が県単位の組合を解散、長野県下では郡単位の組合の一部を除いて解散し、それぞれ市町村ごとに契約を締結した。組合の解散により中間経費及び事務費を省き、各構成市町村の財政負担を軽減し、かつ、補償事務の促進を図ろうとする目的であった。

なお、当時の未加入の各県の一部事務組合の基金との契約締結への動向についてみると、昭和32年7月25日から28日にかけて、長崎県諫早

地方を中心とした大水害が発生し、これを契機として、九州各県補償組合の災害補償事業の安全性についての関心が急速に高まった。また、福岡県下では、同県消防主管課の指導により、同県消防協会幹部の基金との契約を希望する動きが活発となり、これに伴い同県組合の態度にもようやく理解のきざしがみられた。岡山県の組合も基金の努力により協調的な雰囲気が醸成してきた。そこで九州全県、岡山県及び広島県の各組合との契約を翌年度の初めに成立させるため、昭和33年1月26日から10日間にわたり、職員を派遣して各組合の説得に努めた結果、福岡、熊本、大分、長崎、鹿児島及び岡山の6県組合は、加入に傾いたが、佐賀、宮崎、広島の3県組合は、微妙な状況であった。

四国ブロックにおいては、昭和32年度当初に香川、高知の両県の組合が契約を締結したので、いずれ他の徳島、愛媛両県の組合も前者の2組合と同一歩調をとるであろうとみられた。

東北ブロックでは、山形県の組合を除いて、宮城、福島2県の組合の動向は、既に加入の方向に内定していた。このほか、山形、新潟、茨城、埼玉の各県の組合は、早急に契約締結を望むことは困難な状況であった。

昭和33年度

1 損害補償と自賠責保険との競合問題の解決

消防団員等が消防自動車事故により公務災害を受けた場合における損害補償費の請求の取扱いについて自動車損害賠償責任保険共同本部（現在の自動車保険料率算定会。以下この項で「共同本部」という。）と基金との間で意見が対立し、昭和32年5月から関係機関と協議を重ねてきたが、本年度に入って、どうにか消防側の主張のとおり解決

するに至った。

この問題の発端から解決までの経緯の概要は、次のとおりである。

この問題は、自動車損害賠償責任保険査定小委員会が「非常勤消防団員（常備部団員を含む。）が公務上の傷害を受けたときは、消防組織法に基づく政令（基準政令）により補償されるものであって、この保険の対象とならない。」との査定指針を決定し、共同本部は、昭和32年5月10日付で、この指針を各都道府県共同査定事務所等に通知し、それまで自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき支払っていた保険金の支払を突如中止したことから始まった。

基金としては、従来より、自賠責保険の契約が締結されている消防自動車の事故により消防団員等が公務上の傷害を受けた場合は、当然、保険会社に対し保険金を請求できるものとし、次のような取扱いをすべきものと解釈していた。すなわち、第1に、被害者たる消防団員等の請求に基づいて、消防組織法第15条の4又は消防法第36条の2に定める損害補償の給付をした市町村は、自賠法第15条の規定により、当該自賠責保険の保険者である保険会社に対して、保険金の支払を請求することができること、第2に、保険会社が自賠法第16条第1項の規定による請求に基づき、被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、市町村は、被害者が支払を受けた金額の限度において消防組織法又は消防法上の損害補償の責を免れることとしていた。

したがって、基金としては、市町村の利益擁護の立場から上記の共同本部の「査定指針」は、不当であると主張したのであった。共同本部がこのような「査定指針」を決定したことについては、運輸省自動車局から国家消防本部に対してなんらの事前協議も事後の連絡もなく、また、共同本部から基金に対しても全く同様であった。

基金としては、早速、国家消防本部主管課に報告のうえ協議を重ねた結果、国家消防本部は運輸

省と折衝を行うこととなり、基金は査定小委員会及び共同本部の啓蒙に当たることとなった。この折衝は意外に難航し、その後半年を経て、昭和33年4月2日に運輸省自動車局長から法制局に意見を求めた。

昭和33年8月5日には、国家消防本部総務課長からも法制局第一部長あて「国消総発第68号」で意見を求めた。

こうして、法制局第一部長から昭和33年9月27日付「法制局一発第38号」をもって、国家消防本部総務課長あてに回答が示された。^(注)

法制局の見解は、消防側の主張をほぼ全面的に認めたものであった。そこで基金としては、昭和33年10月21日に、各都道府県消防主管課長及び水防主管課長あてに「消防団員等公務災害補償責任と自動車損害賠償責任との関係についての法制局の統一解釈の決定について」（消基発第3131号）を通知するとともに、同日付で関係各

(注) 消防組織法又は消防法上の損害補償責任と自動車損害賠償保障法上の損害賠償責任との関係について
(昭和33年9月27日法制局一発第38号、法制局第一部長から国家消防本部総務課長あて回答)

一 問題

非常勤消防団員又は消防法第25条第2項若しくは第29条第5項の規定により消防作業に従事する者（以下「非常勤消防団員等」という。）が、市町村の保有にかかる自動車損害賠償保障法（以下「保障法」という。）による自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約が締結されている消防自動車の運行により、生命又は身体を害された場合において、（イ）被害者の請求に基づいて消防組織法第15条の4又は消防法第36条の2に定める損害補償（以下単に「消防組織法上の損害補償」という。）の給付をした市町村は、保障法第15条の規定により、当該責任保険の保険者である保険会社（以下単に「保険会社」という。）に対して保険金の支払を請求することができる解すべきであるか。

（ロ）保険会社が保障法第16条第1項の規定による請求に基づき被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、市町村は、被害者が支払を受けた金額の限度において消防組織法上の損害補償の責を免がれるものと解すべきであるか。

二 意見

お尋ねの問題は、（イ）、（ロ）いずれの点についても積極に解する。

市町村長あてに「消防自動車事故による消防団員等の災害に対する保険金又は損害賠償額の支払再開の決定に伴う損害補償費の請求の取扱いについて」(消基発第3130号)を通知した。

このようにして、1年半余の長期間の後、この重要な問題は解決されたが、これを契機として、共同本部、各共同査定事務所及び保険会社等の自賠責保険関係者と市町村及び基金との関係が改善され、ひいてはその後の関係被災者の補償により結果をもたらすこととなった。特にその後の共同本部の協力態勢には注目すべきものがあった。

2 災害共済契約の締結状況

昭和33年度末における契約件数は、1,102件に達した。このうちには、水防事務組合1、水害予防組合16を含んでおり、これを除いた市町村との契約件数は、1,085件で、その内訳は、一部事務組合23(県単位21、郡単位2)、市309、町469、村284となっていた。また、一部事務組合23の所属市町村数は、市120、町915、村538の合計1,573であった。

これを前記単独契約の市町村数1,062と合わせた全市町村数は、2,635となり、当該年度末における全国市町村数3,584に対する比率は、約73.5%となった。

この契約率は、前期末の46%に比し、27.5%の上昇となった。そして、当期中に契約を了した組合は、宮城、福島、岡山、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島各県の10組合で、市町村の単独契約は、大阪府及び滋賀、島根の両県下に多かった。

この結果、未契約の一部事務組合は、山形、茨城、群馬、千葉、埼玉、新潟、福井、山梨、鳥取、佐賀、宮崎各県の11となり、補償会(一部事務組合ではなく任意団体であった。)では、京都府及び広島県の2となった。

昭和34年度

1 伊勢湾台風災害に係る損害補償費の増大とその対策

昭和34年度に入ると、7月から9月にかけて全国各地に風水害が相次いで発生し、このため、消防団員及び協力者の死傷者が例年になく多数にのぼった。なかんずく、同年9月26日の伊勢湾台風による被害は甚大で、これにより極めて多数の消防団員等の死傷者が発生し、そのうち公務による死者だけでも75名に上った。

このため、基金の財政に及ぼした影響は大きく、基金としてはこれが対策に苦慮したのであった。次に、これらのことについてその概要を述べる。

まず、この伊勢湾台風による消防団員等の公務による死亡者数は、消防団員63名、消防協力者12名を合わせて75名であった。これに要する損害補償費は、4,636万8,000円と見込み、この支払計画として、現在までの基金積立金の中より2,000万円、昭和35年度概算要求額の中で要求していた基金造成費補助金493万6,000円(これについては後述する。)との計2,493万6,000円をもってこれに充当することとし、差引2,143万2,000円の不足額は昭和35年度予算で要求した。

2 昭和35年度予算概算要求(国庫補助金の要求)の経緯

基金に対する国庫助成の実績としては、昭和31年度が1,000万円、翌32年度が4,000万円で、補助対象は事務取扱に要する経費の全額と事業費の一部であった。しかし、昭和33年度に716万円、昭和34年度866万円が助成されたが、この補助対象は事務取扱に要する経費のみであった。このため、基金の財政状態が悪化し、市

町村に与える影響も少なからず重要な問題となつた。ちなみに、基金の財政状況は、昭和33年度においては773万円の不足金を生じ、34年度においては800万円、35年度においては補償基礎額の引上げを含めると1,159万円の不足金を生ずる見込みとなった。

そこでこれらの不足金を補てんするとともに、将来にわたり基金の基礎を安定し強化するため基金の造成費も必要であるとし、国に対し、当分の間、年間に生ずる不足金及び基金造成費に対する補助金を要求することとした。

しかし、このような国庫助成については、基金法第12条（国の補助）の規定に基づく基金法施行令附則第4条を改正する必要があったので、次のような改正案を予算要求と同時にまとめて要望した。

基金法施行令改正案

基金法施行令附則第4条中「事務取扱に要する経費については、当分の間、その全額を」を、「事務取扱に要する経費の全額、補償費に要する経費の一部及び基本金の造成に充てる経費については、当分の間」に改める。

しかしながら大蔵省に認められたのは、事業費の一部に対する補助金として3,000万円、事務費に対する補助金として1,082万円の合計4,082万円であった。また、基金法施行令附則第4条の改正もこれを実現することはできなかつた。しかし、伊勢湾台風による補償費に対して3,000万円の補助金が認められたことは、大きな前進であった。

3

損害補償業務に係る収支の悪化

前述したように、昭和34年度においては伊勢湾台風をはじめとする大きな風水害の発生に伴い、補償費支払業務が著しく増大し、基金の損害

補償費の支払額もまた膨脹した。

昭和34年度中に支払済みとなった損害補償の件数は8,674で、この額は9,398万円であった。

この年度における主な災害による死者は、伊勢湾台風（昭和34年9月、75名）のほか、第7号台風（昭和34年8月、7名）、山口県宇部市における爆発事故（昭和34年7月、7名）、福岡県二丈村における消防自動車事故（昭和34年3月、4名）等であり、これら以外の災害による死者も多く、その総数は153名に達した。

そして、昭和34年度における収支状況をみると、収入総額は6,464万円であり、そのうち掛金収入は5,164万円、国庫補助金は866万円、利息等432万円であった。これに対し支出総額は1億2,816万円であり、そのうち損害補償費1億1,982万円（うち5,768万円が支払準備金）、事務費等834万円であり、当期不足金が6,352万円生じた。この結果、不足金は前期不足金112万円を加えて6,464万円となり、積立金全額2,949万円をとりくずしても、なお、3,515万円の不足金が残るという大幅な赤字を生じたのであった。

4

全国消防団員等公務災害補償事務打合会の開催

昭和34年4月11日には、当基金の主催する全国消防団員等公務災害補償事務打合会が初めて開催された。

この会議における提出議題及び要望等の概要是、次のとおりである。

① 基金の従たる事務所の設置について（高知県組合）

基金の従たる事務所を各都道府県補償組合事務所に併設し、相当額の事務交付金（仮称）を交付せられたい。

② 補償基礎額の引上げについて（香川、福島、高知、北海道の各組合）

政令第2条第2項中別表第1イに示す補償基礎額は、昭和31年制定以来1回も改定されていないので、その補償額は現在の社会実情に即さない。政府の補助金を増額して速やかにこれを増額改定せられるよう要望する。

③ 消防団員に対する掛金の額を引き下げること（山口県組合）

全国的共済であるから、更に掛金の引下げが可能となるはずであるから、できるだけ引き下げるよう考慮されたい。

④ 掛金納付期を改正されたい（高知、香川、徳島の各県組合）

前年度末に次年度の掛金を納付することは市町村財政上困難である。市町村の収入時期を考慮されてその納付期を当該年度の6月、12月（又は四半期分割）に改正されたい。

⑤ 補償費交付金は速やかに支払われたい（山口県組合）

昭和35年度

1 損害補償費に対する国庫補助金要求のてん末

消防庁における基金関係の翌年度概算要求額は、事務費1,603万円、事業費5,404万円、合計7,007万円であったが、昭和36年1月に事務費として1,255万円、事業費として1,000万円、総額2,255万円の国庫補助金が認められた。

この昭和36年度予算折衝を通じて消防庁と大蔵省との間で問題の焦点となったのは、基金に対する国の補助金としては、毎年度4,000万円を交付するということであったのかどうか、という基金制度創設時の経緯にからむ根本的な問題であった。基金法第12条の規定によれば、国の基金に対する国庫補助を定めているが、第12条の

規定をめぐるこの問題が、基金創設後数年を経て、再び折衝の焦点として提起されたのである。^(注)

しかし、この折衝の結果、結局、事務費の国庫補助は行うが、大災害等に伴う特別の場合のほかは、補償業務についての国庫補助は認められることとなった。

このため基金としては経営態勢の自立化という問題に直面することになった。

2 市町村の要望事項

昭和35年4月21日には四国4県消防災害補償事務連絡協議会が開催され、同月28日には恒例の補償組合事務主任者会議を開催した。

これらの会議を通じて要望のあった事項は、次に掲げる同年5月16日の全国町村会会長の要望書に集約されている。

＜消防団員等公務災害補償関係法令の改正要望＞

消防団員等公務災害補償関係法令中、次の事項を改正せられたく要望する。

記

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基礎額を引き上げられたい。
(理由)

消防団員等に係る損害補償の基礎額は「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」に定められているが、同政令は昭和31年11月の制定にかかるもので、その後物価の高騰、生活費の増嵩により公務員の給与も再度にわたり改定されているので、これに準じ当然引き上げられるべきものである。

2 消防作業従事者（水防とも）に係る損害補償額を全額支給とするよう改められたい。
(理由)

現行基金が市町村に支払っている消防作業従事者に係る損害補償の額は団員の2分の1となっているが、これは基金法制定の趣旨か

(注) 損害補償費に対する国庫補助金をめぐる消防庁と大蔵省の折衝の経緯について、その概要は次のとおりである。

昭和31年、第23回通常国会に提出された基金法案の地方行政委員会における審議に際して、鈴木国家消防本部長は、「概算しまして大体基金の業務に要する経費は1億円余りと推定しております。そのうち市町村からの掛金が大体6,600万余円でございます。国庫からの補助金といたしましては、4,000万円ばかりのことを考えております。これにつきましては、将来適当な時期に予算措置をいたしたいと考えている次第であります。」と答えている。これに関連して大蔵省主計局長は、「本法施行に伴う4,000万円程度の経費につきましては政府において措置いたします。」との答弁をしている。

このような、基金法案審議の際ににおける質疑応答にみられるように、基金の業務に要する経費が1億円余、掛金収入が6,600万余円として、その差額4,000万円程度を国庫補助で賄うという考え方が表明されていたわけであり、このような考え方でいくと、当然に毎年度4,000万円程度の補助金が措置されるべきものと当時の消防関係者は考えていたのである。

国家消防本部としては、以上のような経緯から昭和31年度の予算は補正予算で要求することとなり、4,000万円の4分の1である1,000万円を要求し、32年度予算要求では、従前の2分の1国庫補助という考え方をとり、7,122万4,000円の概算要求を提出したが、続く33年度、34年度及び35年度の概算要求では一貫して4,000万円の要求を出し、補助費に余裕が生じた場合には積立金とする考え方をとったのであった。しかしながら、大蔵省側は、収支の均衡を強く主張し、基金は市町村の掛金によって自主的に運営されるべきものという一貫した理念があったことも事実であった。

このことは、基金法の施行に伴う基金法施行令及び基準政令の制定の均衡の過程においても、明らかであった。

すなわち、基金法施行令案の作成過程において、当時の国家消防本部としては、基金法第12条の規定を受けて基金に対する国庫補助については、従前からの考え方どおり基金の業務に要する経費の2分の1を国庫で補助するものとし、この旨を明確に規定した案をもって折衝したが、大蔵省側の了承は得られず、結局現行の基金法施行令附則第4条の規定のとおり、事務費のみについて補助規定が設けられたのであった。

以上の折衝の過程についてこれを要約すると、当時の国家消防本部側としては、基金法等の審議の過程からいえば、業務に要する経費に対して、毎年度、4,000万円程度の国庫補助金が措置されるべきものと考えていたのに対し、大蔵省側は、基本的には収入の均衡は掛金収入をもって賄うべきであり、ただ、大災害等に伴う特別な場合及び事務費については、国庫補助は考えてもよいということであった。

らも不合理であるので、速やかに全額補償に改められたい。

3 基金の従たる事務所を都道府県に設置されたい。

(理由)

基金と市町村間における補償事務の円滑を期するため都道府県に基金の従たる事務所を置くことは、是非とも緊要と認められるので、速やかに設置されたい。

昭和36年度

1 基金の財政再建整備要領

昭和36年度予算折衝において、基金に対する事業費国庫補助について前述のように消防庁と大蔵省との間の意見の対立があったので、昭和37年度予算概算要求案の作成に際して、赤字補てん方式を変更し、消防庁と自治省とで協議した結果、一定額の基本金を造成する方向で予算要求を行う構想が打ち出され、次のような基金再建整備要領案が作成された。

消防団員等公務災害補償責任共済基金再建整備要領案

次により消防団員等公務災害補償責任共済基金の整備を図るものとする。

- 1 整備期間を5年間とし、5年後において3億円の基金を造成するものとする。これがため昭和37年度以降5年間に毎年度5,000万円の国庫補助を行うものとする。
- 2 基金は、現在契約している一部事務組合の事務費に対し毎年その一部を支出するものとする。
- 3 基金は、補償基礎額を警察官、消防吏員の補償水準まで引き上げるよう措置するものとし、所要の掛金の引上げを行うものとする。

この要領案に基づく補償基礎額の改正案及び掛金の引上げ案については、次のとおりであった。

① 補償基礎額の引上げ

補償基礎額は、昭和31年の政令で定められて以来改定されておらず（当時の警察官3級1号俸（経験年数4年の巡査）に相当する額を基準としていた。）、不当に低い補償基礎

額を引き上げる必要があるので、下の表のとおり改定するものとする。すなわち、5年末満の団員の372円を478円に改め、以下それぞれの階級に応じて現在の警察官の水準まで引き上げるものとする（平均33.2%の引上げ）。

勤務年数\階級		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
団長	改正前	578円	603円	629円	655円	680円	706円
	改正後	755	800	845	890	935	980
副団長	改正前	559	578	603	629	655	680
	改正後	707	745	783	825	866	908
分団長 部長 班長	改正前	449	468	486	504	523	541
	改正後	592	630	669	707	745	783
団員	改正前	372	387	402	416	431	449
	改正後	478	516	554	592	630	669

② 掛金の引上げ

基金は、再建整備計画を立てるとともに、前記補償基礎額の引上げに伴う支出増は、約1,800万円、大災害（伊勢湾台風級の補償費は国庫助成を前提とする。）を除く平年度における不足金は約1,800万円と見込まれるので、その合計額約3,600万円を掛金の引上げによって賄うものとする。このため、団員割1人当たり40円を65円に、人口割（消防及び水防それぞれ1人当たり）3銭5厘を9銭に、水害予防組合の組合員1人当たり18銭を45銭とするものとする。

この再建整備要領案に基づいてまとめた昭和37年度予算概算要求額は1億347万円であり、その内訳は次のとおりである。

① 昭和35年度末累積不足金の補てんに要する経費 2,317万円

- ② 昭和36年度不足金見込額の補てんに要する経費 1,200万円
- ③ 昭和37年度事務費（中級職員3人の増員及び従たる事務所費の新規要求を含む。） 1,830万円
- ④ 基金造成費（これは、毎年度5,000万円を5年度間継続助成し、その間の運用益をあわせて3億円の基本金を造成し、以後の事務費はその運用益によって賄うこと目的としたもの。） 5,000万円

2 理事会の開催

基金再建整備要領案が自治省の省議で決定されたため、昭和36年9月12日、理事会が招集され、同理事会において、同案に対する意見を聞くこと

とされた。

この第12回理事会には、特に鈴木消防庁長官及び上川教養課長も出席し、基金再建整備要領案について説明し、これに対して各理事から質疑がなされたが、結局、この再建案はほぼ理事会の了承が得られた。ただ、基本金の額を5億円程度に訂正増額すること、もし、これが修正できなければ3億円の基本金造成の後も事務費の国庫補助の交付を受けることを要望することとなり、一応、この結果を自治大臣に陳情することになった。

3 基金再建整備要領の結果

基金再建整備要領に基づく予算要求は、自治省における昭和37年度重点施策のひとつに掲げられ、関係団体の強力な支援態勢のもとに、極めて精力的な折衝を行ったが、基本金造成は認められず次のような結果となった。

- ① 昭和36年度末における累積不足金見込額を補てんする経費として4,000万円を補助する。
- ② 事務費は1,623万4,000円とし、このうちには従たる事務所費130万円及び職員2名の増員に伴う経費を含む。
- ③ 団員の補償基礎額は昭和37年度から警察官並みに引き上げるものとし、この財源は掛金引上げによって措置する。
- ④ 昭和37年度以降は基金の自主健全経営を目指として掛金の引上げを行う。
- ⑤ 大災害（伊勢湾台風級）の場合は別の相談となるものである（昭和37年7月23日理事会における山本消防庁総務課長談）。

この結果については関係組合等の管理者及び事務局長を招いて報告し、協力を要請する一方、前述した引上げ案どおり補償基礎額及び掛金を改定するため、昭和37年3月26日、基準政令の一部を改正する政令（昭和37年政令第66号）及び基

金法施行令の一部を改正する政令（昭和37年政令第67号）が公布され、同37年4月1日から施行された。

昭和37年度

1 業務の概況

昭和37年度は、基金の自立経営態勢がスタートした年である。経営の自立化及び補償基礎額引き上げの所要財源は、掛金の額の引き上げによって賄われることとなった。

自立経営態勢の初年度となったこの年度の期首における財政状態は、資産総額2,194万円、負債総額6,189万円（うち6,027万円が支払準備金）、差引正味資産は△3,995万円（不足金）であった。

これが期末の財政状態では、資産総額8,218万円、負債総額8,218万円（うち、8,002万円が支払準備金）、差引正味資産454円（翌期繰越剰余金）となり、期首の財政状況よりも好転した。

以上のように、自立経営の初年度は計画どおり進んだ。

次に、災害共済契約締結状況の面においては、千葉県の補償組合構成市町村が基金とそれぞれ直接契約を締結するため組合を解散し、こぞって加入了。

この結果、契約市町村数は2,765となり、契約率は81%に上昇し、昭和33年度以来久しく70%台を低迷していた契約率が初めて80%を突破した。

2 補償基礎額再引上げの動き

前述したように、基準政令別表補償基礎額表の

改正は、昭和37年4月1日から施行され、消防団員等の補償給付水準は大幅に改善された。しかし、この新基礎額は翌38年度を期して再び大幅な引上げを行わなければならない情勢となり、協力者のそれと類似制度の給付基礎引上げの実施に伴い緊急に措置することが必要となった。

このような情勢の背景としては、第1に、消防団員の確保対策の一環として、消防団員の待遇改善を推進する必要があること、第2に、警察官、海上保安官等の補償制度における給付水準の引上げに伴い、これらとの均衡を図る必要が生じたこと、第3に、自動車損害賠償責任保険の保険金（死者）の最高限度額が100万円に引き上げられたこと、等があった。

補償基礎額再引上げは、以上のような情勢に照応して検討された結果、団員の補償基礎額は、最低700円（現行478円）から最高1,240円（現行980円）に引き上げる案を作成し、昭和38年度から実施することとした。また、消防作業従事者等の補償基礎額も最低700円、最高1,000円（現行最低370円、最高600円）とすることとした。

この団員基礎額の平均は779円となり、その現行基礎額の平均553円に対するアップ率は41%であった。しかし、この補償基礎額改正案では自賠責の死亡者に係る保険金の最高限度額が100万円にアップされた場合の彼我の均衡は保たれないので、死亡者の遺族に対しては別途一律30万円を加算して給付することにより、最低補償基礎額が適用される団員等の遺族でも100万円を下らない補償が受けられるように措置することとした。そして、これらの補償基礎額の引上げに伴い、掛金の額を団員割110円（現行65円）、人口割（消防分及び水防分それぞれ）20銭（現行9銭）、水害予防組合員1円（現行45銭）に引き上げることとした。

消防庁においては、以上のような補償基礎額の引上げ案及びこれに伴う掛金の引上げ案を作成し

て、大蔵省と折衝に入った。

昭和38年度

1

補償基礎額及び掛金等の増額の決定

昭和38年度からの実施を目指として補償基礎額引上げ及び遺族補償の一律30万円加算給付並びに掛金の額の引上げ等に関する消防庁の成案は、既に昭和37年11月上旬に得られていたことは、前に述べたところであるが、この消防庁案は大蔵省との折衝において、意外に難航し、結局、次の諸点が修正された。

- ① 遺族補償に対する一律30万円の加算については他の補償制度との均衡を失するとの理由で削除すること。
- ② 団員の補償基礎額については、最高基礎額1,240円を1,210円とし、間差の圧縮により修正すること。
- ③ 掛金の額を団員割では1人当たり105円とし、人口割では（消防分及び水防分それぞれ）1人当たり19銭（原案は20銭）、水害予防組合員1人当たり95銭（原案は1円）とすること。
- ④ 適用期日は、昭和38年4月1日とすること。

この補償基礎額等の内容が決まったのは5月末日であった。そこで、さきに消防庁案を教養課長内翰（昭和37年12月22日付）で通知していた関係から、補償組合のなかには、既に条例改正又は予算措置を行っていたものもあったため、事態の変化について急きよ教養課長内翰が再び発せられ（昭和38年6月4日付）、基金においても、その内翰の写しをそえて修正の余儀ない事情を各組合長あて通知した（6月5日付）。

(注) 昭和38年補償基礎額等の改正内容

補償基礎額改正

消防団員及び水防団員

階級	団長		副団長		分団長・部長・班長		団員	
勤年 続数	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
5年未満	755円	1,060円	707円	940円	592円	820円	478円	700円
5年以上 10年未満	800	1,090	745	970	630	850	516	730
10年以上 15年未満	845	1,120	783	1,000	669	880	554	760
15年以上 20年未満	890	1,150	825	1,030	707	910	592	790
20年以上 25年未満	935	1,180	866	1,060	745	940	630	820
25年以上	980	1,210	908	1,090	783	970	669	850

消防作業従事者及び水防従事者

平均収入月額	13,500円未満	13,500円以上 15,000円未満	15,000円以上 16,500円未満	16,500円以上 18,000円未満	18,000円以上		
	補償基礎額	改正前	370円	450円	500円	550円	600円
改正後	700						1,000

補償基礎額は700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の目額に比して著しく公正を欠くときは、1,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもって補償基礎額とする。

掛金額改正表

団員割人口割の区分	改正前の額	引上げ額	改正後の額
団員割	65円	40円	105円
人口割			
消防水防	9銭	10銭	19銭
消防水防	9銭	10銭	19銭
水害予防組合員割	45銭	50銭	95銭

(1) 基準政令の一部を改正する政令の公布

基準政令の一部を改正する政令（昭和38年政令第206号）は昭和38年6月19日に公布され、同年4月1日から適用されることとなった。その改正の内容は、消防団員等の補償基礎額の増額である。

(2) 基金法施行令の一部を改正する政令の公布

基金法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第207号）は昭和38年6月19日公布施行されたが、その要点は次のとおりである。

- ① 昭和38年度以降の掛金の額を引き上げたこと。
- ② 昭和39年度以降の掛金の支払方法について分割払の特例（4月末、10月末の2回とする。）を新たに規定したこと。

2

救急業務協力者等に対する損害補償の新設

昭和38年4月15日には、消防法の一部を改正する法律（昭和38年法律第88号）と消防組織法及び基金法の一部を改正する法律（昭和38年法律第89号）がそれぞれ公布され、これらの改正法により、基金法第1条及び第10条の規定の一部が改正され、基金の業務の範囲に救急業務協力者及び応急措置従事者に係る損害補償に関する市町村又は水害予防組合の支払責任を共済することが新たに加えられた。また、それらの改正に対応し、定款の一部変更がなされた。

昭和39年度

前年度に公布された消防法の一部を改正する法律（昭和38年法律第88号）等により、救急業務が市町村の消防業務の一つとして実施されこととなり、救急業務協力者に係る損害補償についても、市町村が条例の定めるところにより行うこととされた。そして、同じこの一部改正法の附則第12条により、基金法の一部が改正され、救急業務協力者に係る損害補償に要する経費が基金の支払対象として追加され、昭和39年4月10日以後に発生した事故について適用されることとなった。

昭和40年度

1 消防団員の階級の改正

消防団員の階級は、従来6階級（団長、副団長、分団長、部長、班長、団員）とされていたが、昭和39年12月8日消防庁告示第5号により、消防

団準則が改正され、新たに副分団長が設けられた。

この階級準則の改正に伴い、基準政令及び基金法施行令の一部改正（昭和40年政令第45号）において、基準政令別表第1中「分団長、部長及び班長」が、「分団長、副分団長、部長及び班長」に改められた。

2 災害共済契約の締結状況

市町村等との災害共済契約の締結状況については、この年度において、佐賀県一部事務組合及び京都府下市町村（補償会を解散したため）との契約が整ったことにより、契約率は約83%に上昇した。

なお、契約については鳥取県一部事務組合の翌年度加入が確実とみられるに至ったほか、福島県一部事務組合がこの年度に復帰し、青森県一部事務組合との関係も翌年度には正常化することが内定した。

昭和41年度

1 損害補償の年金化

基準政令及び基金法施行令の一部を改正する政令が、昭和41年4月4日政令第108号をもって公布施行され、同年4月1日から適用されることとなった。

この基準政令の改正は、損害補償の年金化と消防団員の補償基礎額の改善を主眼とするものであった。すなわち遺族補償が原則として年金に改められるとともに、従来から年金に相当するものとして扱われていた第一種障害補償が正式の年金とされ、年金の対象となる身体障害について従来の第一種障害補償よりも大幅に拡大された。

これにより損害補償の体系は、従来の一時金中心の体系から年金中心の体系に根本的に改善された。

また、物価、賃金の上昇に伴い、消防団員及び水防団員に係る損害補償の補償基礎額も引き上げられ、補償基礎額の最低は700円から920円に、最高は1,210円から1,430円に増額された。

基金法施行令の改正においては、損害補償に係る掛金のうち団員割105円が135円に引き上げられた。

なお、基準政令の改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員及び水防団員に対する損害補償の補償基礎額を増額すること。
- ② 障害補償は障害の等級第1級から第7級までを障害補償年金とし、第8級から第14級までを障害補償一時金に改めること。
- ③ 遺族補償を遺族補償年金又は遺族補償一時金とし、それぞれ年金及び一部金の額を改めること。
- ④ 遺族補償を受けることができる遺族を、遺族補償年金を受けることができる遺族と遺族補償一時金を受けることができる遺族に分けて、それぞれ定めること。
- ⑤ 年金制の実施に伴う所要の経過措置及び他の法律に基づく給付との調整規定を設けること。
- ⑥ その他所要の規定整備を行うこと。

2 損害補償の年金化の経緯

消防団員等の遺族補償を年金として生活保障を強化すべきだという意見は、昭和35年、労働者災害補償保険法で障害補償等級第1級～第3級が年金化された時にも提案されており、北海道市町村消防災害補償等組合では、既にその年金化を実施していた。

一方、労働者災害補償保険法の一部改正が昭和40年6月に行われ、この改正により、遺族補償の年金化と障害補償の年金の支給範囲の拡大（障害等級第1級～第3級から第1級～第7級まで広げられた。）が行われるとともに、国家公務員災害補償法も昭和41年7月に一部改正が行われ、同じように障害補償及び遺族補償の年金化が実施されることとなった。

このような情勢の下で、昭和40年5月19日に開催された消防主管課長連絡協議会において、九州ブロックから「非常勤消防団員の殉職者に対する遺族年金制度の立法化について」要望があり、これに対して消防庁当局は「非常勤である消防団員の遺族年金を制度化することは、いろいろ障害があつて難しい問題があるが、消防団活動を充実させ、団員の処遇改善を図るために、是非ともこの遺族年金制度を実現させるため努力する。」旨を回答した。

こうして、消防庁においては遺族補償及び障害補償の労災保険制度に準じた年金化の検討を行い、基準政令及び基金法施行令の一部を改正する政令案要綱がまとめられ、関係方面との折衝が行われた後、同政令が昭和41年4月4日公布施行され、4月1日から適用されることとなった。

昭和42年度

公務災害補償の給付の改善

昭和41年度において遺族補償及び障害補償について年金化を実施したが、更に消防団員等の処遇改善を図るため、昭和42年9月7日、基準政令の一部を改正する政令が政令第282号をもって公布施行され、消防団員等に係る補償基礎額の大幅な引上げと、前回の改正時に残された課題であった遺族補償一時金の額の引上げ及び遺族補償

年金を受けることができる遺族の年齢制限の引下げ等が行われた。

その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員及び水防団員に対する補償基礎額は、最低額920円を1,300円に引き上げ、以下、階級と勤務年数に応じて40円きざみに定め、最高額を従前の1,430円から1,980円に引き上げること。その平均支給額のアップ率は約4割である。
- ② 消防作業従事者等の補償基礎額は、下限の700円を1,300円に、上限の1,000円を1,800円に引き上げる。
- ③ 配偶者の扶養加算額は20円を33円に改めること。
- ④ 遺族補償年金については、年金を受けることができる遺族の年齢制限について、60歳以上を55歳以上に改めること。
- ⑤ 遺族補償一時金の支給額については、従来、受給権者のいかんを問わず補償基礎額の一一律400倍とされていたのを、当分の間、支給対象者の区分に応じ、それぞれ400倍、700倍、1,000倍とすること。

また、これらの給付額の改善に伴い、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第283号）により、昭和42年度以降の掛金の額は、団員1人当たり135円が185円に、人口割（消防分及び水防分それぞれ）1人当たり19銭が25銭に、水害予防組合員1人当たり95銭が1円に引き上げられた。

昭和43年度

1 障害補償表の一部改善

昭和43年6月6日、基準政令の一部を改正する政令が、政令第151号をもって公布施行され、

施行の日以後に固定した障害について適用されることとなった。

改正の理由は、労災その他の災害補償制度における障害等級区分との均衡を図ることにあった。

その内容は、消防団員等が公務上の災害により精神又は神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるものについては、障害等級第9級の障害補償一時金を支給することとすることであった。

2 公務災害補償に係る事務費の国庫補助率の引下げ

公務災害補償業務の事務に要する経費(以下「公務災害事務費」という。)の国庫補助率は、基金創設以来昭和42年度までは100%を維持することができた。ところが昭和43年度の補助率はついに66%に引き下げられた。しかも、この決定は、補助率の段階的な縮小により、昭和45年度にはこれを全廃することを含みとしたものであった。

大蔵省当局が国家財政の見地から、公務災害事務費は「できる限り補助金によらず、基金の余裕資金の運用の内部努力によって賄うべきである。」との意向を示したといわれる。

昭和44年度

補償基礎額の増額等

昭和44年4月17日、基準政令の一部を改正する政令（昭和44年政令第95号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和44年政令第96号）が公布施行され、消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の増額とそれに伴う掛金の額の引上げが行われた。

これらの改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員又は水防団員に係る最低補償基礎額1,300円を1,500円に、最高補償基礎額1,980円を2,340円に改め、これに応じて階級及び勤務年数の区分ごとの補償基礎額を改めること。
- ② 補償基礎額表の階級区分のうち「分団長、副分団長、部長及び班長」を、「分団長及び副分団長」及び「部長及び班長」の2段階に区分し、従前の4段階を5段階に改めること。
- ③ 消防作業従事者等又は水防従事者に係る補償基礎額の最低額1,300円を1,500円に、最高額1,800円を2,100円に改めること。
- ④ 消防団員又は水防団員に係る分の掛金は団員1人当たり185円を210円とすること。
- ⑤ 消防作業従事者等に係る分及び水防従事者に係る分の掛金は、それぞれ人口1人当たり25銭を30銭に、水害予防組合員分の掛け金は1人当たり1円を1円20銭にそれぞれ引き上げること。
- ⑥ それらの増額分の支払期限は、昭和44年10月末日とすること。

昭和45年度

公務災害補償の給付の改善

昭和45年4月17日、基準政令の一部を改正する政令（昭和45年政令第64号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和45年政令第65号）が公布施行された。

基準政令の一部改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員又は水防団員に係る補償基礎額の最低額1,500円を1,800円に、また、最高額2,340円を2,640円に引き上げ、これに

応じて階級及び勤務年数の区分ごとの補償基礎額を改めること。

② 消防団員等の配偶者に係る補償基礎額の扶養加算額33円を56円に、配偶者がない場合における18歳未満の子1人に係る額20円を40円に増額すること。

③ 既裁定に係る障害補償年金及び遺族補償年金の算定の基礎となる補償基礎額を改正後の新補償基礎額にスライドすること。

次に、基金法施行令の一部改正の要点は、次のとおりである。

市町村の基金に支払う掛金については、消防団員等に係る分として団員1人当たり210円を326円に、消防作業従事者等に係る分及び水防従事者に係る分として、それぞれ人口1人当たり30銭を40銭に、水害予防組合員1人当たり1円20銭を1円60銭にそれぞれ引き上げた。

昭和46年度

1 公務災害補償の給付の改善

昭和46年6月3日、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、基準政令の一部を改正する政令（昭和46年政令第173号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和46年政令第174号）が公布施行された。

基準政令の改正の要点は、次のとおりである。

① 消防団員等に係る補償基礎額表の階級による区分を、5段階から「部長及び班長」と「団員」とを統合して4段階に、勤務年数による区分を5年ごとの6区分から10年ごとの3区分にそれぞれ整理統合し、また、最低補償基礎額を1,800円から2,000円に引き上げ、階級及び勤務年数の区分に応じて改めること。

② 障害補償年金の算定の基礎となる倍数を引き上げること（障害等級第1級＝補償基礎額の240倍→280倍、障害等級第7級＝補償基礎額の100倍→117倍等）。

③ 遺族補償年金の支給率を遺族1人の場合にあっては補償基礎年額の100分の30を100分の30ないし40に、遺族5人以上の場合にあっては100分の50を100分の60に引き上げる等、それぞれ遺族の人数に応じて改善すること。

④ 遺族補償年金受給権者に対する前払一時金支給制度を更に5年間延長し、昭和51年3月31日までとすること。

⑤ 療養に要する費用の算定上の制限（健康保険基準の範囲内で算定する。）規定を削除し、一般職の地方公務員と同様の取扱いとすること。

また、基金法施行令の一部改正の要点は、次のとおりである。

① 市町村の基金に支払う掛金については、消防団員等に係る分を、団員1人当たり326円を452円に、消防作業従事者等に係る分及び水防従事者に係る分として、それぞれ人口1人当たり40銭を60銭に、水害予防組合員1人当たり1円60銭を2円40銭に、それぞれ引き上げること。

② 基準政令の一部改正により療養補償の支給額の算定上の制限が廃止されたが、基金が市町村等に支払う当該療養に要する費用の額は地方団体間の負担の問題があるので、さしあたり従来どおり、厚生大臣の定める療養の費用の算定に関する基準の範囲内で算定することとすること。

③ 損害補償の支給に要する経費について基金が市町村等に支払う額は、市町村の条例等に定める額が基金の算定する額を下回る場合は、当該条例等で定める額とされていたが、この規定を削除すること。

2

全国補償組合管理者等会議 の開催

昭和46年10月16日、全国補償組合管理者等会議を全国町村議員会館において開催した。開催の趣旨は、消防庁で検討中の福祉施設の実施及び基準政令第4条第3項の一部改正（療養補償の現金給付の場合においては、健康保険基準による制限の削除）に伴う問題点の対応策についての市町村及び補償組合側の意見を聞くとともに、これを国の施策に反映させることにあった。

当日は、山田消防庁次長及び消防庁担当係官の出席の下に開催されたが、当会議の結論としては、消防庁で考えている福祉施設の実施については、財政的措置がなされれば賛成であるということ、第2の療養1点単価の変更については、必ずしも統一的な合意は得られなかった。^(注)

昭和47年度

1

特殊公務災害補償制度の創設

昭和47年7月6日、基準政令の一部を改正する政令（昭和47年政令第276号）が公布施行され、消防団員又は水防団員に対する特例として特殊公務災害補償制度が創設された。

この特殊公務災害補償制度が創設されるに至った経緯は、次のとおりである。

すなわち、国は、人事院の勧告に基づき、特殊公務に従事した警察官等に対する公務災害補償の加算措置について、昭和47年6月、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部改正を行った。そこで、消防団員及び水防団員にも同様の措置を講じようとするものである。

その改正の内容は、「非常勤消防団員又は非常

(注) この会議で、療養補償の算定額の改正に伴う問題が協議された経緯は、次のとおりである。

すなわち、基準政令において、従前は、市町村等は市町村等が経営し又は指定する医療機関以外の医療機関において療養を行う場合には、健保基準の範囲内で療養の費用を支払うものとされていた。しかし、地方公務員災害補償制度その他の補償制度では、療養上相当と認められれば、その要した費用を支給する建前となっていたので、基準政令の一部改正を行い、他の補償制度と同様の規定とした。それなのに、基金が市町村等に対して支払う療養補償に要する費用の額は、基金法施行令第3条の規定により、依然として健保基準の範囲内で基金が算定した額となっている。そこで、従前は、市町村等は基準政令の規定を口実に医療機関に対して、健保基準並みの取扱いに協力を求めていたが、基準政令改正後はその口実がなくなり、その結果、市町村等の療養補償に要する経費は、基金支払額を上回り、市町村等が差額を負担する例が増えてきた。このようなことから、一部の市町村等からは、基金法施行令第3条の基金支払額の算定基礎たる健保基準を撤廃して、掛金単価の増加を伴ってもよいから健保基準における1点単価10円を引き上げよとの要望があった。また、これに反して医療機関との関係で健保基準又はそれに近い単価で療養を続けている市町村等においては、基金法施行令第3条の健保基準による基金支払方法に痛ようを感じず、むしろ、掛け引上げを伴う1点単価の引上げを回避したい意向もあった。また、基金が日本医師会と協定を結んだらいかが等さまざまな意見もあった。

したがって、掛け引上げを前提とした1点単価の引上げに対する市町村等の賛否の帰すうを見極める必要から、これを議題の一つとしたものであったが、このように、必ずしも結論としての意見の一致はみられなかった（なお、この問題については、後述するように、昭和49年度に至って、「療養に要する費用の算定に関する基準」（基金規程第2号）の制定により、療養費に係る基金の支払額を引き上げ、労災保険基準の範囲内によることとしたことにより一応の解決をみた。）。

勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発、その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防禦に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については」（基準政令第11条の2）、その受けるべき遺族補償又は障害補償の額を100分の50（障害補償のうち基準政令別

表第2の障害補償表に定める第1級の等級に該当する場合は100分の40、第2級の等級に該当する場合は100分の45)の割合で増額するものである。

なお、この年の7月に各地に集中豪雨があり、なかでも高知県香美郡土佐山田町において山崩れにより、消防団員を含め44名の死亡者が出るという大きな被害があったが、このうち消防団員15名に対して特殊公務災害補償が適用された。

2 福祉施設制度の創設

昭和47年6月23日、消防法等の一部を改正する法律（昭和47年法律第94号）が公布され、これによって、消防組織法、水防法及び基金法の一部がそれぞれ改正され、新たに消防団員及び水防団員に係る福祉施設制度が基金の業務として実施されることとなった。

その要旨とするところは、公務により災害を受けた消防団員等に係る災害補償については、従来より実施されてきたが、いわゆる福祉施設制度についてはなお実施されるに至っていないので、既にこれを実施している国家公務員及び一般職の地方公務員と同様に、消防団員等についても福祉施設の制度を創設し、公務上の災害を受けた者の生活の安定と福祉の向上を図ろうとするものである。

この制度についての要点は次のとおりである。すなわち、今回改正された消防組織法第15条の7第2項及び水防法第6条の2第2項の規定により、市町村又は水防管理団体は、公務により災害を受けた消防団員及び水防団員に係る福祉施設を行うよう努めなければならないとされ、そして、本来は、団員の所属する市町村等が実施すべきであるが、改正された基金法第9条の3の規定により、基金が市町村又は水害予防組合に代わって福祉施設を行うよう努めなければならないとされ

た。

そして、その性格は、公務災害補償が公務上の災害を受けた者の権利であるのに対し、福祉施設はこれと異なるものと解されている。

なお、基金が福祉施設を実施するに当たっては、損害補償に係る掛金の毎年度の収納見込額の100分の15に相当する金額の範囲内でこれを行うものとされた（基金法施行令第7条の2）。

3 福祉施設の実施の経過

前述したように、昭和47年6月23日に消防組織法及び基金法の一部改正を含む消防法等の一部を改正する法律（昭和47年法律第94号）が公布され、また、同年7月6日には基金法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第277号）が公布されたことにより、昭和47年4月1日から基金に福祉施設についての業務が新設されることとなった。

基金は、まず9月中、昨年に引き続き全国補償組合管理者会議及び全国事務打合会を開催し、主として福祉施設制度の周知をはかり、協力方を要請した。

次に、市町村等に対し、「福祉施設の実施に伴う事務のお願いについて」（昭和47年9月12日消基発第296号）をもって、取扱いの手続及び送金方法等について便宜供与方を依頼した。

また、基金定款の一部を改正し（昭和47年10月20日自治大臣認可）、基金の業務として新たに福祉施設を加えるとともに、「福祉施設の実施に関する規程」（昭和47年基金規程第4号）を制定するなど、福祉施設の実施に伴う諸規程の整備を行った。これに伴い、市町村等に対し、「消防法等の一部改正及び福祉施設の実施に関する規程の制定に伴う事務処理上の留意点について」（昭和47年11月30日消基発第374号）を送付した。

4 補償基礎額の引上げ等

昭和47年度においても、消防団員等の処遇改善を図るため、消防団員等の公務災害補償における補償基礎額の引上げ等が行われた。すなわち、昭和47年7月6日政令第276号をもって基準政令の一部改正が行われた。その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員又は水防団員に係る補償基礎額の最低額2,000円を2,250円に、最高額2,640円を2,850円に改め、これに応じて階級及び勤務年数の区分ごとの補償基礎額を改めること。
- ② 消防団員等の補償基礎額表の階級区分表を4段階から3段階に整理統合すること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額56円を73円に、18歳未満の第2子に係る額13円を20円に、配偶者を欠く場合における18歳未満の子のうち1人に係る額40円を46円に引き上げること。
- ④ 既に決定した障害補償年金及び遺族補償年金の基礎となる補償基礎額を改正後の新補償基礎額により改定すること。
- ⑤ 特殊公務災害補償制度を創設すること。

以上のうち、⑤については既に述べたところである。②の補償基礎額表の階級区分を3段階に整理統合したのは、「本来、稼得能力（アーニング・キャパシティ）の喪失補てんを目的とする公務災害補償において、それぞれの稼得能力と関係のない階級区分等によって補償額に大幅な格差があるのは合理的でない」という理由に基づくものであった。

次に、同年7月6日、基金法施行令の一部改正（昭和47年政令第277号）により、消防団員等に係る損害補償額の引上げ、福祉施設の実施及び医療費の引上げ等に伴い、損害補償に係る掛金の

うち、消防団員等に係る分として団員1人当たり452円を696円に引き上げた（ただし、沖縄県の市町村の場合は、昭和47年度分に限り609円とした。）。

昭和48年度

1

大和高田市消防団員障害補償等級決定取消請求事件

奈良県大和高田市から、消防団員に係る障害補償等級として基金が決定した第7級を取消し、第5級と決定するよう、消防団員等公務災害補償等共済基金の審査手続等に関する規程（昭和33年総理府経消第2号）第2条の規定に基づき、昭和47年12月27日付で審査請求書の提出があった。そこで、この件を審査委員会に諮問したところ、「審査委員会は、新たに提出された資料等を審査するとともに、和歌山労災病院に診断を依頼する。」こととし、その結果に基づき、第6級を妥当とする旨、昭和48年7月20日答申した。基金は、この答申のとおり同年7月25日付で裁定した。

なお、このように基金に審査請求があつて、審査委員会に諮問した事案としては、この大和高田市からの請求事例のほかに、これまで3事例あつたが、その裁定日及び裁定内容は表2-1のとおりである。

2

公務災害補償等の給付の改善

昭和48年4月24日、基準政令の一部を改正する政令（昭和48年政令第104号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第105号）が公布施行された。

基準政令の主な改正点は、次のとおりである。

表2-1 これまでの審査請求事案

① 熊本県町村消防団員災害補償組合からの審査請求 <事 案> 非常勤消防団員公務外決定取消請求事件 <裁定日> 昭和36年12月22日 <裁 定> 審査請求は認められない。
② 山口県市町村消防団員補償等組合からの審査請求 <事 案> 消防作業従事者障害補償等級決定取消審査請求事件 <裁定日> 昭和46年9月16日 <裁 定> 審査請求は認められない。
③ 栃木県市町村消防災害補償等組合からの審査請求 <事 案> 公務外不支払決定取消審査請求事件 <裁定日> 昭和46年9月16日 <裁 定> 審査請求はこれを認める。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額2,250円を2,500円に、最高額2,850円を3,280円に改め、これに応じて階級及び勤務年数の区分ごとの補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者等又は水防従事者に係る補償基礎額の最低額1,500円を2,300円に、最高額2,100円を3,000円に改めること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額73円を80円に、18歳未満の子のうち2人までに係る額20円を26円に、配偶者を欠く場合における18歳未満の子のうち1人に係る額46円を53円に改めること。
- ④ 年金の支給期月を2月、5月、8月及び11月から、1月、4月、7月及び10月に改めること。

次に、基金法施行令の主な改正点としては、補償基礎額及び奨学援護金等の引上げに伴い、掛金を次のとおり引き上げたものである。すなわち、消防団員等に係る分が団員1人当たり696円を800円に、消防作業従事者等に係る分及び水防従事者に係る分として、それぞれ人口1人当たり60銭を74銭に、水害予防組合員1人当たり2円40銭を2円96銭に引き上げた。

このほか、福祉施設の改善として、福祉規程が昭和48年6月11日消防消第73号により改正さ

れ、休養及び旅行費の支払額の引上げ及び奨学援護金の支給額の引上げが実施されることとなった（適用日は同年4月1日）。

3 災害補償給付の改善の検討

昭和48年11月30日、消防庁から山田次長はじめ担当官の出席を得て第1回基金業務運営改善研究会が開催された。

災害補償に係るものとしては、①昭和49年度における補償基礎額の引上げ、②療養補償の医療単価の引上げ、等が提議された。

研究会においては、これらの議題について質疑応答がなされ、いろいろな意見が開陳されたが、研究会としては、一步一步前進させていく意味においてさしあたり方向を定め、その方向について消防庁の施策立案に反映させることとなった。

昭和49年度

1 公務災害補償の給付の改善

昭和49年6月21日、基準政令の一部を改正す

る政令（昭和49年政令第215号）が公布施行され、損害補償の補償基礎額の引上げ等、給付の改善が図られた。

基準政令の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額2,500円を2,900円に、最高額3,280円を3,800円に改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額2,300円を2,900円に、最高額3,000円を3,800円に改めること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち配偶者に係る額80円を116円に、18歳未満の子のうち2人までに係る額26円を33円に、配偶者を欠く場合における18歳未満の子のうち1人に係る額53円を83円に改めること。
- ④ 既に決定した障害補償年金及び遺族補償年金の算定となる補償基礎額を改正後の新補償基礎額により改定すること。

次に、同年6月21日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第216号）が公布施行された。その改正点のうち、災害補償に係る主なものは、次のとおりである。

- ① 基金が市町村に支払う療養補償の額については、自治大臣の承認を得て定める基準に基づき基金が算定することに改めること。
- ② 損害補償費支払請求書及び掛金明細書の様式を基金が定めることに改めること。

今回の改正については、損害補償額の引上げを行ったにもかかわらず、掛金の額の引上げが行われなかつた。

これは、前回の改善研究会において要望されていたことであったが、消防庁当局で、支払準備金のあり方、掛金算定方式などについて検討を重ねた結果、掛金は据置きとされた。

また、今回の基金法施行令の改正で、事務簡易化の趣意から、従来、基金法施行令又は基金法施行規則で定めることとされていた請求書等

の様式を基金の業務規程の定めるところに任された。

基金においては、この基金法施行令の改正に基づき、昭和49年7月16日、「療養に要する費用の算定に関する基準」（基金規程第2号）及び「支払請求書の様式等に関する規程」（基金規程第3号）を制定した。

そして、この療養費用算定基準（規程）により、基金の支払額を、いわゆる労災保険基準（原則として健康保険基準の2割増）の範囲内まで引き上げることとなったのである。^(注)

次いで、昭和49年11月21日、基準政令等の一部を改正する政令（昭和49年政令第365号）が公布施行された。これら政令の主な改正点は、①障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の支給率が引き上げられたこと、②遺族補償前払一時金の額が従来の補償基礎額の400倍から1,000倍以下で遺族の希望する額とともに、請求手続についても改善されたこと、③葬祭補償の額が従来の補償基礎額の60倍から、9万円に補償基礎額の30倍を加えた額と従来の額といずれか多い額とすることに改められたことなどである。

このような事情から、この基準政令の改正を契機として、療養補償についての基金の支払額を引き上げるかどうかの問題が、この支払増に伴う掛

(注) 療養補償に係る基金の支払額を引き上げることになったのは、次のような事情によるものである。

基金は、市町村における公務災害補償支払責任の共済として、市町村の支払う補償費についてはすべて共済する建前である。ところが、療養補償については、基金の支払額は健康保険基準の範囲内に限定されていた。その後情勢が変わり、健康保険基準で賄えない事例が増えてき、更に、昭和46年に至り、基準政令第4条の改正により、市町村が消防団員等に対して支払う療養補償の現金給付の場合においては、健康保険基準による制限が削除され、必要な療養費を支払うこととなったが、一方、基金の支払額は、依然として健康保険基準によっていた。これがため、市町村では、時としてこの間に差額が生じ、やむなくこれを負担する事例が多くなってきたのである。

金を引き上げるかどうかの問題との関連を含めて、全国事務打合会や各ブロック事務打合会などで論議された。

また、基金が昭和48年2月に、全国の市町村について、この実情と要望を調査したところ、医療費が相次いで引き上げられるなどの情勢の変化もあって、基金の支払額の引上げを希望するところが増えてきた。このような経緯が消防庁当局の施策決定に反映し、昭和49年の基金法施行令第3条の改正となったものである。

2 福祉施設の改善

国家公務員及び地方公務員の公務災害補償制度の改善に対応するため、福祉規程が昭和50年1月10日(基金規程第4号)及び同年3月24日(基金規程第5号)に改正された。

これらの規程による主な改正点としては、①公務上の災害を受けた消防団員のうち、むち打ち症などの傷病による障害者に対し、季節の変化に伴う症状の動搖に対する処置などの費用を支給するという療養に関する福祉施設を新設したこと、②奨学援護金の支給範囲を拡大するとともに、長期療養者についても途を開いたこと、③障害者及び遺族補償受給権者に対し、一時金として特別支給金を支給する制度を創設したことなどである。

なお、新設した特別支給金のうち、障害特別支給金は、障害補償を受ける権利を有する者に対し、障害等級に応じ一時金(第1級128万円～第14級5万円)を支給しようとするものであり、遺族特別支給金は、遺族補償年金及び遺族補償一時金の受給権者に対し、原則として一時金100万円を支給するものである。これらの特別支給金は、いわば弔意や見舞金のような性格をもつものと解されている。いずれも、昭和49年11月1日から実施された。

3

災害補償給付の改善と掛金引上げの検討

昭和49年6月及び同年9月に、業務運営の改善に関する研究会が開催され、昭和50年度における災害補償給付の改善と掛金の引上げについて討議された。特に、予想される給付改善に伴う掛金を引き上げるかどうかという問題があり、これに対していろいろ意見の開陳があったが、審議の結果、補償基礎額の引上げは行っても掛金は引き上げない方向で、消防庁当局の施策に反映してもらうことで合意した。

4

消防施設整備資金貸付規程の制定

基金の余裕資金の運用については、消防庁当局から市町村の消防施設(消防ポンプ、防火水そう等)の整備のため融資方について要請があったので、基金としてはこの要請に応え、昭和49年5月13日定款の一部変更を行うとともに、「消防施設整備資金貸付規程」(昭和49年5月13日基金規程第1号)を制定して、市町村に対し融資を行うことになった。これに基づいて、昭和49年度では昭和48年度許可債分(翌49年5月20日から貸付け)として13団体に2億円、昭和49年度許可債分として28団体に1億5,000万円を貸し付けた。

5

災害補償業務に係る事務処理等の電算化

基金の事務処理の合理化、省力化を図り、あわせて正確と迅速を期するため、逐次可能なものから電算機を導入して処理を行うこととし、昭和49年10月28日に、電算機の事務委託先として株式会社第一勧業銀行(現株)みずほ銀行を指定した。

基金の事務処理のうち災害補償業務に係るものでは、まず、年4回支払う障害補償年金、遺族補償年金及び奨学援護金の額の算定等について、当時、既に387人の年金受給者と120人の奨学援護金受給者がいて、毎期手作業により支払額を算定し、通知書等を作成することはもはや限界に達しており、今後も毎年増加する見込みであるので、昭和50年4月事務委託契約をし、同年7月の支払期分から電算機により処理することとした。

このため、市町村長及び組合管理者に送付する年金決定通知書及び奨学援護金受給者に送付する奨学援護金決定通知書の様式を電算機処理に適合するよう同年3月に改正するとともに、電算機による年金等の事務処理要領を定め、これの周知徹底を図るため「年金及び奨学援護金の支払事務の電算機による処理について」（昭和50年3月20日消基発第82号）を各市町村長及び各組合管理者等に通知した。

次に、毎年度の掛金（退職報償金の支給に係る掛金を含む。）の収納事務については、従来市町村及び組合で掛金額を算定して払い込んでいたが、電算機により算定した掛金額をタイプ打ちした掛け金支払明細書及び銀行送金用紙を市町村及び組合に送り、先方で金額等を確認した上で掛け金を扱い込む方式に改めることとした（昭和51年4月事務委託契約、同年度分から電算機処理を開始）。

このため、掛け金支払明細書の様式等を電算機処理に適合するよう同年3月に改正し、電算機処理に伴う送金方法等について周知徹底を図るため、「昭和51年度分の掛け金の支払方について」（昭和50年3月19日消基発第149号）を各市町村長及び各組合管理者等に通知した。

(注) 災害補償業務以外の事務処理で、同時期に電算化したものとしては、次のものがある。

- ① 基金役職員の給与支給事務、年末調整事務等……昭和49年12月事務委託契約、昭和50年1月支払分から処理
- ② 基金の保有する公社債の管理事務……昭和50年12月事務委託契約、昭和51年1月から処理

昭和50年度

1 公務災害補償の給付の改善

基準政令の一部を改正する政令（昭和50年政令第139号）が昭和50年4月30日に公布施行された。その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額2,900円を3,800円に、また、最高額3,800円を6,500円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額2,900円を3,800円に、最高額3,800円を6,500円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を166円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を各50円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額116円）にそれぞれ改めること。
- ④ 葬祭補償の額を12万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。

なお、このような補償基礎額の引上げが行われたが、市町村の掛け金についての引上げは行われず、据置きとされた。

このほか、「療養費用算定基準の制定について」（昭和49年消基発第315号）の一部改正が、昭和50年7月25日に行われたが、この一部改正では、看護料の引上げ、泊り込み加算の新設がなされた。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和50年10月13日基

金規程第14号をもって行われた。その改正の要点は、次のとおりである。

① 遺族特別援護金制度の創設。

遺族特別援護金は、遺族補償年金（基準政令第8条の3第1項後段の規定により支給される遺族補償年金を除く。）又は遺族補償一時金（基準政令第9条の2第2号の規定により支給される遺族補償一時金を除く。）の受給権者に対し支給するものとし、その支給額は、遺族補償年金の受給権者に対しては100万円、遺族補償一時金の受給権者に対しては、一定の区分に応じ、100万円、70万円、40万円とすること。

この遺族特別援護金は、昭和50年1月1日以後の死亡に係る遺族補償の受給権者に対して支給するものとすること。

以上のような遺族特別援護金を設けた趣旨は、消防団員が死亡した場合、残された遺族は、法要、就職、転居、転職等のための出費を強いられることが多いので、遺族のこのような臨時の出費に対する生活援護的なものとして特別援護金を支給しようとするものである。

昭和51年度

1 公務災害補償の給付内容等の改善

（1）補償基礎額の引上げ等

基準政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第100号）が昭和51年4月30日に公布され、同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額3,800円を4,200円に、また、最高額6,500円を7,200円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を

引き上げること。

- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額3,800円を4,200円に、最高額6,500円を7,200円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち配偶者に係る額166円を200円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を各67円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額133円）にそれぞれ改めること。
- ④ 遺族補償一時金の額の暫定措置を基準政令の本則に規定すること。
- ⑤ 遺族補償年金の前払一時金の暫定措置及び他の法律による給付を受けている場合の年金たる損害補償の調整を基準政令の附則に規定すること。
- ⑥ 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する法律の規定による特別児童扶養手当又は福祉手当等の支給を受けている場合の年金たる損害補償との調整規定を基準政令の附則に加えること。

（2）身体障害に対する評価の改善

基準政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第225号）が昭和51年8月20日に公布され、同年9月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

① 精神神経障害

従来、それぞれ別の系列に属する障害として取り扱ってきた精神障害と神経障害について、同系列に属する障害として取り扱うこととともに、第3級と第7級の間に、新たに第5級として次の障害を加えること。

「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」

② 胸腹部臓器障害

第3級と第7級の間に、新たに第5級として次の障害を加えること。

「胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」

また、第7級と第11級の間に、新たに第9級として次の障害を加えること。

「胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」

③ 聴力障害

聴力障害に関しては、障害の等級に応じ、次に掲げる障害を新たに加えること。

a 第6級

「1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」

b 第7級

「1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」

c 第9級

「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」

「1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの」

d 第10級

「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの」

e 第11級

「両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になっ

たもの」

f 第14級

「1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの」

その他聴力障害に関する障害の表現（「鼓膜の全部の欠損その他により」等）について、所要の整備を行うこと。

④ 歯牙障害

第10級と第12級の間に、新たに第11級として次の障害を加えること。

「10歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの」

また、第12級と第14級の間に、新たに第13級として次の障害を加えること。

「5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの」

（3）「療養費用算定基準の制定について」（取扱通知）の一部改正

「療養費用算定基準の制定について」（昭和49年消基発第315号）の一部改正が昭和51年6月22日に行われた。その主な改正点は、次のとおりである。

① 柔道整復師に係る費用の給付内容の改善

a 柔道整復師が施術効果を促進させるため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合、1回（1日に2回以上又は2種類以上の電気光線療法を行っても1回）360円までを支払の対象とすること。

b 柔道整復師が施術を行うにあたり、レントゲン診断が行われた場合は、柔道整復師の施術に関する適法に行われたレントゲン診断であって、照射（撮影を含む。）が、診療X線技師の資格を有する柔道整復師によって行われたときは、健康保険法の規定に基づき定められた点数表別表第4診療報酬点数表（乙）の点数に12円を乗じて算

- 定した額までを支払の対象とすること。
- c 柔道整復師の施術所に通院することが極めて困難な病状にある者が、柔道整復師の施術を受けるために当該施術所に宿泊した場合、1日につき宿泊料及び食事料をそれぞれ770円まで支払の対象とすること。
- d 柔道整復師が施術上特に材料費等を必要とした場合、1負傷部位1回限り、骨折は特別材料費350円、交換包帯料210円、不全骨折は特別材料費380円、交換包帯料240円、脱臼は特別材料費300円、交換包帯料130円、打撲及び捻挫は特別材料費130円、交換包帯料100円、までをそれぞれ支払の対象とすること。
- e この改正は、昭和51年4月1日から適用するものであること。

② 文書料等の費用関係

- a 療養補償費支払請求書及び休業補償費支払請求書における医師若しくは歯科医師又は柔道整復師の証明に要する費用を1種類1通につき最高限度額300円までを支払の対象とすること。
- b 障害補償費支払請求書又は年金定期報告書における医師又は歯科医師の証明に要する費用を1種類1通につき最高限度額1,000円までを支払の対象とすること。
- c 遺族補償費支払請求書、葬祭補償費支払請求書、事故状況等証明書、年金定期報告書又は年金に関する異動報告書に添付する医師又は歯科医師の診断書（死亡診断書を含む。）、意見書又は死体検案書に要する費用を1種類1通につき最高限度額1,000円までを支払の対象とすること。
- d この改正は、昭和51年4月1日から適用するものであること。

③ 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準関係

a 初検料及び時間外加算額、休日加算額、

深夜加算額を引き上げること。

- b 後療料を引き上げること。
- c この改正は、昭和51年5月1日から適用するものであること。
- ④ 看護料の算定基準関係
- a 看護婦等の看護料を引き上げること。
- b 泊り込み加算の支給割合を引き上げること。
- c この改正は、昭和51年5月1日以後の看護について適用するものであること。

2

福祉施設の改善

(1) 「福祉施設費の請求等に伴う文書料等の取扱いについて」（取扱通知）の制定

福祉施設費の請求等に伴う文書料等の取扱いについて（昭和51年消基発第440号）が昭和51年6月22日に制定され、同年4月1日から適用された。

(2) 障害特別援護金制度の新設等

福祉規程の一部改正が、昭和51年7月5日基金規程第6号をもって行われた。その改正の主な点は、次のとおりである。

① 障害特別援護金制度の新設

障害特別援護金の制度は、公務上の身体障害に係る障害補償年金の受給権者に対し、生活援護のための措置として新設されたものであり、障害特別援護金の支給額及びその取扱いについては、次のとおりである。

- a 障害特別援護金は、障害補償年金の受給権者に対し、基準政令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に応じ、次に掲げる額を支給するものであること。

第1級 128万円、第2級 213万円、
第3級 100万円、第4級 88万円、第5級 75万円、第6級 64万円、第7級

53万円

- b 既に身体障害のある者（昭和51年4月1日以後公務上の負傷又は疾病が治り、基準政令別表第2に定める第8級から第14級までの等級に該当する程度の身体障害を残した者を除く。）が公務上の負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重し、基準政令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する程度の身体障害を残した場合は、aによる額から、その者に係る次に掲げる加重前の障害の等級に応じて次に掲げる額を差し引いた額とするものであること。

第2級 113万円、第3級 100万円、
第4級 88万円、第5級 75万円、第6
級 64万円、第7級 53万円、第8級
43万円、第9級 33万円、第10級
26万円、第11級 19万円、第12級
13万円、第13級 9万円、第14級
5万円

- c 既に身体障害のある者が公務上の負傷又は疾病により同一部位について障害の程度を加重した場合において、新たな障害のみに対して障害補償が行われたとき（当該障害の程度が基準政令別表第2に定める第8級から第14級までの等級に該当するときを除く。）は、当該障害の等級に応じたaによる額とするものであること。

- d 再発した公務上の傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の等級に該当し、かつ、当該等級が基準政令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当するとき（昭和51年4月1日以後に初発傷病が治った場合で、初発等級が基準政令別表第2に定める第8級から第14級までの等級に該当するときを除く。）は、再発等級に応じたaによる額から初発等級に応じたbによる額を差し引いた額とする

ものであること。

- e 障害特別援護金の支給を受けようとする者は、障害特別援護金請求書を基金に提出すれば足り、福祉施設承認申請書の提出を必要としないものであること。
- f 障害特別援護金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき障害特別援護金をまだその者に支給しなかった場合は、他の福祉施設と同様その者の配偶者等に支給することができるものとすること。
- g この改正は、昭和51年4月1日以後に支給事由が生じた障害補償年金の受給権者について適用するものであること。

② 補装具の修理又は再支給の改正

- a 補装具の修理又は再支給については、従来、「基金の支給した補装具が、支給後3年以内に、き損し又は適合しなくなった場合には修理を行い、滅失し又は修理を適当としなくなった場合には再支給を行う。再支給を行った補装具は、最初の支給を行った時から3年以内に限り修理を行う。」としていたが、公務上の災害を受け補装具を必要とすることとなった者の社会復帰の促進を図ることを目的として、補装具の修理又は再支給に係る「3年以内」の制限を廃止することとすること。

- b この取扱いは、昭和51年4月1日以後支給事由が生じた障害補償の受給権者に対し適用するものであること。

③ 燕学援護金の額の改善

- a 燕学援護金の支給月額を、次に掲げる在学者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額に引き上げるものとすること。
 - (a) 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部の在学者3,000円
 - (b) 中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学校の在学者4,000円

- (c) 高等学校、高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部の在学者 4,500円
 - (d) 大学又は高等専門学校の第4学年若しくは第5学年の在学者 10,000円
 - b この改正は、昭和51年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用するものであること。
- ④ 介護料の額の改善
- a 介護料の支給月額を2万6,000円に引き上げることとすること。
 - b この改正は、昭和51年10月1日以後の期間に係る介護料について適用するものであること。

(3) 休養の支給対象者の範囲の拡大等

福祉規程の一部改正が昭和52年2月23日基金規程第4号をもって行われ、同年2月1日から適用された。

その改正の主な点は、次のとおりである。

- ① 休養の支給対象者の範囲の拡大等について
休養については、従来、基準政令別表第2に定める第8級以上の等級に応ずる障害補償を受けた者で職業復帰のため基金が休養を必要と認める者に対して行っていたが、休養を行う者についての要件を、障害等級第8級以上の障害補償を受けた者又は受けないと見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る。）、並びに障害等級第9級以下の障害補償を受けた者、又は受けると見込まれる者（傷病が治ゆした者に限る。）で、長期にわたって療養をしていた者のうち、社会復帰等のため温泉保養その他の休養が必要であると基金が認める者に対して、休養を行うことにした。
- ② 基金が定める休業援護金の額の算定方法等について

- a 支給対象者
次のいずれか一に該当する者
 - (a) 基準政令第5条の規定による休業補償を受ける者
 - (b) 公務上の災害を受け、その療養のため勤務その他の業務に1日の全部にわたって従事することができないにもかかわらず、給与その他の業務上の収入の一部を得ることができた者で、その額が補償基礎額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たないもの
- b 支給期間
aの(a)に該当する者にあっては、休業補償が支給される期間、aの(b)に該当する者にあっては、補償基礎額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たない額の給与その他の業務上の収入を得ることができた期間
- c 支給額
 - (a) 1日の全部労働不能のため、すべての給与その他の業務上の収入を得ることができなかった場合 補償基礎額の100分の20に相当する額
 - (b) 1日の全部労働不能にもかかわらず、給与その他の業務上の収入の一部を得ることができた場合で、その額が補償基礎額の100分の60に満たないとき 補償基礎額の100分の20に相当する額
 - (c) 1日の全部労働不能にもかかわらず、給与その他の業務上の収入の一部を得ることができた場合で、その額が補償基礎額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たないとき 補償基礎額の100分の80から給与その他の業務上の収入の額を控除した額
 - (d) 1日の一部が労働可能により、労務に基づく給与その他の業務上の収入を

得ることができた場合で、その額が補償基礎額に満たないとき　補償基礎額から給与その他の業務上の収入の額を控除した額の100分の20に相当する額

- (e) 療養のため1日の全部休業する必要はないが、通院等のため、農業等の個人営業に従事することができなかった場合

　　補償基礎額の100分の20に相当する額を8で除して得た額に当該通院等に要する時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額

3 災害補償及び福祉施設の給付改善案の討議

昭和51年12月17日、第4回業務運営の改善に関する研究会が開催され、公務災害補償関係業務としては、主として次に掲げる事項が討議された。

- ① 昭和52年度の公務災害補償及び福祉施設の給付改善案について

a 公務災害補償関係

- (a) 補償基礎額の引上げ
- (b) 扶養加算額の引上げ
- (c) 傷病補償年金制度の創設
- (d) 入院料の差額について

b 福祉施設関係

- (a) 特別給付金の創設
- (b) 休養について（改善）
- (c) 休業援護金の支給について（改善）

- ② 福祉施設の支給方法について

福祉施設費については、現在、基金から被災団員が福祉施設費の受領を委任した者へ支払っているが、基金から直接被災団員へ支払うように改めるかどうか。

- ③ 「療養に要する費用の算定に関する基準」の範囲を拡大することについて（例えば、歯科診療の場合等）

4 集中豪雨等による災害の状況

昭和51年6月から9月にかけて、集中豪雨による河川の氾濫の補修作業等の水防活動中に消防団員及び一般住民の死亡者が発生した。その数は鹿児島県で一般住民1名、静岡県で消防団員1名、岐阜県で消防団員及び一般住民が各1名であり、また台風17号による崖崩れの被害等の防御活動中にも消防団員及び一般住民の死亡者が発生、その数は高知県、香川県で消防団員が各1名、愛媛県、岡山県で一般住民が各1名、愛知県で消防団員1名で、あわせて9名の死亡者が発生した。

なかでも、香川、静岡、岐阜の3県において特に雨量が激しく、崖崩れや河川の氾濫が頻発し、香川県池田町では住民の避難誘導中、崖崩れによる土石流に巻き込まれた消防団員1名が殉職した。静岡県下田市では住民の救助作業中濁流にのまれた消防団員1名が殉職した。また、岐阜県古川町では堤防の補修作業中に濁流にのまれ消防団員1名が殉職した。以上の消防団員3名に対して、その状況が「生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下」において発生した災害と認められ、特殊公務災害に認定された。

昭和52年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

（1）傷病補償年金制度の創設等

基準政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第44号）が昭和52年3月31日に公布され、

同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

① 傷病補償年金制度の創設

公務上の災害等により療養している消防団員等で療養開始後1年6月を経過しても治らない者は、その後も引き続き長期にわたり療養を要することとなるのが通例であるが、これらの者のうち、例えば、せき臓損傷者にみられるように療養継続中であっても実質的に障害の状態にあると認められる者もある。

これらの一定の障害の状態にある長期療養者の実態にかんがみ、障害補償年金との均衡を考慮して、その症状に応じた適切な補償を行うために、本制度が新設されたものである。

傷病補償年金の支給額は、傷病の等級に応じ次に掲げる額が支給される。

第1級	1年につき、補償基礎額に313を乗じて得た額
第2級	1年につき、補償基礎額に277を乗じて得た額
第3級	1年につき、補償基礎額に245を乗じて得た額

なお、特殊公務災害に係る傷病補償年金についても、障害補償年金の場合と同様、100分の40から100分の50の加算措置を行うものとする。

今回、創設された傷病補償年金についても

障害補償年金又は遺族補償年金との均衡上、他の法律による年金たる給付の支給が併せ行われる場合の調整の対象に加えられ、これらの年金たる損害補償と同一の事由により他の法律による年金たる給付の支給が併せて行われる場合の調整方法が、調整前の年金たる損害補償の額に上の表に掲げる他の法律による年金たる給付の種類に応じたそれぞれの率（当該他の法律による年金たる給付の2が支給される場合は、表2-2の率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額を、年金たる損害補償として支給する定率方式によることと改められた。

なお、上記により調整した後の年金たる損害補償の額が調整前の年金たる損害補償の額から同一の事由により支給される他の法律による年金たる給付の額（当該他の法律による年金たる給付の2が支給される場合は、それら給付の額の合計額）を控除した残額を下回るときは、当該残額を年金たる損害補償として支給するものとする。

② 福祉年金との調整

同一の事由について年金たる損害補償と国民年金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給が併せ行われる場合の調整方法については、従来の方法を踏襲した。

表2-2 他の法令による調整率

他の法律の種類	年金たる損害補償 併給される年金給付	他の法令による調整率		
		傷病補償年金	障害補償年金	遺族補償年金
船員保険法	障害年金	0.76	0.76	—
	遺族年金	—	—	0.83
厚生年金保険法	障害年金	0.76	0.76	—
	遺族年金	—	—	0.83
国民年金法	障害年金	0.88	0.89	—
	母子年金	—	—	0.91
	準母子年金	—	—	0.91
	遺児年金	—	—	0.91
	寡婦年金	—	—	0.91

③ 休業補償に係る調整

同一の事由について休業補償と他の法律による年金たる給付（障害年金に限る。）が併せ行われる場合については、傷病補償年金における場合との均衡を考慮し、傷病補償年金の場合に準じた調整を行うものとする。

④ 内払処理の範囲の拡大

次の表の左欄に掲げる損害補償を受ける権利が消滅し、同時に次の表の右欄に掲げる損害補償を受けることができるようになった場合に、従来支給されていた損害補償が引き続き行われたときは、その引き続き行われた損害補償の支給を、新たに支給されることになった損害補償の内払とみなすこととする。

支給を受ける権利を失った損害補償	新たに支給されることになった損害補償
傷病補償年金	障害補償、休業補償
休業補償	傷病補償年金、障害補償

（2）補償基礎額の引上げ等

基準政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第126号）が昭和52年4月30日に公布され、同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額4,200円を4,500円に、最高額7,200円を7,710円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者に係る補償基礎額の最低額4,200円を4,500円に、最高額7,200円を7,700円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち配偶者に係る額200円を233円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を73円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額150円）に改めること。

- ④ 葬祭補償の定額部分を、12万5,000円から15万円に引き上げること。

（3）掛金の引上げ等

基金法施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第127号）が昭和52年4月30日に公布施行された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 補償基礎額等の引上げ、傷病補償年金の創設及び3年間掛金が据え置かれたことに伴い、次のとおり掛金を引き上げること。
 - a 消防団員又は水防団員に係る掛金額を、団員1人当たり800円から1,000円に引き上げること。
 - b 消防作業従事者等に係る掛金額を、人口1人当たり74銭から1円に引き上げること。
 - c 水害予防組合の組合員に係る掛金額を、組合員1人当たり2円96銭から4円に引き上げること。

② 消防団員等福祉施設について

基金が市町村等に代わって公務上の災害を受けた消防団員又は水防団員に対して行う福祉施設については、従来、損害補償に係る掛金の毎年度の収納見込額の100分の15に相当する金額の範囲内で基金の定款で定めるところにより行うものとされていたが、常勤の消防職員等の場合との均衡を考慮し今後これの一層の充実を図る必要もあり、今般、地方公務員災害補償基金が行う施設との均衡を考慮して基金の定款で定めるところにより行うものとしたほか、基金が行う福祉施設は、基金との間に災害共済契約を締結している市町村等に係る者に対して行われることを明確にしたこと。

（4）様式規程の一部改正（昭和52年8月25日）

傷病補償年金の創設に伴い、様式規程の改正が

昭和52年8月25日基金規程第9号をもって行われ、新たに傷病補償年金支払請求書、療養の現状報告書、年金支払原簿及び年金支払記録簿が設けられた。

(5) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正

「療養費用算定基準の制定について」の一部改正が昭和52年8月25日に行われた。その改正内容は、傷病補償年金に関する療養の現状報告書及び異動報告書に係る医師等の証明に要する費用の支払限度額を1種類1通につき3,000円としたこと及び看護料の支払限度額の引き上げを行ったことである。

(6) 様式規程の一部改正(昭和53年3月9日)

様式規程の一部改正が昭和53年3月9日基金規程第1号をもって行われ、同年3月1日から適用された。その改正の主な点は、療養補償費支払請求書及び事故状況等証明書の改正である。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和52年8月25日基金規程第10号をもって行われ、同年4月1日（②については同年8月1日）から適用された。

その改正の主な点は、次のとおりである。

① 奨学援護金の額の改善等

- a 支給対象に係る学校として、専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。）を加えること。
- b 奨学援護金の月額を、小学生3,000円から3,500円に、中学生4,000円から4,500円に、高校生4,500円から5,000円に、専修学校の高等課程又は一般課程に在学する者を5,000円（新設）に、大学

生1万円から1万1,000円にそれぞれ引き上げること。

② 介護料の額の改善

支給月額を、2万6,000円から2万8,000円に引き上げること。

③ 障害特別支給金の額の改善

障害等級第1級から第3級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級128万円→228万円、第2級113万円→213万円、第3級100万円→200万円）。

④ 遺族特別支給金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を100万円から200万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

3

災害補償等に関する要望事項の論議

昭和52年3月14日、第5回業務運営の改善に関する研究会が開催された。

付議事項の主なものは、昭和52年中に開催された各ブロック会議で提出された議題、要望等であり、公務災害補償関係で討議された事項は、次のとおりである。

- ① 消防作業従事者等に対する補償費を基金が全額支払することについて
- ② 福祉施設を市町村が条例化できるよう基金法を改正されたいことについて
- ③ 福祉施設を消防作業従事者等にも適用されたいことについて
- ④ 団員の補償基礎額について、勤務年数及び階級による額（現行）と所得額による額とのいずれか高い額をとることについて
- ⑤ 療養補償費における市町村長の支払責任額と基金支払額とのギャップの是正について
- ⑥ 医療費1点単価の限度額（12円）の引き上げについて

- ⑦ 失業中の休業補償の支給について
- ⑧ 翌年度の掛金の額を早急に、できれば12月初旬までに知らせられたいことについて

昭和53年度

1

公務災害補償の給付内容の改善等

(1) 補償基礎額の引上げ

基準政令の一部を改正する政令（昭和53年政令第106号）が昭和53年4月5日に公布され、同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額4,500円を4,800円に、また、最高額7,710円を8,300円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額4,500円を4,800円に、最高額7,700円を8,300円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を267円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を77円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額167円）にそれぞれ改めること。

(2) 掛金の引上げ

基金法施行令の一部を改正する政令（昭和53年政令第107号）が昭和53年4月5日に公布され、同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

消防団員等に係る掛金を、1,000円から1,200円に引き上げること。なお、消防作業従事者等及び水害予防組合員に係る掛金については、据置きとされた。

(3) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正（昭和53年5月1日）

「療養費用算定基準の制定について」の一部改正が昭和53年5月1日に行われ、同年3月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準
 - a 初検料並びに初検料の時間外加算額、休日加算額及び深夜加算額を引き上げること。
 - b 整復料、固定料、施療料並びに後療料を引き上げること。
 - c 後療における温罨法料を引き上げること。
 - d 骨折、不全骨折又は脱臼の施術に当たり金属副子を使用した場合における加算を新設すること。
- ② 柔道整復師に係る費用（算定基準のないもの）
 - a 電気光線療法料を引き上げること。
 - b 宿泊料及び食事料を引き上げること。

(4) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正（昭和53年6月1日）

「療養費用算定基準の制定について」の一部改正が昭和53年6月1日に行われ、同年5月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 看護婦等の看護料の最高限度額を引き上げること。
- ② 泊り込み加算の支給割合を引き上げること。
- ③ 看護料の支給区分を一般職の職員の給与に関する法律第11条の3に基づき人事院規則9-49（調整手当）に定める支給地域の区分によることとすること。

(5) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正（昭和53年8月22日）

「療養費用算定基準の制定について」の一部改

正が昭和53年8月22日に行われ、同年3月1日から適用された。その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 骨折、不全骨折又は脱臼の施術に当たり金属副子を使用した場合の加算を新設したことにより、骨折、不全骨折又は脱臼に対しては、初検時特別材料費及び後療時交換包帯料を支払の対象としないこととすること。
- ② 打撲及び捻挫に係る初検時特別材料費及び後療時交換包帯料の支払限度を引き上げること。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和53年8月22日基金規程第3号をもって行われ、同年4月1日（④については8月1日）から適用された。

その改正の主な点は、次のとおりである。

- ① 外科後処置に係る日当の創設
障害補償を受けた者で外科後処置を受けるために入院等を伴う場合には、その入院等の期間1日につき550円の日当を支給すること。
- ② 休養に係る日当の創設等
 - a 障害補償を受けた者又は受けと見込まれる者で休養が必要と認められる者に対して、その休養の期間1日につき550円の日当を支給すること。
 - b 障害等級第3級以上の等級に該当する者が休養する場合は、その介添人（1人に限る。）に係る宿泊料、食事料、サービス料、旅行費及び日当（550円）を支給すること。
- ③ 障害特別支給金の額の改善
障害等級第4級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第4級88万円→106万円、第7級53万円→106万円等）。

- ④ 介護料の額の改善
支給月額を2万8,000円から2万9,000円に引き上げること。

3

災害補償等に関する要望事項の論議

昭和53年11月24日、第6回業務運営の改善に関する研究会が開催された。

付議事項の主なものは、昭和53年中に開催された各ブロック会議で提出された議題、要望等であり、公務災害補償関係で討議された事項は、次のとおりである。

- ① 消防作業従事者等に対する損害補償費の基金支払額を現行の2分の1から全額にすることについて
- ② 自衛消防隊の訓練の際の災害に対し、現行の消防作業従事者等の補償に準じた補償を実施することについて
- ③ 福祉施設を消防作業従事者等にも適用することについて
- ④ 基準政令第11条の2中「高度の危険が予測される状況下において」と、消防表彰規程（消防庁告示第1号）第5条中「一身の危険を顧みることなく」との関連と意義の明確化について
- ⑤ 「療養費用算定基準の制定について」に定める文書料等の基金からの支払限度額を引き上げることについて

4

災害共済契約の締結状況

昭和53年度において、広島県一部事務組合（未契約の広島県下75町村）及び沖縄県島尻郡豊見城村との災害共済契約が締結された。これにより、契約市町村数は2,906となり、災害共済契約率は、契約対象市町村3,256の89.3%に上昇した。

昭和54年度

1 公務災害補償の給付内容の改善等

(1) 補償基礎額の引上げ

基準政令の一部を改正する政令（昭和54年政令第94号）が昭和54年4月4日に公布され、同年4月1日から適用された。

この改正の主な点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額4,800円を5,000円に、また、最高額8,300円を8,600円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額4,800円を5,000円に、最高額8,300円を8,600円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る分を300円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を90円（配偶者がない場合そのうち1人に係る額183円）に、それぞれ改めること。
- ④ 葬祭補償の定額部分を15万円から16万5,000円に引き上げること。

(2) 掛金の引上げ

基金法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第94号）が昭和54年4月4日に公布され、同年4月1日から適用された。

この改正の主な点は、次のとおりである。

消防団員等に係る掛金を1,200円から1,300円に引き上げること。なお、消防作業従事者等及び水害予防組合員に係る掛金（1円及び4円）については、据置きとされた。

(3) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正

「療養費用算定基準の制定について」の一部改正が昭和54年6月7日に行われ、同年5月1日から適用された。その改正の主な点は、看護料の引上げ及び泊り込み加算の支給割合の引上げである。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和54年8月22日基金規程第3号をもって行われ、同年4月1日（②については8月1日）から適用された。

この改正の主な点は、次のとおりである。

- ① 就労保育援護金制度の新設

傷病補償年金、障害補償年金（第1級～第3級）及び遺族補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者で、自己の就労のため、未就学の子を保育所等に預けている者に対して、月額3,500円支給することとしたこと。この支給は、年金同様に1月、4月、7月及び10月にそれぞれ前3か月分を支給すること。

- ② 介護料の額の改善等

- a 介護料の支給対象者を引き続き3年を超えて療養をしている者から傷病補償年金（第1級）の受給権者に改めること。
- b 介護料の支給月額を2万9,000円から3万円に引き上げること。

3 災害補償等に関する要望事項の論議

昭和54年11月6日、第7回業務運営の改善に関する研究会が開催された。

付議事項の主なものは、昭和54年中に開催された各ブロック会議で提出された議題、要望等であり、公務災害補償関係で討議された事項は、次

のとおりである。

- ① 消防作業従事者等の損害補償の基金支払額は補償に要する額の2分の1であるので、警察官の職務に協力した者と同様に国が補助することについて
- ② 福祉施設を市町村が条例化できるように基金法を改正することについて
- ③ 損害補償費関係の支払請求書の様式の中に、一部事務組合から医師や個人あてに口座振替できるよう銀行名、口座番号等の記入欄を設けることについて
- ④ 休業補償費の算定基礎に期末手当を算入することについて

昭和55年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 公務災害補償年金を担保とする小口資金の貸付けについて

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和55年法律第106号）が昭和55年12月8日公布され、翌56年11月1日から施行された。

その主な改正点は、次のとおりである。

昭和56年11月1日以降において、消防団員又は水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供して、小口資金の貸付けを受けることができるものとすること。

(2) 補償基礎額と掛金の引上げ

基準政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第67号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第68号）が昭和55年4月

5日公布され、同年4月1日から適用された。

基準政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額5,000円を5,200円に、また最高額8,600円を8,900円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を引き上げること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額5,000円を5,200円に、最高額8,600円を8,900円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を333円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を各100円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額を217円）にそれぞれ引き上げること。
- ④ 年金の支給期月を1月、4月、7月及び10月から、3月、6月、9月及び12月に改めること。

また、基金施行令の改正点は、次のとおりである。

補償基礎額の引上げに伴い、消防団員又は水防団員に係る掛金額を団員1人当たり1,300円から1,400円に引き上げること。

なお、消防作業従事者等に係る掛金についての引上げは行われず、据置きとされた。

(3) 遺族補償年金の給付水準の引上げ

基準政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第321号）が昭和55年12月8日公布され、同年11月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 遺族補償年金の額を表2-3の遺族の人数の区分に応じてそれぞれ改めること。
- ② 遺族の人数が1人の場合における50歳以上55歳未満の妻の区分を廃止すること。

(4) 「療養費用算定基準の制定について」の一部改正

表2-3 遺族補償年金の給付水準

遺族の人数		年金の額
1人	ア 次のイ以外の場合	補償基準額に153を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約42%)
	イ 55歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻の場合	補償基礎額に175を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約48%)
2	人	補償基礎額に193を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約53%)
3	人	補償基礎額に212を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約58%)
4	人	補償基礎額に230を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約63%)
5人以上		補償基礎額に245を乗じて得た額 (補償基礎額の年額の約67%)

「療養費用算定基準の制定について」の一部改正が昭和55年10月7日に行われ、同年4月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

消防団員等の消火活動等における事故の特殊性を考慮して、療養に要する費用の算定内容について医師及び歯科医師に係る費用及び柔道整復師に係る費用の一部を緩和し、健保基準方式から労働者災害補償保険方式に改めたこと。この改正によって、医療機関等から労働者災害補償保険の場合に準じた請求があった場合に、市町村等の実支払額と基金の支払額との間に差が生じないようになった。

(5) 中枢神経及び循環器系疾患の公務上外認定の指針の制定

「中枢神経及び循環器系疾患（脳卒中、急性心臓死等）の公務上外認定の指針について」（昭和55年消基発第460号）が昭和55年6月17日制定された。

その要旨とするところは、脳卒中、急性心臓死等を公務又は消防作業等に起因することが明らかな疾病として認定するためには、当該疾病について公務遂行上の諸種の状態が原因となって発症したことが明らかに認められることが必要である。これらの疾病については、特定の業種や職種にかかわりなく、だれにでも発症し得る疾患であるた

め、公務上・外の判断が難しいものであるので、公務災害の補償請求をする際の補償事務の的確かつ迅速な処理のためにこの指針を制定したものである。

2 福祉施設の改善

福祉施設の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（昭和55年7月5日基 金規程第2号—奨学援護金、就労保育援 護金及び介護料の引上げ等）

この改正では、奨学援護金、就労保育援護金及び介護料の引上げ等が行われたが、その内容は次のとおりである。

① 外科後処置に係る日当の改善

外科後処置を受けるため入院等する場合に支給する日当について、昭和55年4月1日から550円を700円に引き上げること。

② 奨学援護金の額の改善

支給月額を小学生3,500円から4,000円に、中学生4,500円から5,000円に、高校生5,000円から6,000円に、大学生1万1,000円から1万2,000円にそれぞれ引き上げるとともに、就労保育援護金の支給月

額を3,500円から4,000円に引き上げ、昭和55年4月1日から施行すること。

③ 介護料の額の改善等

支給月額を3万円から3万900円に引き上げるとともに、支給対象者の範囲を次の者まで拡大し、昭和55年8月1日から適用すること。

a 傷病等級第1級又は障害等級第1級の第3号又は第4号に該当する者

b せき脳の著しい障害（外傷性せき脳損傷によるものに限らない。）により傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する者（第1級第3号に該当する者を除く。）で食事を運んでもらえば自分で食べができるが、衣服着脱、用便等食事以外の生理的基本動作に常に他人の手助けを要する者

④ 燐学援護金等の支給期日の改善

燐学援護金、就労保育援護金及び介護料の支給期月を1月、4月、7月及び10月から、3月、6月、9月及び12月に改め、昭和55年9月1日から適用すること。

(2) 福祉規程の改正（昭和56年1月19日消防基金規程第1号—障害特別支給金、遺族特別支給金の引上げ等）

この改正では、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金及び遺族特別援護金の引上げ等が行われ、昭和55年11月1日から適用された。

この改正の内容は、次のとおりである。

① 障害特別支給金の額の改善

障害等級第1級から第14級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級228万円→342万円、第14級5万円→8万円等）。

② 遺族特別支給金の額の改善

次に掲げる者の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

a 遺族補償年金の受給権者又は遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者について、200万円から300万円に引き上げること。

時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者について、200万円から300万円に引き上げること。

b 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第3号に該当する者のうち、消防団員又は水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は基準政令別表第3に定める第7級以上の等級の身体障害に該当する状態にある3親等内の親族について、140万円から210万円に引き上げること。

c 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第3号に該当するもの（bに掲げる者を除く。）について、80万円から120万円に引き上げること。

③ 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級128万円→228万円、第7級53万円→106万円等）。

また、この引上げに伴い、加重障害に係る差引額についてもそれぞれ引き上げること（第2級113万円→213万円、第14級5万円→10万円等）。

④ 遺族特別援護金の額の改善

次に掲げる者の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

a 遺族補償年金の受給権者又は遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者について、100万円から200万円に引き上げること。

b 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第3号に該当する者のうち、消防団員又は水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は基準政令別表第3に定める第7級以上の等級の身体障害に該当する状態にある3親等内の親族について、140万円から210万円に引き上げること。

等内の親族について、70万円から140万円に引き上げること。

- c 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第3号に該当するもの（bに掲げる者を除く。）について、40万円から80万円に引き上げること。

⑤ 遺族特別給付金の支給限度額の改善

遺族補償年金の受給権者に係る遺族特別給付金の額は、遺族補償年金の額に100分の20を乗じて算定するが、その限度額を遺族補償年金額の改正に伴い引き上げること。

基準政令第5条に規定する「療養のため、勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき」に該当しないとして、休業補償費を支払うことができないとされているが、地方公務員災害補償法の規定に基づく条例の適用を受ける議会の議員その他の非常勤の職員に係る補償制度の例に準じて、休業補償費を支払うよう改善することについて

- ④ 掛金の一部還元について

3 災害補償等に関する要望事項の論議

昭和55年12月10日、業務運営の改善に関する研究会が開催された。公務災害補償関係で討議された事項は、次のとおりである。

- ① ガス爆発の場合、火災発生前に負傷者を救助しようとして損害を受けた一般住民は、現行の消防作業従事者に係る公務災害の適用者とはならない（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律により警察協力者としての適用可能）が、ガス爆発の場合の事故処理のほとんどは消防機関がしており、警察協力者とすることになじまないので、消防作業従事者の公務災害の適用者とするよう法令を改正することについて
- ② 地域住民の自衛組織の単独判断で集中豪雨等の水防業務に当たった場合、損害を受けた住民は、正式水防機関の協力命令を受けていないという理由のもとに公務災害補償の適用を受けられないが、自衛組織は平素、消防機関から「緊急の場合には、水防業務に当たってほしい」との要請があるものとして、拡大解釈をし適用させることについて
- ③ 主婦（家事に従事する者）である消防団員が公務災害にあった場合、無職であるため

昭和56年度

1 公務災害補償の給付内容等の改善

基準政令の一部を改正する政令（昭和56年政令第101号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第102号）が昭和56年4月3日公布された。

（1）基準政令の改正

基準政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額5,200円を5,400円に、また、最高額を8,900円から9,300円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を引き上げ、昭和56年4月1日から適用すること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額5,200円を5,400円に、最高額8,900円を9,300円に引き上げ、昭和56年4月1日から適用すること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を367円に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額を各117円（配

偶者がない場合そのうち1人に係る額を250円)にそれぞれ引き上げ、昭和56年4月1日から適用すること。

- ④ 葬祭補償の定額部分を16万5,000円から18万5,000円に引き上げ、昭和56年4月1日から適用すること。
- ⑤ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要する者及び胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要する者を新たに障害等級第2級に加え、昭和56年2月1日以降支給事由が生じた者から適用すること。
- ⑥ 年金たる損害補償の支給事務の簡素化に伴い、年金額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げることとし、昭和56年9月1日から施行すること。
- ⑦ 年金たる損害補償の過誤払による返還金債権への充当規定を新設し、この規定は昭和56年9月1日から施行すること。
- ⑧ 休業補償等の額の端数処理の方法を整備すること。

(2) 基金法施行令の改正

基金法施行令の改正点は、次のとおりである。補償基礎額の引上げ等に伴い、昭和56年度の消防団員又は水防団員に係る掛金額を団員1人当たり1,400円から1,500円に引き上げること。なお、消防作業従事者等に係る掛金についての引上げは行われず、据置きとされた。

2

障害補償年金差額一時金制度及び同年金前払一時金制度の創設

基準政令の一部を改正する政令(昭和56年政令第312号)が昭和56年10月30日公布され、同年11月1日から適用された。

その主な改正点は、次のとおりである。

- ① 障害補償年金差額一時金制度(当分の間の措置として障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の右欄に掲げる額に満たないときは、その遺族に対し、損害補償としてその差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。)を創設すること。

障害の等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

- ② 障害補償年金前払一時金制度(公務による傷病の治ゆ直後における一時的資金需要を考慮して、当分の間の措置として障害補償年金の受給権者が申し出たときは、損害補償として障害補償年金前払一時金を支給する。)を創設すること。
- ③ 次のような遺族補償年金前払一時金に関する規定の整備を行うこと。
 - a 遺族補償年金に係る一時金を遺族補償年金前払一時金とし、この支給が「昭和61年3月31日までの暫定措置」であったものを「当分の間の措置」とすること。
 - b 遺族補償年金前払一時金に係る支給の申出及び遺族補償年金の支給停止については、障害補償年金前払一時金の場合と同様に取り扱うこと。
 - c 改正前の規定により支給された遺族補償年金に係る一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなすこと。

3

療養費用算定基準（規程）の一部改正

療養費用算定基準（昭和49年基金規程第2号）の一部改正が、昭和56年10月16日基金規程第8号により行われた。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 医師及び歯科医師に係る療養に要する費用のうち、初診料及び再診料の支払限度額を引き上げ、四肢の傷病に係る切開、創傷処理及び筋骨手術の特例取扱いの支払限度額を健保点数の2倍から1.5倍に変更し、消炎鎮痛を目的とする理学療法の特例取扱いの新設、重症者室料特別加算の支払限度額の新設、病衣貸与料に係る加算点数の支払限度額の引上げを行うこと。

この改正は、昭和56年9月1日以後の療養に要する費用について適用された。

- ② 柔道整復術に係る費用のうち、初検料及び往療料の支払限度額を引き上げること。

この改正は、昭和56年7月1日以後の療養に要する費用について適用された。

- ③ 看護料の基金の算定限度額を昭和56年6月1日から引き上げること。

4

福祉施設の改善

福祉施設の拡充等のため、福祉規程の一部改正が行われた。

- (1) 福祉規程の改正（昭和56年6月2日消防基金規程第6号—奨学援護金の引上げ等）

この改正では奨学援護金の支給対象の拡大と支給月額の引上げ等が行われたが、その内容は次のとおりである。

- ① 奨学援護金の額の改善等

ア 支給対象者に、職業訓練法第14条に規定する職業訓練施設において養成訓練を受ける者及び同法第27条に規定する職業訓練大学校において指導員訓練を受ける者を加えること。

イ 奨学援護金の支給月額を、小学生4,000円から4,500円に、中学生5,000円から6,000円に、高校生、専修学校生（高等、一般課程）6,000円から7,000円に、大学生、専修学校生（専門課程）1万2,000円から1万5,000円に引き上げること。

なお、職業訓練施設において養成訓練を受ける者、職業訓練大学校において指導員訓練を受ける者の奨学援護金の支給月額は、1万5,000円とすること。

この改正は、昭和56年4月1日から適用された。

- ② 就労保育援護金の額の改善

支給月額を4,000円を4,500円に引き上げること。

この改正は、昭和56年4月1日から適用された。

- ③ 傷病特別給付金等の限度額の改善

傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金の支給限度額を算定する際の基礎額を100万円から150万円に引き上げること。

この結果、補償基礎額2万548円（改正前1万3,699円）以上のものについて支給額が制限されることになるが、当分の間、制限額に達する者は生じない。

この改正は、昭和56年5月1日から適用された。

- ④ 年金たる特別給付金の端数処理規定の新設

傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び遺族特別給付金の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上

100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げることとすること。

この改正は、昭和56年9月1日から適用された。

(2) 福祉規程の改正（昭和56年9月28日消防基金規程第7号—傷病特別支給金制度の創設等）

この改正では、傷病特別支給金制度が新たに設けられたほか、介護料の引上げ等が行われたが、その内容は次のとおりである。

① 介護料の額の改善

介護料の支給月額を3万900円から3万2,100円に引き上げること（昭和56年度8月1日適用）。

② 傷病特別支給金制度の新設

- a 傷病補償年金の受給権者に対し、次の表に掲げる傷病等級に応じ、傷病特別支給金を支給すること。

なお、既に傷病特別支給金を受けた者の傷病等級が療養を継続している間に自然経過で増悪し、上位の傷病等級に該当するに至った場合においても、傷病特別支給金の再支給又は差額支給は行わないこと。

廃疾等級	支 給 額
第 1 級	114万円
第 2 級	107万円
第 3 級	100万円

- b 故意の犯罪行為又は重大な過失等により傷病補償年金が減額して支給される場合においては、支給の制限を行うこと。

この改正は、昭和56年4月1日から適用された。

③ 傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当

年金たる損害補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月

以後の分として当該年金たる損害補償の受給権者に支給される傷病特別給付金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができること。

- a 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る損害補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金又は遺族特別給付金
- b 過誤払による返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けることができる遺族特別給付金

この改正は、昭和56年9月28日以降に発生した過誤払による返還金債権について適用された。

(3) 福祉規程の改正（昭和57年3月5日消防基金規程第2号—障害差額特別給付金制度の創設等）

この改正では、障害差額特別給付金制度が新たに設けられたほか、遺族特別給付金支給対象の拡大等が行われたが、その内容は次のとおりである。

① 障害差額特別給付金制度の新設

障害差額特別給付金は、次に掲げる者に支給する。

- a 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有したこととなった遺族
- b 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者にその障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に、障害補償年

- 金差額一時金を受ける権利を有することとなる遺族
- ② 障害差額特別給付金の支給額は、①のa及びbの区分に応じそれぞれ次のa及びbに掲げる額とする。
- a 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、基準政令附則第1条の2第1項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額。以下「障害差額特別給付金限度額」という。）に100分の20を乗じて得た額（ただし、その額は150万円に障害の等級に応じ基準政令附則第1条の2第1項の表の下欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えない額とする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額
- b 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして①の例により計算して得られる額
- ③ 既に身体障害のある者が、公務上の傷病によって同一部位について障害の程度を加重した場合の障害差額特別給付金の支給額は上記②にかかわらず、次のa又はbの場合の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる額に100分の20を乗じて得た額（ただし、その額は150万円にa又はbに掲げる額（特殊公務災害に係るものである場合は、特殊公務災害として割増す前の額）を補償基礎額で除して得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額である。
- a 加重前の身体障害の等級が第7級以上の場合
加重後の身体障害の等級に応する障害差額特別給付金限度額から加重前の身体障害

- の等級に応する障害差額特別給付金限度額を差し引いた額
- b 加重前の身体障害の等級が第8級以下の場合
加重後の身体障害の等級に応する障害差額特別給付金限度額に当該障害加重に係る障害補償年金の額を加重後の身体障害の等級に応する障害補償年金の額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額）で除して得た数を乗じて得た額
- ④ 初発傷病に關し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に關し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、上記②のaの「既に支給された障害特別給付金の額の合計額」には、初発傷病に關し支給された年金たる障害特別給付金の額が含まれるものである。
- ⑤ 初発傷病に關し障害補償一時金を受けた者で、再発傷病に關し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合における障害差額特別給付金の額は、再発等級に応じ、基準政令附則第1条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に關し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応する基準政令第6条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額（以下「再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額」という。）に100分の20を乗じて得た額（その額が、150万円に、再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額を補償基礎額で除した得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）から、既に支給された当該障害補償特別給付金の額の合計額を差し引いた額とする。

この改正は、昭和56年11月1日から適用された。

⑥ 特別給付金の特殊公務災害等が適用された場合の支給額の改善

傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の支給額について、特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額を算定基礎額として特別給付金の支給額を算定することとする。

この改正は、昭和56年11月1日から適用された。

⑦ 遺族特別給付金の支給対象の範囲拡大

遺族特別給付金の支給対象者として、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため基準政令第9条の2第2号に規定する遺族補償一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に遺族補償一時金を受ける権利を有することとなる遺族を含めることとする。

この改正は、昭和56年11月1日から適用された。

他に、休業援護金の額の端数処理の方法が整備された（昭和56年消防消第119号消防課長通達）。

5

災害補償等に関する要望事項の論議

昭和56年12月14日、業務運営の改善に関する研究会が開催された。付議事項の主なものは前年度各ブロック会議で提出された議題、要望等であり、公務災害補償関係で討議された事項は次のとおりである。

- ① 豪雪による民家の雪降し作業中の消防団員の災害が公務上になるか。なお、災害対策本部設置の有無との関係について
- ② 事業所の勤務者である消防団員が自宅近くの火災に休暇の許可をとって出動中の交通

事故による災害は公務上となるかどうかについて

- ③ 自衛消防隊など協力団体が消防団の演習等に参加中の事故に公務災害補償を適用できないかについて
- ④ 婦人消防隊の隊員に対する公務災害補償の適用について
- ⑤ 地区の自衛消防隊員の出動途中における災害の認定について
- ⑥ 公務等により負傷あるいは疾病にかかった者の「損害」の範囲について
- ⑦ 放水作業中転倒負傷した消防作業従事者の自賠責適用の有無について
- ⑧ 市町村の常勤の職員が非常勤の消防団員として公務上の災害を受け、90日を超えて休業すると、条例上給与の減額を受けるが、消防団員の確保が困難な現状において、任命権者はこのことについてどのような措置を講ずることが妥当かについて
- ⑨ 消防団員の補償基礎額算定に実所得の要素を加味できないかについて
- ⑩ 損害補償の補償基礎額表の3階級3区分と退職報償金の支払額表の5階級6区分との差異の理由について
- ⑪ 市町村が補償の内容を手厚くするため、消防団員を一括して傷病保険に加入させることの適否及びその場合の法律関係－保険料負担の合法性、補償組合の免責関係等について
- ⑫ 年金たる補償の受給権者が高校生1人の場合、18歳に達しても在学中は奨学援護金の支給の対象にされたいことについて
- ⑬ 父母について、遺族補償年金の受給資格を55歳以上と制限しているが、寡婦である母については、これを撤廃されたいことについて
- ⑭ 母指を除く4指には、用廃の下に「末関節の障害」があるが、母指にはない理由につ

いて

- ⑯ 消防作業従事者等の補償費の基金の支払額を大幅に引き上げることについて
- ⑰ 協力者に対する福祉施設の適用について
- ⑱ 消防団員の健康診断の実施に伴う交付税上の財源措置を基金から自治省へ要望願いたいことについて

6

公務災害補償年金を担保とする小口資金貸付措置の留意事項について

消防団員等の公務災害補償に関する小口資金の貸付けを受けるための措置についての留意事項が、消防庁消防課長から出された（昭和56年消防消第148号）。

その主な内容は、次のとおりである。

- ① 年金たる損害補償に係る担保貸付けに伴う事務関係

a 支給状態証明書の交付について

受給権者が、年金たる損害補償を担保として公庫から小口資金の貸付けを受けるために、公庫の定める支給状態証明書により年金たる損害補償の支給状態を請求したときは、当該支給状態証明書に必要事項を証明し、これを受給権者に交付すること。

b 担保権設定の通知を受けた年金たる損害補償の支払について

公庫から年金たる損害補償に担保権を設定した旨の通知を受けたときは、当該担保権の設定された年金たる損害補償は、公庫から担保権の消滅の通知を受けるまでの間、各支給期間の一定の期日に公庫に支払うこと。

c 担保権の設定された年金たる損害補償の額の改定の通知について

担保権の設定された年金たる損害補償の額が改定されたときは、改定後の額を公庫に通知すること。

- d 過誤払による年金たる損害補償の返還請求について

受給権者の失権その他の事由により、年金たる損害補償を公庫に過誤払したときは、過誤払額の返還を公庫に請求すること。

- ② 年金たる損害補償に係る担保貸付けの取扱いに関する協定の締結関係

年金たる損害補償に係る担保貸付けに関する事務を円滑に行うため、年金たる損害補償を担保として公庫から小口資金の貸付けを受ける受給権者がある場合に、当該年金たる損害補償に係る担保貸付けの事務を取り扱う公庫の支店から申出があったときは、市町村等は、原則として、当該支店と年金たる損害補償に係る担保貸付けの取扱いに関する必要な事項について協定を締結すること。

<参考>

○公務災害補償年金を担保とする小口資金の貸付制度について

恩給や年金は、受給権者の権利を保護するという趣旨から他人に譲り渡したり、担保に供したりすることはできないとされている。しかし、不時の出費を必要とする場合には、受給権者によっては、恩給や年金以外に収入の途がなく、また、恩給や年金は支給期間や支給金額が一定していることもあって資金が不足することになる。

このような場合に、受給権者の資金調達の途を開くため、恩給や年金を担保として、国民金融公庫又は沖縄振興開発公庫から小口の資金を借り入れができる制度が設けられているが（「国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」及び「沖縄振興開発金融公庫法」参照）、公務災害補償として支給される年金たる損害補償の受給権者も、昭和55年12月に、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、消防団員等公務災害補償

等共済基金法等の関連条文が改正されたことにより、昭和56年11月1日からこの制度が利用できることとなった。

なお、貸付条件は、国民金融公庫等の業務方法書によって定められているが、公務災害補償として支給される年金たる損害補償の担保貸付けについては、昭和56年11月1日から次により実施された。

- (1) 貸付限度額 150万円かつ年金たる損害補償の額の3年分以内
- (2) 貸付期間 4年以内
- (3) 利率 7.5%
- (4) 担保 年金たる損害補償を受ける権利（年金証書を公庫に提出する）
- (5) 返済方法 年金の支払を返済に充当
- (6) 保証人 1名以上

7 集中豪雨等による災害の状況

昭和56年6月から8月にかけて、集中豪雨に伴う土砂崩れ等による被害の防御活動中の消防団員の殉職者が長崎県、岡山県で各1名、北海道で2名、また、台風15号による崖崩れの被害の防御活動中の消防団員の殉職者が長野県で1名あわせて5名の殉職者が発生した。なかでも、長崎市において集中豪雨の中、土砂崩れが断続的に発生している崖崩れ現場で、住宅被害の防御作業に従事中、2回目の崖崩れが発生し、土石流に巻き込まれて被災した消防団員1名は特殊公務災害に認定された。

昭和57年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 公務災害補償年金を担保とする小口資金の貸付対象者の拡大

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和57年政令第258号）が昭和57年9月25日公布され、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和57年法律第46号）が同年10月1日から施行された。

その改正点は次のとおりである。

消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者に係る年金たる補償を受ける権利を、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けるための担保に供することができるものとすること。

(2) 補償基礎額、掛金の引上げ等

基準政令の一部を改正する政令（昭和57年政令第98号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第99号）が公布され、同年4月1日から適用された。

基準政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額5,400円を5,700円に、最高額9,300円を9,800円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額5,400円を5,700円に、最高額9,300円を9,800円に引き上げること。

③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を400円に、配偶者がいる場合1人に係る額を267円に、それぞれ改めること。

次に、基金法施行令の改正点は、次のとおりである。

消防団員又は水防団員に係る分の掛金を団員1人当たり1,500円から1,600円に引き上げること。

なお、消防作業従事者等に係る掛け金は、据置きとされた。

(3) 障害に関する用語の整理

障害に関する用語の整理のための自治省関係政令の整理に関する政令(昭和57年政令第266号)が昭和57年9月25日公布され、同年10月1日から施行された。

その改正点は、次のとおりである。

基準政令等において用いられている「不具廢疾者」、「廢疾」、「廢疾の等級」という用語を、「重度心身障害者」、「障害の状態」、「障害」、「傷病等級」に改めること。

(4) 様式規程の障害に関する用語の整理

様式規程の一部改正が昭和57年9月30日基金規程第5号をもって行われ、同年10月1日から施行された。

その改正点は、障害に関する用語の整理のため、所要の規定の整備を図ったことである。

2 福祉施設の改善

福祉施設の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（昭和57年7月29日消防基金規程第4号—アフターケア実施基準の整備）

この改正は、主としてアフターケアの実施基準

の整備を図ったもので、同年4月1日から適用された。

(2) 福祉規程の改正（昭和57年9月30日消防基金規程第6号—介護料の引上げ等）

この改正は、次のとおりである。

① 介護料の支給月額を3万2,100円から3万3,600円に引き上げ、昭和57年9月1日から適用すること。

② 規程に用いられている「廃疾」、「身体障害」等の用語を、「障害」等の用語に改め、同年10月1日から施行すること。

(3) 福祉規程の改正（昭和57年12月24日消防基金規程第8号—障害特別援護金の引上げ等）

この改正の要点は次のとおりであり、昭和58年1月1日から施行された。

① 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること(第1級228万円→332万円、第7級106万円→119万円等)。

また、この引上げに伴い、加重障害に係る差引額についてもそれぞれ引き上げること(第2級213万円→316万円、第14級10万円→11万円等)。

② 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を200万円から300万円に引き上げたほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げたこと。

3 災害補償等に関する要望事項の論議

昭和57年12月14日、業務運営の改善に関する研究会が開催された。公務災害補償に関する討

議事項は、次のとおりである。

- ① 消防作業従事者等に対する損害補償について
- ② 福祉施設費の支給方法について

4

岡山県消防補償等組合消防団員公務外不支払決定取消請求事件

岡山県消防補償等組合から吉井町消防団員に係る遺族補償並びに葬祭補償に要する経費の支払に関する請求に対し、基金が公務外の災害と認め不支払と決定した事案について、これを取り消すよう消防団員等公務災害補償等共済基金の審査手続等に関する規程（昭和33年総理府経消第2号）第2条の規定に基づき、昭和57年4月1日付で審査請求書の提出があった。

そこで、この件を審査委員会に諮問したところ、審査委員会は第1回を昭和57年6月1日、第2回を同年7月21日に開催し、審査した結果「本件不支払の決定は正当であると認められる」旨同年8月23日答申した。基金は、この答申のとおり同年8月24日付で裁定した。

5

集中豪雨等による災害の状況

昭和57年7月から9月にかけての豪雨による土砂崩れ等の被害の防御活動中、長崎県で消防団員4名、一般住民3名、佐賀県で消防団員1名、熊本県で一般住民2名が死亡、また、台風18号による崖崩れ等の被害の防御活動中、静岡県及び長野県で消防団員が各1名死亡、三重県では台風10号による河川増水の警戒等の救援に出動要請された一般住民1名がその救援中、突然発生した山崩れの土石流に押し流され川に転落し死亡した。

なかでも、長崎市において雨台風となった台風の接近で急傾斜地崩壊危険区域で住民の避難誘導

中、土砂崩れが発生し、土石流に巻き込まれて被災した消防団員2名は、特殊公務災害に認定された。

昭和58年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

昭和58年3月31日、基準政令の一部を改正する政令（昭和58年政令第54号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和58年政令第55号）が公布され、同年4月1日施行された。

基準政令の一部改正については、葬祭補償費の定額部分が18万5,000円から20万5,000円に引き上げられた。逐年行われてきた補償基礎額の引上げは、本年度は実施されなかった。

基金法施行令の改正点は、次のとおりである。

① 消防作業従事者等に係る損害補償について、市町村等に支払う額を基準政令の規定により算定した額の2分の1から全額に改めたこと（昭和58年4月1日以後に発生した事故の係る災害補償について適用することとした。）

② 基金の市町村等への支払額の増額に伴い、昭和58年度以降の掛金の額を、消防作業従事者等に係る分及び水防従事者に係る分として、それぞれ人口1人当たり1円を1円50銭に、水害予防組合員1人当たり4円を6円に引き上げたこと。

なお、消防団員等に係る掛金の引上げは、本年度行われなかった。

2

福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和58年4月28日消

防基金規程第4号をもって行われ、アフターケアの実施に関する規定等が整備されたほか、福祉施設に係る文書料等の支払限度額の改善が行われた。

3

災害補償等に関する問題点の討議

昭和58年5月27日、業務運営研究会設置要綱（昭和57年12月14日施行）に基づき、第1回業務運営研究会専門委員会が開催され、公務災害補償関係では、福祉施設の支払事務委託等の問題が討議された。

次に、業務運営研究会が12月14日開催され、5月に行われた専門委員会の付議事項のほか、研究委員及び基金の提出議題について討議された。公務災害補償に関する討議事項は、次のとおりである。

- ① 福祉施設の支払事務委託について
- ② 補償費交付金と掛金とのアンバランスについて
- ③ 団員の健康管理について
- ④ 休業補償の引上げについて

4

集中豪雨等による災害の状況

昭和58年7月、梅雨前線の影響で山陰地方を中心に集中豪雨に見舞われ、島根県益田市では、住民らと豪雨による土砂崩壊の防御作業にあたっていた消防団員1名が突然発生した土砂崩れの生埋めとなって死亡、同県邑智郡瑞穂町では、土砂崩れの現場へ向かっていた消防団の消防自動車が濁流で橋もろとも押し流され、乗車していた2名が死亡、浜田市では、消防団員1名が住民の避難場所の土砂崩壊の危険を知らせる途中、大規模な土砂崩れに遭い、救出されたが数時間後死亡した。

以上4名の消防団員全員がいずれも災害発生の状況から特殊公務災害に認定された。

また、同年9月には、台風10号による大雨で、長野県阿智村の消防団員1名が自家用車で土砂崩れの防御作業に向かう途中、濁流にのみ込まれて行方不明となり、この者も災害の状況から特殊公務災害と認定された。

昭和59年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

基準政令の一部を改正する政令（昭和59年政令第85号）昭和59年4月11日に公布施行された。この改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額5,700円を5,900円に、最高額を9,800円から1万円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額を引き上げること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額5,700円を5,900円に、最高額を9,800円から1万円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を410円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る額を各127円（配偶者がない場合そのうち1人に係る額を277円）にそれぞれ引き上げること。

また、このような補償基礎額の改善に伴い、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第86号）が同日公布施行され、市町村の掛金のうち、消防団員又は水防団員に係る分が団員1人当たり1,600円から1,700円に引き上げられた。

なお、消防作業従事者等に係る掛金は、本年度は引き上げず据置きとされた。

このほか、昭和60年1月1日から損害補償の支払請求書等に係る文書料の支払限度額の引上げが行われた。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和59年6月30日消防基金規程第7号をもって行われ、介護料の支給月額を3万3,600円から3万5,800円に引き上げ、同年6月1日から適用することとされたほか、昭和60年1月1日からは福祉施設に係る文書料の費用の支払限度額の引き上げが行われた。

3 災害補償等に関する問題点の討議

昭和59年5月31日、業務運営研究会の専門委員会が開催され、公務災害補償関係で討議された事項は、次のとおりである。

- ① 福祉施設費の支払事務委託について
- ② 療養補償費支払請求書及び休業補償費支払請求書に係る文書料の引上げについて
- ③ 療養基準における1点単価について
- ④ 年金の支払期を現行の3月、6月、9月及び12月から、1月、4月、7月及び10月とすることについて
- ⑤ 昭和58年4月1日前に発生した事故に係る一般従事者の全額支払について
- ⑥ 福祉施設を一般従事者にも適用することについて

次に、12月12日、業務運営研究会が開かれ、5月に行われた専門委員会の結果報告のあと、次の議題について討議が行われた。

- ① 福祉施設の支払事務委託について
- ② 文書料について

昭和60年度

1 公務災害補償の給付内容等の改善

昭和60年4月6日、基準政令の一部を改正する政令（昭和60年政令第96号）が公布施行された。

その改正点の要点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額5,900円を6,100円に、最高額1万円を1万300円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額5,900円を6,100円に、最高額1万円を1万300円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を440円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る額を各140円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額を297円）にそれぞれ引き上げること。

補償基礎額の引上げに伴い、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第97号）が同日公布施行され、市町村の掛金が消防団員又は水防団員に係る分として、団員1人当たり1,700円から1,800円に引き上げられた。

なお、消防作業従事者等に係る掛金は、据置きとされた。

2 地方公務員災害補償法等の一部改正法等の施行に伴う公務災害補償制度の改正

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第69号）及び基準政令及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第275号）が、それぞれ昭和60年6月21日及び同年9月30日に公布され、10

月1日から施行された。これに伴い、消防組織法、水防法及び基金法並びに基準政令の一部が次のように改正された。

① 福祉施設の趣旨及び内容に関する規定の整備（消防組織法、水防法及び基金法関係）

この改正は、現在、福祉施設として行われている各種施策の現状にかんがみ、また、今後の社会経済情勢等に即応して必要とされる措置が的確に実施できるようにするために、被災団員及びその遺族の福祉に必要な施設として、

a 被災団員の社会復帰を促進するために必要な施設

b 被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設ができることとする規定を置くことにより、法律上の位置づけを明確化したものである。

なお、この改正に伴い基金は、福祉規程を一部改正（昭和61年2月13日基金規程第1号）するとともに、福祉施設の実施に関する諸通知を統合整備した（昭和61年2月施行）。

② 遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ等（基準政令関係）

a 遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については、60歳以上とし、兄弟姉妹については、18歳未満又は60歳以上とする。

b 当分の間、aにかかわらず、次の措置を講ずることとする。

(a) 消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とすること。ただし、これらの者が60歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないこと。

(b) (a)に掲げる遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、当該年金を受けることができる他の遺族より後順位とし、これらの遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とすること。

(c) (a)に掲げる遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が60歳に達するまでの間は、その支給を停止すること。ただし、遺族補償年金前払一時金の支給については、この限りではないものとすること。

c a及びbに掲げる措置については、5年間で段階的に実施すること（表2-4、表2-5参照）。

この改正の趣旨は、次のとおりである。すなわち、被災団員等の父母等に対して被扶養利益の補償として遺族補償年金の支給が必要となるのは、一般に定年後と考えられるが、民間企業における60歳定年制が着実に普及していること、国家公務員、地方公務員についても昭和60年から原則として60歳定年制が実施されていることか

表2-4 遺族補償年金の受給資格年齢の段階的引上げ（c関係）

被災団員等の死亡の時期	受給資格年齢
昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	59歳
昭和65年10月1日以降	60歳

表2-5 特例遺族補償年金受給資格に関する経過措置（b関係）

被災団員等の死亡の時期	特例遺族補償年金受給資格を付与する年齢	遺族補償年金の支給停止が解除される年齢
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 昭和64年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から 昭和65年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
昭和65年10月1日から 当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

ら、一般的な定年年齢は60歳と考えられる状況になっている。

一方、他の公的年金制度における父母等に対する遺族年金については、労災保険法は、60歳を受給資格年齢とし、特例として55歳以上60歳未満の者にも受給資格を与え、これらの者の年金を60歳まで支給停止する措置がとられている。また、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法は、昭和54年の法律改正により15年間の経過措置で支給開始年齢を55歳から60歳に引き上げることとされており、厚生年金保険法も55歳以上に受給者資格を与え60歳から支給することとする改正が予定されている状況にある。

このような官民の定年年齢延長の動向及び他の公的年金制度における年金受給資格年齢の状況を考慮し、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法と同様、父母等に対する遺族補償年金の受給資格年齢を55歳から60歳に引き上げるとともに、労災保険法と同様の特例措置を講ずることとしたものである。

- ③ 障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に関する規定の整備
- ④ 年金たる補償と他の法令による年金たる給

付とが併給される場合の両年金間の調整に関する規定の整備

これは、年金たる補償と他の法令による年金たる給付とが併給される場合における年金たる補償の額の端数処理に関する規定を整備し、補償の支給事務の簡素化を図ったものである。

3 福祉施設の改善

福祉施設の給付内容等を改善するため、次のとおり福祉規程の一部改正が行われた。

(1) 福祉規程の改正（昭和60年4月11日消防基金規程第3号—奨学援護金の引上げ）

この改正では、奨学援護金の支給月額を、小学生は4,500円を5,000円、大学生は1万5,000円を1万9,000円とするなど、在学者の区分に応じてそれぞれ引き上げ、同年4月1日から適用された。

(2) 福祉規程の改正（昭和60年6月24日消防基金規程第7号—介護料の引上げ）

この改正では、介護料の支給月額を3万5,800円から3万6,500円に引き上げ、同年6月1日から適用された。

(3) 福祉規程の改正（昭和61年2月13日消防基金規程第1号—福祉施設の目的及び種類の明確化）

この改正では、消防組織法、水防法及び基金法の一部改正並びに基金定款の一部変更により福祉施設の趣旨及び内容に関する規定が整備されたことに伴い、基金の福祉施設の目的及び種類を明確化した。

また、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ（夫、父母及び祖父母は60歳以上、兄弟姉妹は18歳未満又は60歳以上）によりその者が60歳に達するまでの間は、遺族補償年金を支給停止とする基準政令の一部改正に伴い、福祉施設についても同様の改正を行い、遺族補償年金の附加給付である年金たる遺族特別給付金についても遺族補償年金が停止されている間、支給しないこととし、昭和60年10月1日から適用された。

4 災害補償等に関する問題点の討議

昭和60年5月31日、業務運営研究会専門委員会が開催された。公務災害補償関係で討議された事項は、次のとおりである。

- ① 消防法施行規則第46号第3号に定める応急消火義務者（火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者）のうち、高層建築の関係者（雑居ビルの勤務者、又はマンション等の居住者）が初期の消火中負傷した場合、これを公務災害補償の対象とすることについて
- ② 奨学援護金を年金受給権が失権する18歳以上の就学者に支給することについて
- ③ 福祉施設を消防作業従事者等にも適用することについて

次に、業務運営研究会が12月11日開催され、さきの専門委員会で付議された議題について結果報告がなされたあと、提案議題の議論に入った。公務

災害補償関係の討議内容は、次のようなものである。

- ① 市長村が福祉施設の実施を条例で定めることについて
- ② 奨学援護金を年金受給権が失権する18歳以上の就学者に支給することについて
- ③ 主婦などの家事従事者を休業補償の対象とすることについて

5 消防団員等公務災害補償実施状況総合調査の実施

基金は、昭和60年8月、消防団員等公務災害補償実施状況総合調査を行った。これは、今後の消防団員等公務災害補償制度の適正な実施を図っていくための基礎資料とするため、公務上の災害を受けている消防団員等又はその遺族の療養、生活等の実態を調査したものである。

この調査結果のうち、特に年金受給者の実態については、おおむね次のとおりである。

- ① 障害補償年金——調査対象129人
調査時において「医師等の治療を受けている者」は、全体の7割を占め、そのうち4割の者が、はり、きゅう、マッサージを受けている。また、障害の程度が重くなるほど介助が必要とされ、その介助者の大半は配偶者である。

就業の状況についてみると、5割の者が「就業中」であるが、「離職」した者がこれに次いで4割を占めている。家計の状況については、被災前は「団員等の収入で生計のすべてを維持していた」家庭が7割を占めていたが、被災後は3割と大きく減少している。

公的年金の受給状況では、全体の5割の家庭が他の公的年金を受け、そのうち7割が国民年金、2割が厚生年金である。

- ② 遺族補償年金——調査対象434人
遺族補償年金の受給権者のうち、死亡者の妻の調査時における年齢を年代別にみると、

40代と50代がそれぞれ4割を占め、次いで60代が2割となっている。また、受給権者と生計同一関係にある家族数（受給権者を含む。）は、平均3.3人である。

受給権者である妻の就業の状況についてみると、全体の6割の者が就業しているが、そのうちの6割は「被災後」に就業した者で占められている。これを年齢階層別でみると、40代が最も多く、次いで50代、30代の順となっている。また、現在無職の者のうち2割弱の者が就業を希望している。

家計の状況をみると、被災前は「団員等の収入で生計のすべてを維持していた」家庭が8割を占めていたが、被災後は4割弱に半減している。

また、他の公的年金を受けている家庭は全体の5割弱を占め、その大半が国民年金と厚生年金である。

昭和61年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

（1）補償基礎額、掛金の引上げ等

昭和61年3月31日、基準政令の一部を改正する政令（昭和61年政令第74号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第75号）が公布され、同年4月1日から施行された。

基準政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額6,100円を6,400円に、最高額1万300円を1万800円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額6,100円を6,400円に、最高額1万300

円を1万800円に引き上げること。

- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を467円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る額を各150円（配偶者がいる場合そのうち1人に係る額を317円）に、それぞれ引き上げること。

- ④ 葬祭補償費の定額部分を、20万5,000円から22万5,000円に引き上げること。

また、基金法施行令の改正点は、次のとおりである。

消防団員及び水防団員に係る掛金を団員1人当たり1,800円から1,900円に引き上げること。

なお、消防作業従事者等に係る掛金は、据置きとされた。

（2）療養費用算定基準（規程）の一部改正

療養費用算定基準（昭和49年基金規程第2号）の一部改正が、昭和61年6月2日基金規程第10号により行われた。

その改正点は、次のとおりである。

医師及び歯科医師に係る療養に要する費用に、湿布処置を加えるとともに、コンピューター断層撮影料に係る所定点数について、健保基準に定める所定点数に2を乗じて得た点数を単純CT撮影診断として頭部（一連につき）2,400点、軀幹（一連につき）2,400点に改めること。

この改正は、昭和61年4月1日以後の療養に要する費用について適用された。

2

福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和61年6月2日消防基金規程第9号をもって行われ、介護料の支給月額を3万6,500円から3万7,400円に引き上げ、同年4月1日から適用されたほか、外科後処置費請求書等の整備が行われた。

昭和62年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

昭和62年5月21日、基準政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第156号）が公布され、同年4月1日から適用された。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額6,400円を6,500円に、最高額1万800円を1万1,100円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額6,400円を6,500円に、最高額1万800円を1万1,100円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に係る額を500円に、配偶者がいる場合そのうち1人に係る額を333円にそれぞれ引き上げること。

なお、消防団員又は水防団員に係る掛金並びに消防作業従事者等に係る掛金は、据置きとされた。

2

福祉施設の改善

福祉施設の給付内容を改善するため、次のとおり福祉規程の一部改正が行われた。

(1) 福祉規程の改正（昭和62年6月5日消防基金規程第2号—介護料の引上げ等）

この改正の要点は、次のとおりであり、同年4月1日から適用された。

- ① 介護料の額の改善

支給月額を3万7,400円から3万8,200円に引き上げること。

② 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第3級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級332万円→420万円、第2級316万円→412万円、第3級300万円→400万円）。

③ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を300万円から400万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

(2) 福祉規程の改正（昭和63年1月13日基金規程第1号—請求書の様式の整備）

この改正点は次のとおりであり、同年4月1日から施行された。

福祉施設承認申請書、福祉施設決定通知書等を市町村長又は水害予防組合管理者を経由して提出させることとしたことなど、請求書の請求方法及び様式の整備を図ること。

3

消防作業従事者等の遺族補償年金等に係る市町村特別交付金の支給

昭和58年度に消防作業従事者等に係る損害補償について、市町村等に支払う額を基準政令の規定により算定した額の2分の1から全額に改められたこと（同年4月1日以後に発生した事故に係る損害補償から適用）から、かねてより昭和58年3月31日以前に発生した事故に係る消防作業従事者等の遺族補償年金等の市町村負担分（2分の1）について基金の支払の対象とするよう関係団体からの強い要望が出されていた。

この要望を踏まえ、基金では昭和63年2月24日、市町村の財政負担の軽減を図るために、消防作業従事者等の遺族補償年金等に係る市町村特別交付金の支給について、基金定款第15条第6号の規定に基づき自治大臣に認可申請を行った。

その結果、この事業については昭和63年3月

26日、消防許第119号により認可され、同年4月1日以後に支払う遺族補償年金等の額の2分の1に相当する額を当該市町村に交付することになった。

4 災害共済契約締結状況

昭和62年4月1日、山形県下44市町村で結成する山形県消防補償等組合及び京都市が災害共済契約を締結し、これにより契約市町村数は2,953となり、契約率は91.0%となった。

昭和63年度

1 公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 補償基礎額、葬祭補償の引上げ等

昭和63年3月31日、基準政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第66号）が公布され、同年4月1日から施行された。

この改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額6,500円を6,600円に、最高額1万1,100円を1万1,200円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額6,500円を6,600円に、最高額1万1,100円を1万1,200円に引き上げること。
- ③ 葬祭補償費の定額部分を、22万5,000円から24万円に引き上げること。

(2) 療養費用算定基準（規程）の全部改正

療養費用算定基準（昭和49年基金規程第2号）の全部改正が、昭和63年9月1日基金規程第11

号により行われた。

この改正点は、次のとおりである。

基金が支払う療養に要する費用の算定に当たつては、「療養に要する費用の算定に関する基準」（基金規程）と「療養に要する費用の算定に関する基準の制定について」（通知）によって算定されていたが、この療養に要する費用の算定に関する基準（基金規程）の一部については、療養に要する費用の算定に関する基準の制定について（通知）の範疇に入るべき診療費が定められていたことから、診療費等の一部改正の都度、自治大臣（現総務大臣）の承認が必要であった。この算定基準の改正について機動的な対応が図れるようその見直しが行われ、療養費用算定基準の全部が改正されたものである。

改正後の療養費用算定基準は次のとおりであり、昭和63年9月1日から施行し、同年5月1日以後の療養に要する費用について適用された。

○療養に要する費用の算定に関する基準（昭和49年基金規程第2号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第4条第2項又は第3項の規定による療養に要する費用の算定基準は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第20号）第13条に規定する療養の給付に要する費用の算定基準の例により、消防団員等公務災害補償等共済基金が定めるところによる。

なお、この規程に基づき次のとおり「療養費用算定基準細目」（昭和63年9月1日消基発第305号）が定められた。

○療養費用算定基準細目

- ① 診療に要する費用の算定基準
- ② 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準
- ③ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準
- ④ 付添い看護に要する費用の算定基準
- ⑤ 移送に要する費用の算定基準
- ⑥ 文書科等に要する費用の算定基準

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が昭和63年5月31日消防基金規定第5号をもって行われ、介護料の引上げ等については同年4月1日から適用され、アフターケアの支給対象の拡大については、同年5月31日から施行された。

この改正点は、次のとおりである。

① 介護料の額の改善

支給月額を3万8,200円から3万8,600円に引き上げること。

② 燐学援護金の額の改善

支給月額を、小学生5,000円から5,500円に、中学生7,000円から8,000円に、高校生9,000円から1万円に、大学生1万9,000円から2万1,000円に引き上げること。

③ 就労保育援護金の額の改善

支給月額を5,000円から5,500円に引き上げること。

④ アフターケアの統合・整備

「療養に関する施設」と「せき臓損傷者等に対するアフターケアに関する施設」を統合し、「アフターケアに関する施設」とするとともに、支給対象範囲に腰痛、慢性肝炎等の疾患を新たに加えること。

3 災害共済契約締結状況

昭和63年4月1日、長野県下10市町村で結成する東筑摩郡消防団員等公務災害補償組合が災害共済契約を締結し、これにより契約市町村数は2,963となり、契約率は91.3%となった。

平成元年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成元年5月26日、基準政令の一部を改正する政令（平成元年政令第124号）が公布され、同年4月1日から適用された。

この改正点は、次のとおりである。

① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額

6,600円を6,800円に、最高額1万1,200円を1万1,500円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。

② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額

6,600円を6,800円に、最高額1万1,200円を1万1,500円に引き上げること。

③ 補償基礎額の扶養加算額のうち、配偶者に

係る額を533円に、配偶者がない場合の扶養親族のうち1人に係る額を350円にそれぞれ引き上げること。

④ 子、孫及び弟妹に係る扶養親族の年齢要件

について、従前の事故発生日等において18歳未満の者とされていたものを、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めたこと。

2 福祉施設の改善

福祉施設の給付内容を改善するため、次のとおり、福祉規程の一部改正が行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成元年5月12日消防基金規程第2号－障害特別援護金の引上げ等）

この改正の要点は次のとおりであり、同年4月

1日から適用された。

① 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること(第1級420万円→490万円、第7級119万円→160万円等)。

また、この引上げに伴い、加重障害に係る差引額についてもそれぞれ引き上げること(第2級410万円→480万円、第14級11万円→15万円等)。

② 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を400万円から470万円に引き上げたほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げたこと。

(2) 福祉規程の改正(平成元年6月30日消防基金規程第3号—介護料の引上げ)

介護料の支給月額を3万8,600円から3万9,400円に引上げ、同年4月1日から適用された。

3

非常勤消防団員等に係る損害補償等に対する消費税の取扱い

平成元年4月1日から消費税法が施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償等に対する消費税の取扱いについて、消防庁から通知された(平成元年6月9日消防消第101号「消費税法の施行に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償等の実施について」)。

4

長野県伊那市不支払決定取消請求事件

長野県伊那市から公務傷病(ワイル病)の療養過程で発症したとされた血清肝炎に係る損害補償(療養補償、休業補償)に要する経費の支払に関する請求に対し、基金が不支払と決定した事案に

ついて、これを取り消すよう消防団員等公務災害補償等共済基金の審査手続等に関する規程(昭和33年総理府令第2号)第2条の規定に基づき平成元年4月24日付で審査請求書の提出があつた。

そこで、この件を審査委員会に諮問したところ、審査委員会は第1回を平成元年8月10日、第2回を同年11月27日、第3回を平成2年3月12日に開催し、審査した結果「本件不支払決定は正当であると認められる」旨同年4月19日答申した。基金は、この答申のとおり同年5月14日付で裁定した。

5

集中豪雨等による災害の状況

平成元年8月の台風13号による豪雨のため、福島県で消防団員2名がジープにて地域内のパトロールに出動、被害の増大のため、応援の要請に戻る途中橋の落下に気づかず車もろとも濁流に転落し死亡した。また、静岡県では水防団員1名が台風22号の接近により河川の巡回中河川に転落し死亡した。

平成2年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

平成2年6月8日、基準政令の一部を改正する政令(平成2年政令第139号)が公布され、同年4月1日から適用された。

その改正点は次のとおりである。

① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額6,800円を7,000円に、最高額1万1,500円を1万1,800円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎

額をそれぞれ改めること。

- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額6,800円を7,000円に、最高額1万1,500円を1万1,800円に引き上げること。
- ③ 葬祭補償費の定額部分を、24万円から25万円に引き上げること。

なお、消防団員及び水防団員に係る掛金並びに消防作業従事者等に係る掛金は、据置きとされた。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が平成2年6月8日消防基金規程第10号をもって行われ、同年4月1日から適用された。

この改正点は次のとおりである。

- ① 外科後処置等に係る日当等の改善

外科後処置及び休養に係る日当を700円から850円に、旅行費に係る車賃を23円から37円に、宿泊料を甲地方6,600円から8,700円に、その他の地域5,900円から7,800円にそれぞれ引き上げること。

- ② 介護料の額の改善

支給月額を3万9,400円から4万500円に引き上げること。

- ③ 奨学援護金の額の改善

支給月額を、小学生5,500円から6,000円に、中学生8,000円から9,000円に、高校生1万円から1万1,000円に、大学生2万1,000円から2万3,000円に引き上げること。

- ④ 就労保育援護金の額の改善

支給月額を5,500円から6,000円に引き上げること。

平成3年度

1

公務災害補償の給付内容の改善

平成3年4月12日、基準政令の一部を改正する政令（平成3年政令第126号）が公布され、同年4月1日から適用された。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額7,000円を7,500円に、最高額1万1,800円を1万2,600円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額7,000円を7,500円に、最高額1万1,800円を1万2,600円に引き上げること。

2

福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が平成3年5月8日消防基金規程第4号をもって行われ、同年4月1日から適用された。

この改正点は次のとおりである。

- ① 介護料の額の改善等

支給月額を4万500円から5万1,400円に引き上げるとともに、新たに実際に介護に要する費用として支出された額が5万1,400円を超えるときは、9万4,500円を限度として支給することとした。

また、支給期月（3月、6月、9月及び12月）を廃止し、新たに介護料請求書の提出期月（3月、6月、9月及び12月の各月の末日）に改めたこと。

- ② 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること(第1級490万円→510万円、第7級160万円→180万円等)。

また、この引上げに伴い、加重障害に係る差引額についてもそれぞれ引き上げること(第2級480万円→495万円、第14級15万円→16万円等)。

③ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を470万円から690万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

3 雲仙岳噴火による災害の状況

長崎県の雲仙岳が198年ぶりに噴火し、平成3年6月3日の火碎流により多数の死傷者(死者・行方不明者43名、負傷者11名)が発生し、我が国の火山災害では近年例を見ない大惨事となつた。この被災者の中に、火碎流の警戒に当たっていた島原市消防団員12名が含まれており、被災状況から全員特殊公務災害が適用された。

平成4年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成4年4月10日、基準政令の一部を改正する政令(平成4年政令第127号)が公布され、同年4月1日から適用された。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額7,500円を8,100円に、最高額1万2,600円を1万3,300円に引き上げるとともに、

階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。

- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額7,500円を8,100円に、最高額1万2,600円を1万3,300円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る額を各183円(配偶者がない場合そのうち1人に係る額を367円)にそれぞれ引き上げること。
- ④ 葬祭補償費の定額部分を、25万円から26万5,000円に引き上げること。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が平成4年4月10日消防基金規程第2号をもって行われ、同年4月1日から適用された。

この改正点は次のとおりである。

- ① 介護料の額の改善
支給月額を、家族介護の場合は5万1,400円から5万3,400円に、介護に要する費用として支出された額が5万3,400円を超える場合の限度額を9万4,500円から9万8,100円に引き上げること。
- ② 奨学援護金の額の改善
支給月額を、小学生6,000円から7,000円に、中学生9,000円から1万円に、高校生1万1,000円から1万2,000円に、大学生2万3,000円から2万6,000円に引き上げること。
- ③ 就労保育援護金の額の改善
支給月額を6,000円から7,000円に引き上げること。

平成5年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成5年4月1日、基準政令の一部を改正する政令（平成5年政令第117号）が公布施行された。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,100円を8,400円に、最高額1万3,300円を1万3,600円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,100円を8,400円に、最高額1万3,300円を1万3,600円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額の対象となる子、孫等に係る扶養親族の要件を、満18歳から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大したこと。

2 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が平成5年4月12日消防基金規程第2号をもって行われ、同年4月1日から適用された。

この改正点は次のとおりである。

- ① 介護料の額の改善
支給月額を、家族介護の場合は5万3,400円から5万4,000円に、介護に要する費用として支出された額が5万4,000円を超える場合の限度額を9万8,100円から10万1,030円に引き上げること。
- ② 障害特別援護金の額の改善及び支給対象の

拡大

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げる（第1級510万円→560万円、第7級180万円→190万円等）ほか、支給対象を障害等級第8級から第14級まで拡大すること（第8級115万円、第14級15万円等）。

また、この引上げに伴い、加重障害に係る差引額についてもそれぞれ引き上げること（第2級480万円→495万円、第14級15万円→16万円等）

③ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を690万円から760万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

平成6年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

（1）補償基礎額の引上げ等

基準政令の一部を改正する政令（平成6年政令第173号）が平成6年6月24日公布施行され、同年4月1日から適用された。

その改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,400円を8,600円に、最高額1万3,600円を1万3,900円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,400円を8,600円に、最高額1万3,600円を1万3,900円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額について、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以上に係る額

を67円に引き上げるとともに、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子について、1人につき新たに33円を加算すること。

- ④ 葬祭補償費の定額部分を、26万5,000円から28万円に引き上げること。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令に伴う公務災害補償制度の改正

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成6年政令第282号）が平成6年9月2日に公布されたことに伴い、基準政令の一部改正が行われ、同年10月1日から施行された。

その主な改正は、療養の範囲のうち在宅療養等に関する規定の整備であり、具体的には「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」が新たに加えられ、また、改正前の「病院又は診療所への収容」を「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改めたことである。

2

消防作業に従事した者に係る補償の対象範囲の拡大

消防作業に従事した者に係る補償制度の対象範囲を消防法第25条第1項の規定により、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない者のうちの一定の者まで拡大することとされた消防法の一部を改正する法律（平成6年法律第37号）が、平成6年6月22日公布され、そのうち、消防法第36条の3の損害補償制度の対象範囲の拡大に関する部分は、消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成6年政令第372号）により、平成7年1月1日から施行された。また、

これに伴い新たに補償の対象となる者に関する損害補償の基準に関する規定が整備されるとともに、改正後の制度の運用に関して通知された。

その主な改正等は、次のとおりである。

① 第36条の3の改正

第36条の3に第2項として次の1項を加えたこと。

2 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であって、第25条第1項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

(1) 火災が発生した専用部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者

(2) 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、自治省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者（前号に掲げるものを除く。）

② 基準政令の改正（平成6年政令第373号）
基準政令第2条第2項第2号中「第25条第2項」を「第25条第1項若しくは第2項」に改めたこと。

③ 基金法施行令の改正（平成6年政令第373号）

基金法施行令第3条中「第25条第2項」を「第25条第1項若しくは第2項」に改めたこと。

- ④ 「消防法の一部改正に伴う損害補償の対象範囲の拡大について」（平成6年12月27日消防予第327号）

消防法の一部を改正する法律が平成7年1月1日から施行されることに当たり、改正後の制度の運用について、消防庁から通知されたものであること。

3 福祉施設の改善

福祉規程の一部改正が平成6年6月29日消防基金規程第2号をもって行われ、同年4月1日から適用された。

この改正点は次のとおりである。

① 介護料の額の改善

支給月額を、家族介護の場合は5万4,000円から5万6,000円に、介護に要する費用として支出された費用が5万6,000円を超える場合の限度額を10万1,030円から10万3,050円に引き上げること。

② 稳学援護金の額の改善等

支給月額を、小学生7,000円から8,000円に、中学生1万円から1万1,000円に、高校生1万2,000円から1万3,000円に、大学生2万6,000円から2万9,000円に引き上げること。また、従来の職業訓練施設等の名称変更に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

③ 就労保育援護金の額の改善

支給月額を7,000円から8,000円に引き上げること。

④ その他

健康保険における診療報酬明細書の一部改正等に伴い、外科後処置費請求書及びアフターケア費請求書の様式の整備を行ったこ

と。

平成7年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 補償基礎額、掛金の引上げ等

平成7年3月27日、基準政令の一部を改正する政令（平成7年政令第89号）及び基金法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第90号）が公布され、同年4月1日から施行された。

基準政令の改正点は、次のとおりである。

① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,600円を8,700円に、最高額1万3,900円を1万4,000円に引上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。

② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,600円を8,700円に、最高額1万3,900円と1万4,000円に引き上げること。

③ 補償基礎額の扶養加算額について、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子について、1人につき67円引き上げること。

基金法施行令の改正点は、次のとおりである。

消防作業従事者、救急業務協力者及び応急措置従事者に係る分の掛金を1人当たり1円50銭から2円に引き上げること。

なお、消防団員及び水防団員並びに水防従事者等に係る掛金は、据置きとされた。

(2) 遺族補償年金の給付水準の引上げ

基準政令の一部を改正する政令（平成7年政令第299号）が平成7年7月21日に公布され、同年8月1日から施行された。

改正の内容は、次のとおりである。

遺族補償年金を受ける権利を有する者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる者が2人以上の場合における遺族補償年金の額を、次のとおり引き上げる。

- ① 2人の場合 補償基礎額に201を乗じて得た額
- ② 3人の場合 補償基礎額に223を乗じて得た額
- ③ 4人以上の場合 補償基礎額に245を乗じて得た額

2

地方公務員災害補償法等の一部改正法の施行に伴う公務災害補償制度の改正

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律（平成7年法律第69号）及び基本法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第301号）が、それぞれ平成7年4月21日及び同年7月21日に公布され、8月1日（介護補償に係る分については、平成8年4月1日）から施行され、次のような改正が行われた。

（1）福祉施設の名称の変更及び内容の拡充に関する規定の整備（消防組織法、水防法、基金法及び基金法施行令関係）

公務災害補償制度における福祉施設としては、被災団員に対する外科後処置等の医療行為の現物給付や特別援護金、特別支給金等の金銭給付を内容としているところであるが、「福祉施設」という名称からは、施設整備の事業が連想され、一般にその名称から現実の実施内容を理解することが困難であると考えられ、労災保険制度等においては、既に「福祉施設」という名称が「福祉事業」に改められているところである。

また、今回の改正は、介護関係の事業等福祉施設の内容の拡充を図ることとしており、将来的な施策の広がりに対応できる名称とすることにも配慮して、「福祉施設」という名称を「福祉事業」に改めるとともに、「被災団員が受ける介護の援

護」を加えることにより、社会経済情勢等に即応して必要とされる措置が的確に実施できるように改正された。

（2）「介護補償」の創設（基金法関係）（平成8年4月1日施行）

公務災害を受けた団員等には、せき損などの神経系統の重度障害等により、介護を受けつつ生活しなければならない者がいるが、近年の高齢化、核家族化等により、十分な介護を受けることが困難な状況となってきており、重度被災団員等が民間事業者等から介護サービスを受ける必要性がいっそう高まっている。現行制度では、重度被災団員のうち一定の者に対して、福祉施設として介護料の支給を行っているところがあるが、この介護料の支給額も年々増加しており、また、近年の人身侵害に係る民事損害賠償の動向をみると、重度障害者に関する介護損害は高額化し、損害賠償算定の基本的要素とされている。このようなことから今回、地公災制度等において新に介護補償が創設されることに伴い、基金法においても福祉事業としての介護料の支給に代えて介護補償を創設することとしたものである。

3

福祉事業の改善

福祉施設の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

（1）福祉規程の改正（平成7年4月14日消防基金規程第1号—介護料の引上げ等）

この改正の要点は次のとおりであり、同年4月1日から適用された。

① 介護料の額の改善

支給月額を、家族介護の場合は5万6,000円から5万6,550円に、介護に要する費用として支出された費用が5万6,550円を超

える場合の限度額を10万3,050円から10万4,180円に引き上げること。

② 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第7級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級560万円→710万円、第7級190万円→220万円。第8級から第14級までについては据置き）。

③ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を760万円から900万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

（2）福祉規程の改正（平成7年8月10日消防基金規程第2号—名称の変更等）

この改正の要点は次のとおりであり、名称の変更等については平成7年8月1日、長期家族介護者援護金については同年4月1日から適用された。

① 題名を「福祉施設の実施に関する規程」から「福祉事業の実施に関する規程」に改める等、名称の変更に伴う所要の規定の整備を行った。

② 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業の創設

この事業は、被災団員及び介護に当たる家族等の福祉の向上に寄与することを目的として新たに福祉事業に加えられたものであり、傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、現に居宅において介護を受けている者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、又はその供与に必要な費用を支給するものである。ただし、介護等の供与を受け、又はその供与に必要な費用の支給を受ける者は、当該介護等に係る費用の一部（10分の3に相当する額）を負担

するものである。

③ 介護用機器に関する事業の創設

この事業は、被災団員を介護する者の負担を軽減することを目的として新たに福祉事業に加えられたものであり、傷病補償年金の受給権者又は障害等級第3級以上の傷害補償年金の受給権者であって、現に居宅において介護を受けている者に対し、基金の指定する事業者において介護用機器の貸出しを行い、又は介護用機器の借受けに必要な費用を支給するものである。ただし、介護用機器の貸出しを受け、又は介護用機器の借受けに必要な費用の支給を受ける者は、当該介護用機器に係る費用の一部（月額レンタル料の10分の3に相当する額（月額レンタル料から当該相当する額を差し引いた額が3万5,000円を超える場合にあっては、月額レンタル料から3万5,000円を差し引いた額）、搬入搬出費用の10分の3に相当する額、月額レンタル料及び搬入搬出費用以外の費用の全額）を負担するものである。

④ 長期家族介護者援護金制度の創設

この制度は、介護を要する重度障害者が私傷病により死亡した場合に、長期間介護に当たってきた遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことを目的として新たに福祉事業に加えられたものであり、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要する者）が、当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対して100万円を支給するものである。

平成8年度

1

公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 介護補償の新設等

平成8年3月29日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成8年政令第70号）が公布され、同年4月1日から適用された。ただし、③については平成8年8月1日から施行された。

政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が、一定の障害により居宅において常時又は隨時介護を受けている場合には、介護補償を支給するものとすること。
- ② 遺族補償年金の受給資格者のうち、子、孫及び兄弟姉妹の受給資格年齢の要件（現行満18歳）を、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとすること。
- ③ 年金の支給期月を3月、6月、9月及び12月から、2月、4月、6月、8月、10月及び12月に改めること。

(2) 補償基礎額の引上げ等

平成8年5月11日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成8年政令第134号）が公布され、同年4月1日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,700円を8,800円に、最高額1万4,000円を1万4,200円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,700円を8,800円に、最高額1万

4,000円を1万4,200円に引き上げること。

- ③ 補償基礎額の扶養親族加算について、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子に係る扶養加算額を、1人につき67円を83円に引き上げること。
- ④ 葬祭補償の定額部分を28万円から29万5000円に引き上げること。

2

福祉事業の改善

福祉事業の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成8年3月29日消防基金規程第1号—奨学援護金の引上げ等）

この改正点は次のとおりであり、平成8年4月1日から施行された。ただし、⑤については、平成8年8月1日から施行された。

- ① 奨学援護金の額の改善
支給月額を、小学生8,000円を9,000円に、中学生1万1,000円を1万2,000円に、高校生1万3,000円を1万4,000円に、大学生2万9,000円を3万2,000円に引き上げること。
- ② 就労保育援護金の額の改善
支給月額を8,000円から9,000円に引き上げること。
- ③ 障害特別援護金の額の改善
障害等級第1級から第14級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級710万円→830万円、第7級220万円→250万円、第14級15万円→20万円）。
- ④ 遺族特別援護金の額の改善
遺族補償年金の受給権者に対する支給額を

900万円から1,020万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

⑤ 燕学援護金等の支給期日の改正

燕学援護金及び就労保育援護金の支給期月を3月、6月、9月及び12月から、2月、4月、6月、8月、10月及び12月に改めること。

⑥ 住宅介護のための住宅に関する事業の創設

この事業は、重度障害者の家庭復帰や介護負担の軽減を目的として新たに福祉事業に加えられたものであり、傷病補償年金の受給権者又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者が住宅の改造等を行うため、金融機関から資金を借り受けた場合にその資金に対する利子の一部を支給するものである。

⑦ 身体障害者用自動車に関する事業の創設

この事業は、重度障害者の日常生活における移動手段を確保することにより、活動範囲を拡大し、社会参加を促進することを目的として新たに福祉事業に加えられたものであり、障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者（両上肢等に障害を残す者に限る。）が身体障害者用自動車を購入するため、金融機関から資金を借り受けた場合にその資金に対する利子の一部を支給するものである。

⑧ 介護料制度の廃止

損害補償において介護補償制度が創設されたことに伴い、福祉事業の介護料制度を廃止すること。

(2) 福祉事業等の取扱いについての改正（平成8年3月25日消基発第97号—アフターケアの対象範囲の拡大・同年4月1日施行）
アフターケアの対象範囲に慢性の化膿性骨髄炎者を追加すること。

平成9年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成9年4月1日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成9年政令第142号）が公布され、同年4月1日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,800円を8,900円に、最高額1万4,200円を1万4,300円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,800円を8,900円に、最高額1万4,200円を1万4,300円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額扶養親族加算について、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子に係る扶養加算額を、1人につき83円を100円に引き上げること。
- ④ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万7,050円から5万7,550円に、他人介護の支給月額の上限額を10万5,080円から10万5,980円に引き上げる等、介護区分に応じてそれぞれ引き上げること。

2 福祉事業の改善

福祉事業の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成9年4月1日消防基金規程第3号—障害特別援護金の引上げ等）

この改正点は次のとおりで、平成9年4月1日から施行された。

① 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第13級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級830万円→940万円、第7級250万円→290万円、第13級30万円→40万円）。

② 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を1,020万円から1,160万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

(2) 福祉規程の改正（平成9年7月15日消防基金規程第8号—補装具の拡充等）

この改正点は、次のとおりで、平成9年4月1日から適用された。

補装具に関する事業のうち、義肢、収尿器等の支給対象の拡充を図ること。

(3) 福祉事業等の取扱いについての改正（平成9年7月15日消基発第264号—アフターケアの対象範囲の拡大・同年4月1日適用）

アフターケアの対象範囲に、心的外傷後ストレス障害者、人工関節・人工骨頭の置換者及び大腿骨頸部骨折者等を追加すること。

平成10年度

1

公務災害補償の給付内容の改善

平成10年4月9日、非常勤消防団員等に係る

損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成10年政令第143号）が公布され、同年4月9日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額8,900円を9,100円に、最高額1万4,300円を1万4,500円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円を9,100円に、最高額を1万4,300円を1万4,500円に引き上げること。
- ③ 補償基礎額の扶養親族加算について、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族加算額（217円）を追加するとともに、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子に係る扶養加算額を1人につき100円を133円に引き上げること。
- ④ 介護料の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万7,550円から5万8,150円に、他人介護の支給月額の上限額を10万5,980円から10万7,100円に引き上げる等、介護区分に応じてそれぞれ引き上げること。
- ⑤ 葬祭補償の額の引上げ
葬祭補償の定額部分を、29万5,000円から30万5,000円に引き上げること。

2

福祉事業の改善

福祉事業の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成10年4月16日消

防基金規程第1号—奨学援護金の引き上げ等)

この改正点は次のとおりであり、平成10年4月1日から適用された。

① 奨学援護金の額の改善

支給月額を、小学生9,000円を1万円に、中学生1万2,000円を1万4,000円に、高校生1万4,000円を1万6,000円に、大学生3万2,000円を3万4,000円に引き上げること。

② 就労保育援護金の額の改善

支給月額を9,000円から1万円に引き上げること。

③ 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第14級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級940万円→1,060万円、第7級290万円→310万円、第14級20万円→30万円）。

④ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を1,160万円から1,300万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

(2) 福祉事業等の取扱いについての改正（平成10年4月16日消基発第106号—アフターケアの対象範囲の拡大・同年4月1日適用）

アフターケアの対象範囲に、心・血管疾患患者、尿路系腫瘍を有する者、熱傷傷病者を追加すること。

3 集中豪雨等による災害の状況

平成10年6月、秋田県で大雨洪水警報の発令下、消防団員1名が増水した河川の警戒区域の設定中に河川に転落し死亡した。また、岡山県では

10月に、消防団員1名が集中豪雨下で自家用車で出動中、冠水した道路で流され河川に転落して死亡した。

平成11年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成11年4月1日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成11年政令第138号）が公布され、同年4月1日から施行された。

政令の改正点は、次のとおりである

① 消防団員等に係る補償基礎額の最高額1万4,500円を1万4,600円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。（最低額については据置き）

② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最高額1万4,500円を1万4,600円に引き上げること。（最低額については据置き）

③ 補償基礎額の扶養親族加算について、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子に係る扶養加算額を1人につき133円を167円に引き上げること。

④ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万8,150円から5万8,570円に、他人介護の支給月額の上限額を10万7,100円から10万8,000円に引き上げる等、介護区分に応じてそれぞれ引き上げること。

2 福祉事業の改善

福祉事業の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成11年4月23日消防基金規程第6号—障害特別援護金の引き上げ等）

この改正点は次のとおりであり、平成11年4月1日から適用された。

① 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第14級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級1,060万円→1,150万円、第7級310万円→360万円、第14級30万円→35万円。ただし、第12級、第13級については据置き）。

② 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を1,300万円から1,520万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

(2) 福祉規程の改正（平成11年9月24日消防基金規程第12号—奨学援護金の支給対象者の拡大等・同年4月1日適用）

職業能力開発総合大学の創設及び学校教育法等の一部改正に伴い、奨学援護金の支給対象者を追加等すること。

(3) 福祉事業等の取扱いについての改正（平成11年4月23日消基発第116号—アフターケアの対象範囲の拡大・同年4月1日適用）

アフターケアの対象範囲に、脳血管疾患患者、外傷による神経損傷者等を追加すること。

平成12年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成12年3月31日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成12年政令第159号）が公布され、同年4月1日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額9,100円を9,200円に、最高額1万4,600円を1万4,700円に引き上げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額9,100円を9,200円に、最高額1万4,600円を1万4,700円に引き上げること。
- ③ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万8,570円から5万8,750円に、他人介護の支給月額の上限額を10万8,000円から10万8,300円に引き上げること。
- ④ 葬祭補償の定額部分を、30万5,000円から31万5,000円に引き上げること。

2 視力障害等に係る決定基準の改正

「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成12年7月13日（消防消第178号）が行われ、平成12年7月13日以降に障害補償の対象となったものについて適用すること。

この改正点は、次のとおりである。

- ① 視野障害に係る視野の測定について、

ゴールドマン視野計によるものとされたこと。

- ② 嗅覚脱失検査について、新たにT & Tオルファクトメータによる基準臭力検査が設定されたこと。
- ③ 味覚障害について、その検査方法が滌紙ディスク法に統一されたこと。

3 福祉事業の改善

福祉事業の給付内容を改善するため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

(1) 福祉規程の改正（平成12年5月11日消防基金規程第16号—奨学援護金の引上げ等）

この改正点は、次のとおりであり、平成12年4月1日から適用された。

① 奨学援護金の額の改善

支給月額を、小学生1万円から1万1,000円に、中学生1万4,000円から1万5,000円に、高校生1万6,000円から1万7,000円に、大学生3万4,000円から3万5,000円に引き上げること。

② 就労保育援護金の額の改善

支給月額を、1万円から1万1,000円に引き上げること。

③ 障害特別援護金の額の改善

障害等級第1級から第14級までの支給額をそれぞれ引き上げること（第1級1,150万円→1,460万円、第7級360万円→450万円、第14級35万円→40万円等）。

④ 遺族特別援護金の額の改善

遺族補償年金の受給権者に対する支給額を1,520万円から1,860万円に引き上げるほか、遺族の区分に応じて、支給額をそれぞれ引き上げること。

(2) 福祉事業等の取扱いについての改正（平成12年5月11日消基発第119号—アフターケアの対象範囲の拡大等・同年4月1日適用）

アフターケアの対象範囲に、精神疾患等に罹患した者を追加し、従来の心的外傷後ストレス障害を有する者については、これに含まれるものとした。

4 原子力災害特別措置法の規定による応急措置従事者の拡大

平成11年12月17日、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）が公布され、平成12年6月6日から施行された。

これに伴い、同法第28条の規定（災害対策基本法の規定の読み替え適用等）に基づき、原子力緊急事態宣言から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、市町村長等の応急措置従事命令により被害の軽減等に従事し、負傷等の災害を受けた者については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置従事者として損害補償の対象となるものである。

平成13年度

1 公務災害補償の給付内容の改善

平成13年3月30日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成13年政令第119号）が公布され、同年4月1日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである。

補償基礎額の扶養親族加算額について、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで係る加算額を各

200円に引上げるとともに、3人目以上に係る加算額を各100円に引き上げること。

2

視力障害等に係る決定基準の改正

「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成13年7月6日（消防消第127号）に行われ、平成12年7月13日以降に障害補償の対象となったものについて適用すること。

この改正点は、次のとおりである。

- ① 視力障害の矯正視力検査について、コンタクトレンズ又は眼内レンズによる矯正が採用されたこと。
- ② 視力障害の失明の評価について、その評価基準が明確化されたこと。
- ③ 調整機能障害における調整力の評価について、年齢別調整力値の採用等されたこと。

3

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給事業の創設

消防（水防）団員の災害時における活動環境の整備等を図るため、火災、水災などの緊急時に消防（水防）団員が自家用車等で災害現場へ出動し、当該自家用車等に損害を受けた場合にはその損害に応じて一定の見舞金の支給事業を実施するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年7月法律第99号）が平成13年7月4日公布され、平成14年4月1日から施行された。

また、これに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成13年11月総務省令147号）の制定、消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書の一部変更（平成13年11月消防消第194号）及び消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に

関する規程（平成13年11月消防基金規程第1号）の制定など、関係法令等が整備された。

法令等の改正点は、次のとおりである

- ① 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正（第13条第3項）
福祉事業に関する項に、自動車等損害見舞金に係る規定を追加したこと。
- ② 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則の一部改正（第3条の2）
消防団員等の所有する自動車等に準する自動車等の範囲に関する規定を追加したこと。
- ③ 消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書の一部変更（第13条第2項3項）
福祉事業に関する項に、自動車等損害見舞金の支給事業に係る規定を追加したこと。
- ④ 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の制定
自動車等損害見舞金支給事業の実施に当たり、見舞金の支給対象となる損害の範囲、見舞金の額、申請手続き等に関する規定を制定したこと。

平成14年度

1

福祉事業の改善

福祉規程の改正（平成14年消防基金規程第3号）を行い、平成14年4月1日から適用された。

改正点は、次のとおりである。

- ① 奨学援護金の額の改善
支給月額を、小学生1万1,000円から1万2,000円に、中学生1万5,000円から1万6,000円に、高校生1万7,000円から1万8,000円に、大学生3万5,000円から

3万6,000円に引き上げること。

② 就労保育援護金の額の改善

支給月額を、1万1,000円から1万2,000円に引き上げること。

2 聴力機能障害及びそしゃく機能の障害に係る決定基準の改正

「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成14年5月27日（消防消第111号）が行われ、平成14年4月1日以降に障害補償の対象となったものについて適用すること。

この改正点は、次のとおりである。

- ① 聴力機能障害について、難聴の聴力検査を統一するとともに、耳鳴りの検査方法が明確化されたこと。
- ② 口の障害で味覚障害等について、新たに準用等級として評価することとされたこと。

3 集中豪雨等による災害の状況

平成14年8月、広島で消防団員が集中豪雨によりはん濫の恐れが出た河川の危険区域を警戒中に、濁流で道路が崩壊し、3名の団員が河川に転落して2名が死亡した。

平成15年度

1 公務災害補償の給付内容の改善等

平成15年3月28日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成15年政令第96号）が公布され、同年4月1日から適用された。

政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員等に係る補償基礎額の最低額9,200円を9,000円に、最高額1万4,700円を1万4,400円に引き下げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額9,200円を9,000円に、最高額1万4,700円を1万4,400円に引き下げること。
- ③ 補償基礎額の扶養親族加算額について、配偶者に係る加算額を467円に引下げ、3人目以上に係る加算額を各167円に引き上げること。
- ④ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万8,750円から5万7,580円に、他人介護の支給月額の上限額を10万8,300円から10万6,100円に引き下げること。

2 自動車等損害見舞金支給事業の改正

自動車等損害見舞金支給規程（平成15年消防基金規程第9号）の一部改正を行い、平成15年4月1日から施行された。

改正点は、次のとおりである。

- ① 緊急時の出動形態について、従前の「自動車等で出動した場合」を「自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合」に改めることにより、明確化を図ったこと。
- ② 自動車等の損害を受けたことにより、当該自動車等に替えて新たに自動車等を購入した場合は、修理費の額又は新規購入の費用の額といずれか少ない額を見舞金の対象としたことのほか、所要の規定の整備を図ったこと。

3 集中豪雨等による災害の状況

平成15年7月、熊本県で集中豪雨のため河川がはん濫し、消防団員が住民の救助活動に続き、逃げ遅れた住民一家に避難を呼びかけていたところ、発生した土石流に巻き込まれ団員3名が死亡し、その被災状況から特殊公務災害が適用された。

平成16年度

1 公務災害補償の給付内容等の改善

(1) 補償基礎額等の引下げ

平成16年3月26日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成16年政令第71号）が公布され、同年4月1日から施行された。

政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員に係る補償基礎額の最高額1万4,400円を1万4,200円に引き下げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最高額1万4,400円を1万4,200円に引き下げるのこと。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額について、配偶者に係る加算額を450円に引き下げる。
- ④ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万7,580円から5万6,950円に、他人介護の支給月額の上限額を10万6,100円から10万4,970円に引き下げる。

(2) 手指の障害等級等の改正

平成17年3月18日、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（平成17年政令第47号）の改正が行われ、平成16年7月1日から適用とされた。

改正点は、次のとおりである。

① 手指の障害等級の改定

- (ア) 示指を失った場合の障害等級が1級引き下げられたこと（第10級→第11級）。
- (イ) 小指を失った場合の障害等級が1級引き上げられたこと（第13級→第12級）。
- (ウ) 上記①及び②の改定に伴い、複数指の障害の一部についても障害等級が改定されたこと。

② 眼の障害等級の改定

従来、準用等級で評価されていた複視に係る次の障害が新たに追加されたこと。

- (ア) 正面視で複視を残すものについては、障害等級第10級第2号としたこと。
- (イ) 正面視以外で複視を残すものについては、障害等級第13級第2号としたこと。

③ 用語の整理

薬指を環指に、腕関節を手関節に改めるなど、障害等級表の用語の整理を行ったこと。

2 障害等級の決定基準の改正

(1) 神経系統の機能又は精神の障害に係る決定基準の改正

「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成16年5月28日（消防消第121号）が行われ、平成16年4月1日以降に障害補償の対象となったものについて適用された。

改正点は、次のとおりである。

- ① 脳の器質的損傷に基づく精神障害については、高次脳機能障害と位置づけ、労働能力

としての意思疎通能力、問題解決能力等の4能力を設定し、その4能力の喪失程度により障害等級を決定すること。

- ② 神経系統の障害は身体性機能障害と位置づけ、麻痺の範囲及びその程度等により障害等級を決定すること。
- ③ 脳の器質性損傷を伴わない精神障害については、抑うつ状態等の精神状態が認められるものについて、その程度に応じて第9級、第12級、第14級の3段階で決定する基準が新設されたこと。
- ④ せき脛損傷による残存障害については、決定基準の明確性の向上を図るため、新たな基準等が設定されたこと。
- ⑤ 反射性交感神経性ジストロフィー及び外傷性てんかんによる障害等級の決定する基準が明確化されたこと。

(2) せき柱及び上肢、手指等の障害に係る決定基準の改正

「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成17年3月18日（消防消第72号）が行われ、平成16年7月1日以降に障害補償の対象となったものについて適用すること。

改正点は、次のとおりである。

- ① せき柱の変形障害、運動障害及び荷重機能障害について、より客観的かつ明確な基準に改められたこと。
- ② 上肢の障害については、人工関節・人工骨頭を挿入置換した関節に関する基準が改められたこと。
- ③ 手指の障害については、手指の機能障害、感覚障害について、最新の医学的知見に基づく基準に改められたこと。
- ④ 関節運動可動域等の測定要領については、各関節の主要運動と参考運動の意義等に関する事項を明記し、関節の機能障害の評価

方法が明確化されたこと。

3 福祉事業の改善

福祉規程の改正（平成16年消防基金規程第4号）を行い、平成16年4月1日から適用された。改正点は、次のとおりである。

- ① 奨学援護金の支給月額を、大学生3万6,000円から3万8,000円に引き上げること。
- ② 介護用機器に関する事業を廃止すること。

4 集中豪雨等による災害の状況

平成16年8月、鹿児島県で台風の影響による豪雨下、消防団員が増水した河川を警戒中、車両ごと流されていた住民を発見し、その救助活動中に濁流に流され死亡し、その被災状況から特殊公務災害が適用された。

また、9月、愛媛県では、住民2名が台風の豪雨による土砂崩れで崩壊した民家の住人を救助中、再度、発生した土砂崩れで生埋めとなって死亡した。10月には、兵庫県で消防団員1名が、台風の強風下で災害防御活動中に、強風で倒れた樹木が頭部に当り死亡し、岐阜県では、住民1名が台風による豪雨下で、その災害の防御活動中に発生した土石流に巻き込まれ死亡した。

平成17年度

1 公務災害補償の給付内容の改正

平成18年3月27日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政

令（平成18年政令第65号）が公布され、同年4月1日から施行された。

政令の改正点は、次のとおりである。

- ① 消防団員に係る補償基礎額の最低額9,000円を8,800円に引き下げるとともに、階級及び勤務年数の区分に応じて補償基礎額をそれぞれ改めること。（最高額 据置き）
- ② 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額9,000円を8,800円に引き下げるのこと。
- ③ 補償基礎額の扶養加算額について、配偶者に係る加算額を433円に引き下げるのこと。
- ④ 介護補償の支給月額について、家族介護の常時介護の支給月額を5万6,950円から5万6,710円に、他人介護の支給月額の上限額を10万4,970円から10万4,590円に引き下げるのこと。

2 福祉事業の改善

福祉事業の給付内容の改善等のため、福祉規程の一部改正が次のとおり行われた。

（1）福祉規程の改正（平成17年3月29日消防基金規程第2号—障害特別援護金の引上げ）

この改正点は、障害特別援護金の支給額を、障害等級第1級1,460万円から1,540万円に、第7級を450万円から485万円に引き上げるなど、障害等級に応じてそれぞれ引き上げ、同年4月1日から施行された。

（2）福祉規程の改正（平成18年3月31日消防基金規程第19号—奨学援護金の引上げ等）

この改正点は、次のとおりであり、平成18年4月1日から施行された。

- ① 奨学援護金の支給月額を、大学生3万8,000円から3万9,000円に引き上げること。
- ② 在宅介護のための住宅に関する事業を廃止すること。
- ③ 身体障害者用自動車に関する事業を廃止すること。

平成18年度

1

公務災害補償の給付内容の改正

基準政令の一部を改正する政令（平成18年政令第315号）により、これまで基準政令の別表として定められていた傷病等級・障害等級に相当する障害について、総務省令で定められることになった。また、別に総務大臣が定める介護補償の金額について、総務省告示として、介護補償の支給月額が常時介護の限度額を10万4,590円、親族介護の支給月額を5万6,710円、随時介護の限度額を5万2,300円、親族介護の支給月額を2万8,360円と定められた。

2

障害等級の決定についての改正

「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」（平成18年1月25日付け基発0125002号。厚生労働省労働基準局長通達）の発出を受け、「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防消第152号）の一部改正が平成18年9月26日（消防災第419号）に行われ、平成18年4月1日以降に支給事由の生じた障害等級の決定について適用された。

その主な改正点は次のとおりである。

- ① 器、腹部臓器、泌尿器、生殖器の各障害の

基準を、医学的知見等の進展に適合するよう改正したこと。

- ② 従来「食道の狭さく、舌の異常、咽喉支配神経の麻痺等」によって生じる嚥下障害を、そしゃく機能障害に係る等級を準用し、口の障害としていたところ、胸腹部臓器の障害等級として、食道の狭さくによる通過障害に係る障害を定めたことから、食堂の狭さくによる嚥下障害を、口の障害として評価する対象から外したこと。

3 福祉規程の改正

福祉規程の一部改正が平成18年9月29日消防基金規程第24号をもって行われ、同年4月1日より適用（(2)については同年10月1日より適用）された。その主な改正点は次のとおりである。

- ① 傷病・障害等級が基準政令別表から総務省令別表に移行したことに伴う所要の改正を行ったこと。
- ② 障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者福祉法による「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」が廃止され、新たに補装具の種目、購入等に係る、基準が制定されたことに伴う所要の改正を行ったこと。

4 福祉通知の改正

地方公務員災害補償制度等における福祉事業の改正に伴う改正及び福祉規定の改正に伴う所要の改正を行った（平成18年10月23日消基発第577号）。主な改正点は次のとおりである。

- ① 胸腹部臓器の障害等級に係るアフターケア等の新設及び拡充をしたこと。
- ② 基準政令の改正、総務省令の制定に伴う所要の整備を行ったこと。

- ③ 障害者自立支援法の施行に伴う所要の整備を行ったこと。

5

集中豪雨等による災害の状況について

長野県では、豪雨により市内各地で河川が氾濫。消防団が水防活動に出動し、土のう積み作業を行っていたところ突然土石流が発生し消防団員1人が巻き込まれ死亡した。

平成19年度

1

扶養親族加算の改正

基準政令の一部を改正する政令（平成19年政令第80号）により、補償基礎額の扶養親族加算の額の改正が行われ、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以上に係る加算額を200円に引き上げた。

2

福祉規程の改正

地方公務員災害補償制度等の改正に伴い、福祉規程の一部改正が平成19年7月19日消防基金規程第6号をもって行われ、同年4月1日より適用した。主な改正点は次のとおりである。

- ① 休養に関する事業を廃止したこと。
- ② 学校教育法改正に伴う用語の整理をしたこと。

3

福祉通知の改正

規程の改正等に伴い、次のとおり改正した（平

成19年7月19日消基第304号)。

- ① 休養に関する事業の廃止に伴い、当該事業の運用事項を廃止したこと。
- ② アフターケアの範囲の基準等の見直しを行ったこと。
- ③ 学校教育法の改正に伴う用語の整理を行ったこと。

平成20年度

1 扶養親族加算の改正

基準政令の一部を改正する政令(平成20年政令第68号)により、補償基礎額の扶養親族加算の額の改正が行われ、配偶者以外の扶養親族について217円に引き上げられた。

2 介護補償の改正

平成20年4月15日総務省告示第227号により、介護補償の常時介護限度額が10万4,960円、定額5万6,930円、随時限度額が5万2,480円、定額2万8,470円に引き上げられた。

3 公務外文書料

公務上外の決定及び障害等級の決定等について、医学上の検討を要するものとして基金が提出を求めた医師の診断書又は意見書等について、公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る支給要件を満たした医師の診断書又は意見書等に要する費用の実費を、1通につき5,000円の範囲内で支払の対象とした。

4

福祉規程の改正(平成20年9月4日消防基金規程6号)

外科後処置の必要なもの等、福祉規程に定めていたものの一部を、別途福祉通知においてその詳細を定めることとした。

5

福祉通知の改正

福祉規程の改正等に伴う所要の改正を行った。主な改正点は次のとおり。

- ① 福祉規程における外科後処置に関する事業のうち、その他基金が定める処置が必要であると認める者等について、通知の中で定めたこと。
- ② 補装具に関する事業について、対象者を明文化し、支給対象の補装具等の拡大を図ったこと。

平成21年度

休業補償の改正

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)の一部改正が行われ、一般職の1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改められた(平成21年4月1日適用)ことを受け、時間によって計算していた一部休業の1日の勤務時間を7.75時間に改める必要があるため、様式規程、福祉規程、福祉通知の一部改正をそれぞれ行った(平成21年4月1日適用)。

平成22年度

1 介護補償の改正

平成22年3月31日総務省告示第125号により、介護補償の常時介護限度額が10万4,730円、定額5万6,790円、随時限度額が5万2,370円、定額2万8,400円に引き下げられた。

2 年金と他の法令による給付との調整の改正

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）によって、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったことに伴い、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償との調整について、平成22年政令第144号において所要の改正が行われた。

3 災害発生速報制度の新設（平成22年12月3日消基発第628号）

業務のいっそうの円滑化に資することを目的として消防団員等災害発生速報を定めるとともに、脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案等について、協議の方法を定めた。また、後遺障害等についても、決定の段階で基金に対し協議を行うよう促した。

4 障害等級の改正

これまで男女別となっていた外貌に関する障害等級の規定が、平成23年総務省令第4号によって、改められた。

5

H23.3.11東日本大震災の発生

平成23年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。東北地方の太平洋沿岸部の市町村を中心に、地震、津波等により壊滅的な被害を受けた。基金は、震災によって死亡した消防団員に対する公務災害補償費等の支払に万全を期すため、直ちに必要な措置の検討に入った。^(注)

(注) 東京都港区の日本消防会館8階に事務所を構える基金も、突然激しい揺れに襲われた。発災当日は金曜日で、職員らは執務中であった。いったん会館管理者の指示に従い地上へ避難したが、事務室に戻った後も強い揺れが断続的に続く状況のなか、災害対策本部を立ち上げた。

首都圏の鉄道各線は地震直後から運行を停止し、職員の多くは事務室内で夜を明かした。12日（土曜日）朝までに各線は徐々に動き始めたため、帰宅可能と判断した者から順に帰路に就いた。

週が明けた14日（月曜日）、内貴常務理事は吉崎事務局長（いずれも当時）以下幹部職員を招集して臨時幹部会を開催し、今後の基金の対応について検討に入った。



消防団広報車（車列最後尾）に押し寄せる津波 [大槌町消防団提供]

平成23年度

1

東日本大震災に係る公務災害補償への対応

東日本大震災に係る公務災害補償等について、国とともに基金が取った対応等は、次のようなものであった。

(1) 被災した消防団員の事故情報の提供依頼

消防団員の事故について、特に死亡、行方不明については相当な数に上るものと考えられ、事故発生（被災人数等）の状況把握が重要かつ急務であったことから、基金は、特に死亡、行方不明などの重大事案を中心に、情報提供（第一報）を関係組合・市町村（以下「関係組合等」という。）に依頼した（平成23年4月4日付事務局長事務連絡）。

基金では、大震災発生後、消防団員の事故情報（死亡、行方不明等）の収集に努め、関係組合等から、隨時、情報提供を受けていたが、あらためて消防団員の事故、特に死亡、行方不明などの重大事案について情報が得られた場合には、察知した時点で、また、分かり得た範囲で第一報をしてもらうよう依頼した。

(2) 東日本大震災による消防団員の被災状況 (平成23年8月10日現在)

総務省消防庁の取りまとめによると、今回の東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は平成23年8月10日現在252人に上っており、基金において関係市町村等に照会したところ、そのうちの大部分が公務中の災害による殉職と想定された。

消防団員の死者・行方不明者（平成23年8月10日現在）
(単位：人)

	死者	行方不明者	計
岩手県	100	19	119
宮城県	92	14	106
福島県	25	2	27
計	217	35	252

(3) 国、基金における対応

【対応の基本的方針】

基金は、法令並びに市町村及び組合との契約に基づき、市町村、組合とともに、これら殉職された消防団員等のご遺族に対し、法令等で定める遺族補償費等をできるだけ早期にお届けする責任を有している。しかしながら、今回の災害の規模は、消防団員等の死者の数を見ても、基金発足以来のどの大災害の規模と比較してもはるかに大きいものであり、公務災害補償等に要する経費は通常の年度の経費の10倍以上にも達することが見込まれた。このため、基金において仮に変動調整準備金など現在利用可能な準備金を取り崩すこととしたとしても、とうてい所要経費を賄うことができないという状況に直面することになった。

このため、基金においては、総務省消防庁をはじめ全国市長会、全国町村会、日本消防協会、全国消防長会等の関係者と協議した。

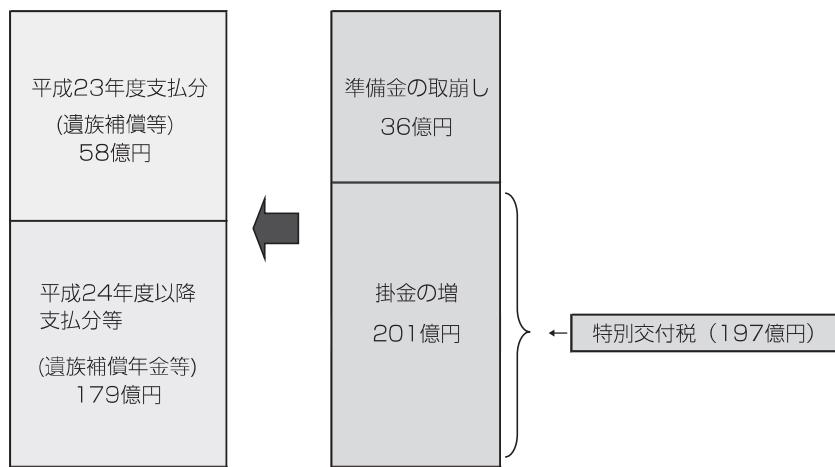
平成23年5月10日には、日本消防協会が東日本大震災に関する要望書の中で、当基金の公務災害補償の支援措置を要望した。

また、基金においても平成23年7月12日、全国市長会、全国町村会、日本消防協会、全国消防長会とともに、東日本大震災における消防団員等の災害補償への国の支援について、関係者への要望活動を行った。

その結果、今回の東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応については、関係者間において、次のような基本的な方針で臨むこととした（図2-1）。

① 東日本大震災による被災消防団員等につい

図2-1 対応の基本的方針〈イメージ〉



て、法令に基づく損害補償等（遺族補償年金等平成24年度以降に支払われるものを含む。）を確実に実施する。

- ② 上記①に対処するため、基金において活用可能な準備金を全額取り崩したうえで、なお不足する額については掛金の増額（平成23年度限り）によって対処する。
- ③ 上記②の掛金の増額に係る市町村（普通交付税の不交付団体を含む。）の負担に対しては、特別交付税によって措置する。
- ④ 上記①～③の措置を講じるため、基金の平成23年度事業計画書を変更する。

【平成23年度国の第二次補正予算における財政措置】

平成23年7月5日、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、平成23年度補正予算（第2号）について閣議決定され、国会に提出された（7月25日成立）。

このいわゆる第二次補正予算においては、平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることなどから、これらに関連して地方財政措置を講じることとされた。

具体的には、第二次補正予算に計上された平成23年度分の地方交付税の増5,455億円（平成22年度精算分）のうち約4,600億円について、

平成23年度補正予算（第1号）による補正後の特別交付税に加算することとされた。この特別交付税に加算される額の配分については、「平成23年度補正予算（第2号）に伴う対応等について」（平成23年7月5日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）において、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定に基づく被災者生活支援基金への都道府県の追加拠出についてその全額を措置することとされたほか、「別途お知らせする」とこととされていた。

平成23年9月20日、総務省は、平成23年度特別交付税の第2回特例交付額（東日本大震災関係）の決定及び閣議報告を行い、基金への拠出に係る経費が特別交付税措置された。

なお、交付税総額が100万円未満の団体（35町村）については、交付事務上の関係から12月の特別交付税で措置された。

【責任共済法施行令の改正】

平成23年8月5日の閣議において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号。（以下「改正政令」という。））が決定され、同10日に公布、施行された。この改正は、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払い等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が支払

う掛金の額を消防団員及び水防団員1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げ、その支払期限を原則12月末日とすること等を内容とするものであった。

総務省消防庁においては、8月5日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正について」（平成23年8月5日付け消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡）を各都道府県消防団担当課及び各政令市消防団担当課あてに発出し、改正内容の周知を図るとともに、各市町村における必要な予算措置等の取扱いに遗漏がないよう依頼し、併せて政令改正に係る市町村の負担増については特別交付税により個々の市町村に措置される旨の連絡を行った。また、同10日には、消防庁長官から正式に改正政令の施行通知（「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）」（平成23年8月10日付け消防庁長官通知）が発出され、同時に「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令による掛金の引き上げ額について」（平成23年8月10日付け消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡）において、改正による掛金の引上げ額（2万2,800円）につき、「基金が行った各市町村等への調査結果を基に、一定の前提を置いて計算したもの」としたうえで、具体的な積算の考え方を「別紙」で明らかにした。

① 追加掛金額（消防団員及び水防団員1人当たり）

改正後掛金額	改正前掛金額	追加掛金額
24,700円	1,900円	22,800円

② 支払期限（改正政令附則第2項） 平成23年12月末日

【平成23年度事業計画書の変更の概要】

基金の平成23年度事業計画書は、平成23年2月の評議員会の審議及び理事会の議決を経て、総務大臣の認可を受けたものであるが、平成23年2月時点の収支見込みに基づいて作成されてお

り、3月11日に発生した東日本大震災の被災状況を反映したものではなかった。

このため、基金においては、前述した対応の基本的な方針に従い、改正政令の施行を受けて、8月11日、平成23年度事業計画の変更を理事会において議決（書面評決）し、直ちに総務大臣に認可申請をし、8月24日に認可された。

① 概要

ア 東日本大震災に係る公務災害補償に要する所要額（想定）

消防団員の死者・行方不明者251人（平成23年8月3日現在）のうち、公務による死亡と判定でき、かつ、遺族等の状況が判明しているため補償額の算定が可能である者の補償額の平均額に、関係市町村、組合に照会して公務災害対象と想定されると回答があった消防団員数を勘案し必要とされる数を乗じた額（平均額×215人相当の額。年金については、特殊公務災害該当で100分の50加算）で想定した所要額は次のとおり。

（単位：百万円）

	平成23年度支給額	責任準備金等	合 計
損害補償	692（注1）	14,672（注3）	15,364
福祉事業	4,755（注2）	2,934（注4）	7,689
計	5,447	17,606	23,053

（注1） 遺族補償年金の平成23年度中に支給する額及び葬祭補償（一時金）

（注2） 遺族特別援護金等の一時金（殉職者一人当たり2,160万円）及び福祉事業年金（遺族特別給付金という。遺族補償年金の100分の20相当）の平成23年度中に支給する額

（注3） 遺族補償年金の平成24年度以降の所要額に係る責任準備金（当基金は、毎事業年度の末日において、翌事業年度以降の期間に支給すべき額を責任準備金として積み立てることとされている（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第33条）。）

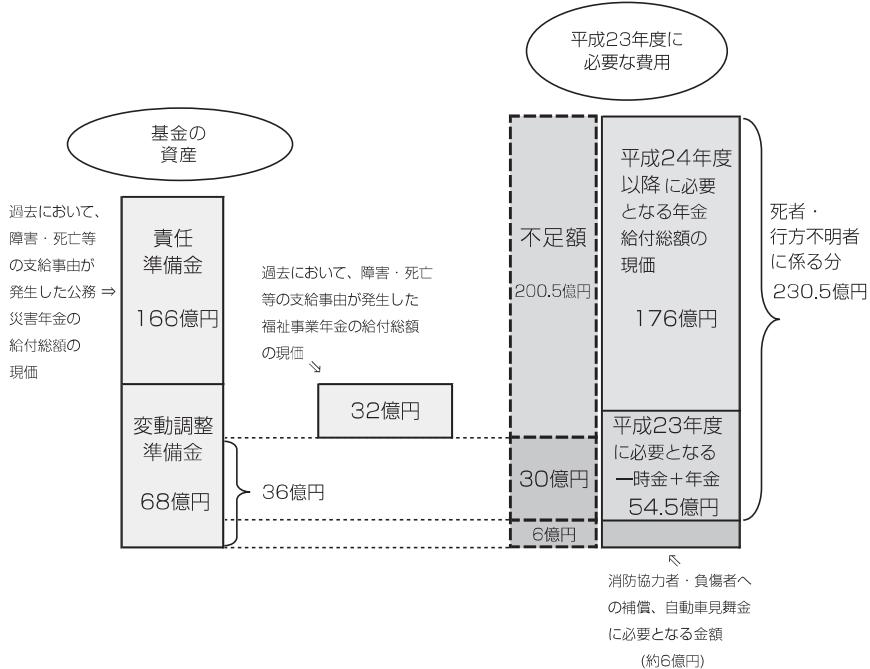
（注4） 福祉事業年金の平成24年度以降の所要額を変動調整準備金の中で計上するもの

イ 基金の資産状況等（平成22年度決算ベース）と東日本大震災関連の所要額（図2-2）

ウ 対応

（ア） 平成22年度決算における当基金の変動調整準備金約68億円のうち、過去の障害、死亡等の支給事由が発生した者に係る福祉事業年金分約32億円

図2-2 基金の資産状況等と東日本大震災関連の所要額



を除いた約36億円について、30億円を東日本大震災の消防団員の殉職者の災害補償等に充て、約6億円を東日本大震災に関連した消防協力者（当時2名の死亡を認定）の補償、消防団員等の療養補償、自動車見舞金等に充てるとした。

- (イ) したがって、東日本大震災の消防団員の殉職者に係る公務災害補償等に要する経費の不足額は、200.5億円（230.5億円－30億円）となる。
- (ウ) 上記（イ）の不足額（200.5億円）を消防団員・水防団員の定数で除した金額（2万2,800円）が平成23年度限りの消防団員及び水防団員一人当たりの追加掛金額となる。

② 変更計画

大震災において被災された消防団員等の公務災害補償等に要する経費236億4,300万円を追加計上した。また、これらの経費に対応するため、平成22年度末の変動調整準備金67億9,500万円から過去の障害、死亡等

の支給事由が発生した者に係る福祉事業年金分32億500万円を差し引いた35億9,000万円を戻入（取崩し）するとともに、平成23年度限りの追加掛金（消防団員及び水防団員1人当たり2万2,800円）を追加計上した。

ア 今回の大震災により被災された消防団員等の公務災害補償等に要する経費として、236億4,300万円を追加計上した。

追加経費計	236億4,300万円	平成23年度に必要となる一時金・年金
損害補償費	8億900万円	
療養補償費	1億200万円	
遺族補償費	5億6,600万円	
葬祭補償費	1億4,100万円	
福祉事業給付費	47億5,500万円	
遺族特別支給金	6億4,500万円	
遺族特別援護金	39億9,900万円	
遺族特別給付金	1億1,100万円	
自動車損害見舞金	2億円	

責任準備金	149億4,500万円	平成24年度以降に必要な年金給付総額の現価
変動調整準備金（福祉事業年金分）	29億3,400万円	

イ アの経費に対応するための財源として、236億4,300万円を追加計上した。

追加財源計	236億4,300百万円	備 考
変動調整準備金戻入	35億9,000百万円 (平成22年度末) 67億9,500百万円 －(福祉事業年金分) 32億500百万円	
追加掛金額	20,103百万円	消防団員及び水防団員1人当たり 2万2,800円

(4)認定人数の推移(平成24年3月26日現在)

消防団員等の死者・行方不明者数については、大震災発生後、関係組合・市町村からの速報、電話確認などを通じて集計を行ってきたが、公務災害等に該当すると見込まれる人数は、平成23年6月に入ってから、ほぼ全体像が明らかとなり、同6月10日では209人（死者162人、行方不明者47人）に達していた。

その後、一部が労働災害に該当したことなどから、平成23年7月末では206人（死者183人・行方不明者23人）、同8月末では総数変わらずも死者197人・行方不明者9人で、この時点で認定人数は180人に達した。

9月末では207人（死者201人、行方不明者6人）で認定人数191人、さらに労災該当などから若干の減少があったが、平成24年3月26日時点では行方不明者がなくなり死者203人で認定人数203人となり、その後、変動は生じていない（認定状況等については平成24年度の項を参照）。

2

平成23年度決算における東日本大震災に係る公務災害補償費等の支払状況

大震災で被災し、公務災害に認定された死亡者は、前述のとおり203人（団員198人、作業従事者5人）であった。このうち、平成23年度において災害補償費が支払われた死亡者は189人（団員184人、作業従事者5人）である。また、負傷者52人（団員）についても災害補償費が支払われ、平成23年度決算に計上した。

平成23年度決算の大震災に係る事業費は52億2,900万円（損害補償費9億5,100万円、福

祉事業給付費41億4,300万円、自動車損害見舞金1億3,500万円）、責任準備金繰入91億1,300万円、変動調整準備金繰入57億6,500万円であった。

なお、変動調整準備金繰入には、福祉年金分19億3,700万円、平成24年度に必要な未払金14人分等必要な分約13億円が含まれており、大震災に係る経費は約176億円が見込まれることとなった。追加掛金（201億7百万円）との差額の約25億円は、将来の災害等に備えるため、変動調整準備金に繰入れることになった。

この平成23年度限りの追加掛金と平成23年度に大震災に係る公務災害補償等に要した経費の差額の平成23年度災害補償経理の変動調整準備金への繰入れについては、平成24年6月の評議員会及び理事会において、平成23年度決算に合わせて報告し、了承を得た。

3

介護補償の改正

平成23年3月31日総務省告示第138号により、介護補償の常時介護限度額が10万4,530円、定額5万6,720円、随時限度額が5万2,270円、定額2万8,360円に引き下げられた。

平成24年度

1

東日本大震災における消防団員等の公務災害認定状況等(平成24年5月末日現在)

基金は、東日本大震災における消防団員等の公務災害認定状況等について、平成24年5月末日現在でまとめた。その内容は、次のとおりである。

表2-6 消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況

県	市町村	人 数		
		団員	作業従事者	計
岩 手	宮古市	16		16
	大船渡市	3		3
	陸前高田市	34		34
	釜石市	8		8
	大槌町	14		14
	山田町	8		8
	田野畠村	4		4
	野田村	3		3
	計(8市町村)	90	0	90
宮 城	仙台市	3		3
	石巻市	19	2	21
	気仙沼市	7		7
	名取市	16	1	17
	多賀城市	1		1
	岩沼市	6	2	8
	東松島市	8		8
	亘理町	1		1
	山元町	10		10
	七ヶ浜町	2		2
	女川町	7		7
	南三陸町	4		4
	計(12市町)	84	5	89
福 島	相馬市	10		10
	南相馬市	9		9
	新地町	1		1
	浪江町	3		3
	楢葉町	1		1
	計(5市町)	24	0	24
合計(25市町村)		198	5	203

(注) 本表は、当基金が関係組合（消防補償事務を共同処理している岩手県市町村総合事務組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び福島県市町村総合事務組合）、市町村（以下「関係組合・市町村」という。）からの災害発生速報等に基づいて整理したものである。

(1) 消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況

消防庁の発表によると、東日本大震災により死亡又は行方不明となった消防団員は254人であり、県別に見ると岩手県が119人、宮城県が108人、福島県が27人であった（平成24年3

月11日現在）。このうち、殉職した全ての消防団員について公務災害の認定が行われた。認定を受けた消防団員は198人であり、県別に見ると岩手県が90人、宮城県が84人、福島県が24人となっている（表2-6）。

このほか、宮城県で亡くなられた5人のかたが



水門を閉鎖する消防団員（訓練）[山田町提供]

法律に基づく作業従事者として災害補償の認定を受けており、合わせて203人について公務災害等の認定が行われた（同）。

（2）殉職した消防団員の状況

① 年齢構成

殉職した消防団員の年齢構成を見ると、40歳代が64人（32.3%）と最も多く、次いで30歳代が56人（28.3%）、50歳代が35人（17.7%）であった（表2-7）。

② 被災時の活動状況

殉職した消防団員のうち、震災後の捜索活

表2-7 年齢構成

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計（人）
岩手県	10	24	31	16	8	1	90
宮城県	4	19	25	18	16	2	84
福島県	2	13	8	1			24
合 計	16	56	64	35	24	3	198
割 合	8.1%	28.3%	32.3%	17.7%	12.1%	1.5%	100.0%

表2-8 活動状況

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計（人）
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	11	1		12
警戒・救助等（水門閉鎖後）	7			7
警戒・救助等（避難誘導後）	4			4
警戒・救助等（広報活動）		1		1
③ 避難誘導	44	61	13	118
避難誘導（水門閉鎖後）	25	3		28
避難誘導及び広報活動		12		12
避難誘導	19	46	13	78
④ 移動等	6	1		7
移動等（水門閉鎖後）	5	1		6
移動等（水門状況確認のため）	1			1
⑤ 出動途上	17	13	2	32
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等（水門閉鎖後）	8	6		14
避難等（避難誘導後）	2		9	11
合 計	90	83	24	197
（再掲）水門閉鎖等に関係するもの	48	11		59

（注）本表は、消防団員の被災時における活動状況及びその直前の活動状況を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものである。

表2-9 作業別の事例

従事作業	内 容
水門閉鎖	大津波警報発令により出動し、地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて溺死した。
警戒・救助等	水門閉鎖後、避難誘導を行い、民家に取り残された住人を救助中、津波に流された。
	消防車両で避難誘導中、海に流されそうな人を発見し、その救助中に津波に流された。
	積載車でいったん漁港に集合してから漁港周辺の警戒活動を行っていたところ、津波に襲われた。
避難誘導	水門閉鎖後、屯所に戻り屋上で半鐘を鳴らし避難誘導していたところ、屯所もろとも津波に流された。
	管轄地域の高齢者を自家用車で繰り返し避難誘導を行っているときに津波に襲われた。
	水門を閉鎖し、屯所付近で避難誘導した後、消防車両に乗車していたところを津波に流された。
出動途上	津波警報発令を受け、自家用車で屯所に向かう途上、津波に襲われた。
	大津波警報により職場から消防団詰め所へ向かう途中、津波に巻き込まれた。
	分団長と連絡を取った後、ポンプ置場に自家用車で向かう途上で渋滞に巻き込まれているときに津波にのまれ、車の下敷きとなった。
	ポンプ置場に向かう途中、渋滞に巻き込まれたため、付近に車を駐車して徒歩で向かっていたところ、津波に巻き込まれた。
避難等	ポンプ自動車で避難広報、水門閉鎖を行った後、津波が迫ってきたので、屯所に戻り、自家用車に乗り換えて避難している途中で津波に巻き込まれた。
	ポンプ車で避難誘導に従事していたが、津波が押し寄せてきたため、詰め所前に車を止め、下車し山へ避難を始めたが、津波に巻き込まれた。
	水門閉鎖に行き、先着していた団員と門扉を閉鎖した後、避難状況を確認中に津波に巻き込まれた。

(注) 本表は、消防団員の被災状況の具体的な事例を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものである。

動等に伴う疾病により死亡した消防団員1人を除く197人の被災時における活動状況を見ると、「避難誘導」が最も多く118人(59.9%)、次いで「出動途上」が32人(16.2%)、「避難等」が25人(12.7%)となっている。

なお、被災時に水門閉鎖に当たっていた人は3人であり、被災直前に「水門閉鎖」又は「水門状況確認」に当たっていた人を合わせると、59人(29.9%)が水門閉鎖等に関係していたと見られる(表2-8)(表2-9)。

(3) 公務災害に該当した作業従事者の活動状況

消防団員とは別に、宮城県の石巻市で2人、名取市で1人及び岩沼市で2人の計5人の一般人が

法律に基づく作業従事者(水防従事者)として、災害補償の認定を受けている。いずれも消防団などから避難誘導などの従事要請を受け、その活動中に津波に巻き込まれ、死亡したものである。

石巻市の2人については、委託契約により水門閉鎖を行った人が委託契約終了の報告を行った後、市(水防管理者)から河川状況把握等の水防活動の従事要請を受け、出動する際に津波に巻き込まれた。

名取市の1人については、津波発生のなか、子(消防団員)及び高齢者とともにいたんは自家用車で公民館に避難したが、その後、消防団活動中の子が戻ってきて、自宅付近の別の高齢者の避難誘導について従事要請されたことから、現場に戻り、手分けして高齢者の避難誘導を実施してい

たところを津波に襲われた。

また、岩沼市の2人については、いずれも地区消防協力隊（消防団OBにより構成され、消防団活動を支援するもの）の隊員であり、消防団詰め所に参集して、消防団の要請を受け、団員の指揮下で消防車両に同乗し、住民の避難誘導の広報活動を行っていたところを消防車ごと津波に襲われた。

2 介護補償の改正

平成24年3月30日総務省告示第142号により、介護補償の常時介護限度額が10万4,290円、定額5万6,600円、随時限度額が5万2,150円、定額2万8,300円に引き下げられた。

平成26年度

公務災害補償の給付内容の改正

平成26年9月25日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成26年9月25日号外政令第313号）が公布され、同年10月1日から施行（一部は同年12月1日から施行）された。

これは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令七条」による改正であり、改正内容は、平成26年4月からいわゆる「父子年金」の支給が開始されたことに伴い、遺族補償年金の他の法令による給付との調整にその内容を反映させたものであった。

平成27年度

1 介護補償の改正

1 爭訟費用支給金の新設

基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村が行った消防団員等公務災害補償に関する決定について、不服のある者から訴訟が提起され、その判決が確定し、又は和解が成立した場合に、当該訴訟に係る訴訟費用及び弁護士費用を負担した市町村に対する支給金の支給に関して、必要な事項を定めた。

2 福祉規程の改正

福祉規程の一部改正が平成25年3月22日付け消基発第240号をもって行われた（同年4月1日より適用）。主な改正点は次のとおり。

- ① 奨学援護金の支給対象となる在学者の区分のうち、高等学校等に在学する者に係る支給

月額を1万8,000円から1万6,000円に引き下げたこと。

- ② 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことによる関係規定の整備を行ったこと。

2 基準政令の改正

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日号外政令第346号）第6条により、基準政令の一部改正が行われた（平成27年10月1日適用）。主な改正点は次のとおりである。

- ① いわゆる「年金一元化」により、国家公務員共済組合員期間、地方公務員共済組合員期間に追加費用対象期間が含まれる者については、一元化法の施行日以後に新規に年金給付を裁定する場合は厚生年金として取り扱うこととした。
- ② 特殊公務災害に係る年金たる損害補償について従来と異なる調整率を用いることとした。

3 診療費としての診断書料の追加

市町村等の公務災害の認定に用いる診断書（公務上の災害と認定された場合のものに限る。）の交付に係る費用について、平成27年4月1日以後において発生した事故に係る診断書料を支払の対象とした。

4 福祉規程の改正

福祉規程の一部改正が平成27年5月22日を

もって行われた（同年4月1日より適用）。主な改正点は次のとおり。

- ① 「小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者」に係る支給月額を1万2,000円から1万3,000円に引き上げたこと。
- ② 認定こども園の取扱い変更に伴う関係規定の整備を行ったこと。

5

未契約団体に対する災害共済契約締結の促進

平成27年度末日現在において、基金と災害共済契約を締結している市町村数は1,590で、これは契約対象市町村数1,719の92.50%に当たる。

未契約市町村は表2-10のとおりであり、このうち、茨城県市町村総合事務組合（茨城県下の2市を除く42市町村で結成）、埼玉県市町村消防災害補償組合（埼玉県下6市を除く57市町村で結成）及び新潟県市町村総合事務組合（新潟県下全30市町村で結成）は、それぞれ組合ごとに公務災害補償条例を定め、構成市町村の公務災害補償事務を共同して処理している。

しかしながら、いったん不測の大災害が発生した場合は、1組合では必ずしも的確な補償についての対応ができるとは限らないので、基金は、未契約団体の解消についてかねてから努力をしてきたところであり、役員及び幹部職員が未契約団体等に赴き、県消防主管課の協力を得ながら契約の勧奨を続け現在に至っている。

表2-10 消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していない市町村一覧表

都道府県	市町村名	市町村数	備考
茨城県	日立市、土浦市を除く全市町村	42	42市町村で茨城県市町村総合事務組合を結成
埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市を除く全市町村	57	57市町村で埼玉県市町村消防災害補償組合を結成
新潟県	県内全市町村	30	30市町村で新潟県市町村総合事務組合を結成
合計		129	